

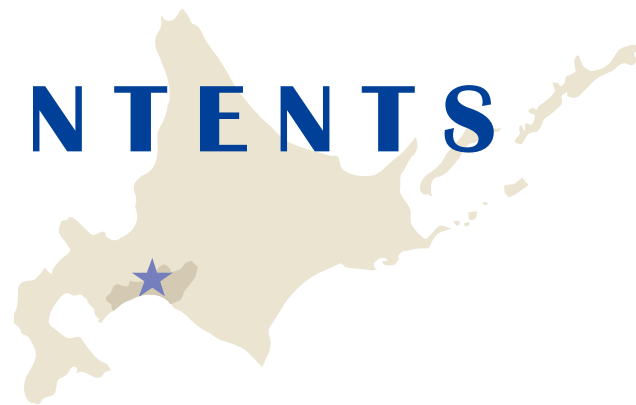
「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

北海道 東胆振圏域

(苫小牧市・白老町・厚真町・  
安平町・むかわ町)

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 東胆振圏域（苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町）の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

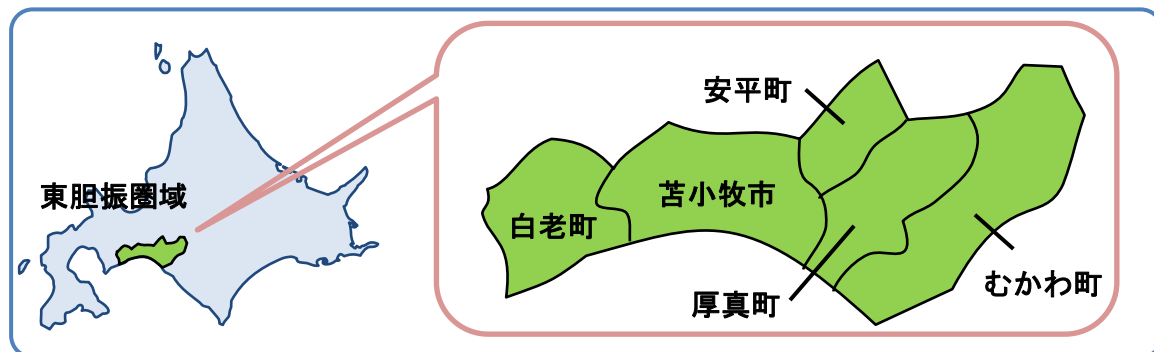
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 214,705人（平成27年7月1日現在）  
 苫小牧市174,064人、白老町18,378人、厚真町4,711人、安平町8,555人、むかわ町8,997人
- 障害者の状況（平成26年3月末現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 14,245人  
 苫小牧市10,991人、白老町1,715人、厚真町292人、安平町511人、むかわ町736人
  - ・療育手帳所持者 1,902人  
 苫小牧市1,426人、白老町231人、厚真町60人、安平町65人、むかわ町120人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1,159人  
 苫小牧市850人、白老町158人、厚真町12人、安平町32人、むかわ町107人
  - ・障害者の全体数は微増、平成25年度以降大きな変化なし
  - ・知的障害施設入所者の高齢化が進行
- 東胆振圏域の位置



## 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

### 整備のプロセス

- 精神障害者の地域生活支援向上のため、平成27年1月に医療・福祉の4法人が合同でNPO法人ラポルトを創設
- 同年4月に地域生活支援の拠点として開設された「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」内に事務局を設置。東胆振圏域地域生活支援拠点事業の受託に併せて、対象の地域・障害種別を拡大
- 平成27年11月に、「東胆振圏域地域生活支援拠点事業運営協議会」を設置し、東胆振圏域としての拠点等の方針等を1市4町で協議を図る

### 整備類型

#### 面的整備型

（「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」を中心に、圏域内資源と連携する面的整備）

### 概要

- 東胆振定住自立圏の中核を担う苫小牧市を中心に、5つの機能を整備
- 緊急時の受け入れとして空床確保はせず、圏域内の施設情報を入手したり、地域生活支援拠点施設での「ソフトな救急体制」で対応
- 相談支援専門員の積極的な情報収集により民間資源を活用した居住支援を実施



## 相談

- 時間外、休日は、職員 3 人が携帯電話で24時間相談受付
- 出向職員のうち 1 人がコーディネーターを担い、福祉サービスの利用援助や支援機関や施設・事業所等の情報を提供  
「地域生活支援拠点コーディネーター」の配置経費：  
苫小牧市600万円、200万円を4町で按分（4分の1を均等割、4分の3を人口割）
- 地域の関係機関（医療機関、訪問看護事業所、訪問介護事業所など多種による訪問支援チーム）と連携した支援体制の構築を目指す

## 緊急時の受け入れ

- 相談支援専門員が東胆振圏域内の短期入所（1市4町で13か所）の中から受け入れ先を探して日程調整
- 空きがない場合、受け入れ場所が確保できるまで「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」で預かるなど柔軟に対応
- 夜間緊急時は、「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」のリフレッシュルームにソファベッドを置いて法人の専門職が一晩見守るソフトな救急体制を実施

## 体験の機会、場

- 「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」にて、食事・入浴・日中活動・交流など、地域生活の体験を実施
- 地域のグループホームも活用し、宿泊体験機会を実施
- 料理や洗濯体験が可能な物件も提供（費用はオーナーとの調整で日割り。「無料でよい」という良心的オーナーもいる）
- 当事者が小さい子どもの場合、「短期入所やデイサービスの利用により、将来的に独り立ちができるようにしたい」と考える親が増加傾向
- 家族や本人が宿泊体験をイメージできるよう、ホームページに受け入れ場所の詳細情報（雰囲気、医療的ケアができるなど）の提供を検討中

## 専門的人材の確保・養成

- 東胆振圏域指定相談支援事業所連絡会議で、計画相談支援事例検討会等を行い、事業所間の情報共有と資質向上を図る
- 平成28年度からピアヘルパー養成講座を実施、ピアスタッフとして活動中。平成29年度からスキルアッププログラムも実施、在宅サービスまで広げることが目標

## 地域の体制づくり

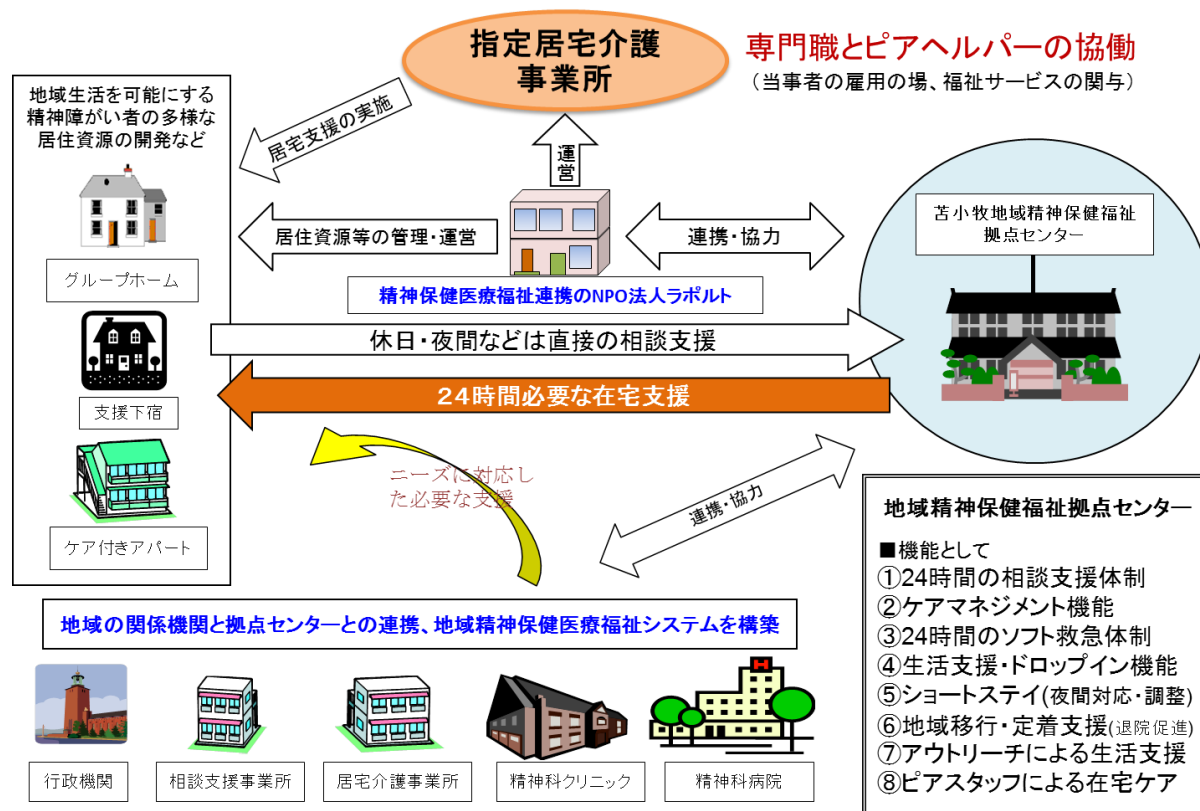
- 「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」を中心に1市4町、関係機関、相談支援事業者、当事者、家族等による「生活支援ネットワーク会議」を組成
- 胆振全体を管轄する事業所と東胆振とで連絡協議会を組成。将来的な東胆振圏域の地域自立支援協議会立ち上げを視野

## その他

- 居住支援事業：相談支援専門員が日頃から情報収集し、障害者も入居できる民間アパート・下宿等の一覧表を作成・更新し、圏域内のグループホームの空き情報と共にホームページに掲載

- 「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」を中心とした面的整備
- 居住支援事業として、相談支援専門員が障害者も入居できる民間アパート・下宿等の一覧表を作成・更新し、ホームページに掲載

### 苫小牧地域精神保健福祉拠点センターの機能とイメージ



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・60代男性。療育手帳B。頸椎症による四肢の筋力低下で移動は歩行器を使用

**利用した経緯**

- ・苫小牧市の障害者支援施設に入所して暮らしていたが、他害行為等を繰り返し、他の利用者への影響が大きい状況だった。圏域外の精神科病院を受診し、現在は病院に入院している。町より退院支援にかかる相談として地域生活支援拠点等に依頼があり、支援を開始

**利用の効果等**

- ・病院でのケア会議に出席し、医療機関との関わりを継続できるよう、なるべく現在入院中の病院から近い入所施設を探している。町とも連携しながら、施設の空き情報の提供等、早期の退院を希望する本人に早い段階で見通しを伝えることができた

## ● 強度行動障害の受け入れ

東胆振圏域に強度行動障害に対応可能な法人はあるが、法人内の利用者で手一杯で外部への対応は難しい。既存のグループホームでは他の入居者への配慮から受け入れが難しい

## ● 医療的ケア児・者の受け入れ（短期入所）

東胆振圏域に医療的ケア児・者の短期入所がない。札幌市の施設を利用する人が多いが、北海道全体でも事業所が少ないため、かなり前から予約が必要である

現在日中の医療的ケアは2か所の訪問看護ステーションが対応しているが、制度の範囲内では1.5時間しか利用できない。家族はレスパイトも含めた長時間利用や宿泊利用ができる短期入所を要望

## ● 1市4町のエリアの広さへの対応

遠方への緊急時対応が課題（「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」から、むかわ町まで車で40分～2時間、白老町まで車で30分～1時間、安平町まで車で約1時間）

4町から、「日中活動に通うのも時間がかかるので難しい」という声もある

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

宮城県 塩竈市・多賀城市・  
松島町・七ヶ浜町・利府町

# 目次

# CONTENTS



2

| 01 |

塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町の概要

3

| 02 |

地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| 03 |

各機能の具体的な内容

6

| 04 |

地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| 05 |

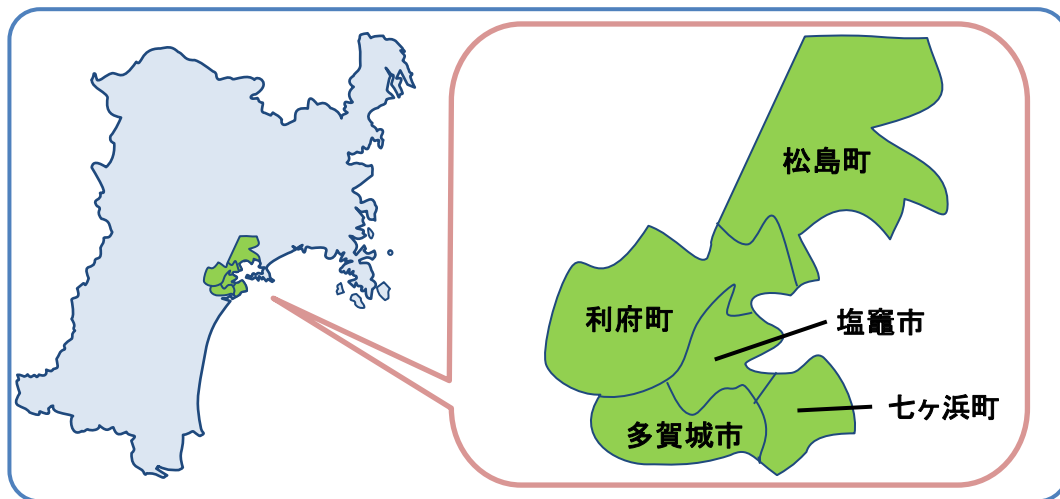
地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| 06 |

地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題  
・方針

- 人口 187,243人（2市3町合計）（平成29年3月末現在）  
塩竈市54,959人、多賀城市62,321人、松島町14,632人、七ヶ浜町19,126人、利府町36,205人
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 6,387人
  - ・療育手帳所持者 1,332人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 914人
  - ・障害者手帳所持者は増加傾向（平成24年度 8,299人→平成28年度 8,633人）
  - ・身体障害者手帳所持者数が半数以上を占めている
- 塩竈市・多賀城市・  
松島町・七ヶ浜町・  
利府町の位置

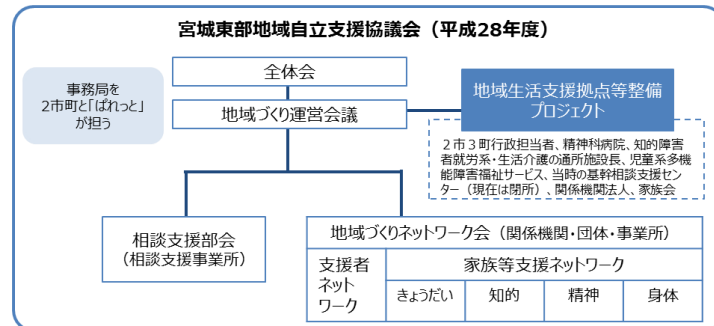




# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 平成26年度、宮城東部地域自立支援協議会と家族会で懇談会を実施
- 平成27年7月に地域生活支援拠点等整備プロジェクトを設置
- 家族会との調整を丁寧に実施
- 平成28年度に家族会を含む多分野のメンバーが入り、具体的な運用を検討
- 平成29年4月「地域拠点センター」開所



## 整備類型

多機能拠点整備型

## 概要

- 2市3町で認定NPO法人に運営委託（基幹相談、緊急ショート等）
- 緊急相談は、平日・日中は計画相談支援事業所と行政が行い、休日・夜間は委託事業所が受けることで役割分担
- 緊急かけつけ・受け入れは、原則登録制とし、登録後の体験ショートステイ利用を推奨し、緊急対応に備え、利用者の情報を取得

## 相談

- 認定NPO法人に地域生活支援コーディネート（緊急相談、緊急かけつけ、緊急受け入れの対応）として委託
- 基幹相談支援センターの機能強化事業を使って3.5人配置し、緊急相談など、重層的構造になっている
- 平日・日中は計画相談支援事業所や行政が相談対応し、緊急のショートステイの必要性がある場合のみ、地域生活支援コーディネーターが対応といった役割分担を行っている

## 緊急時の受け入れ

- 緊急時の定義：障害者の主な介護者の不在により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難になった時とする
- 緊急時の対応は登録制。登録者へは365日24時間対応。登録後は体験ショートステイ利用を推奨し、緊急対応に備え、利用者の情報を取得
- オンコールは輪番制で2名体制

## 体験の機会、場

- 障害福祉サービス未利用者に、ショートステイ体験を推進し、障害福祉サービスの理解を深めていく

## 専門的人材の確保・養成

- 宮城東部地域自立支援協議会による研修会を開催。対象者別にニーズのある研修会を企画・実施  
(平成28年度6回：人材育成、子どもの相談支援、きょうだい児支援、精神障害者家族対象の親亡き後の生活、地域生活支援拠点等のあり方、身体障害者家族会に向けた研修会など)

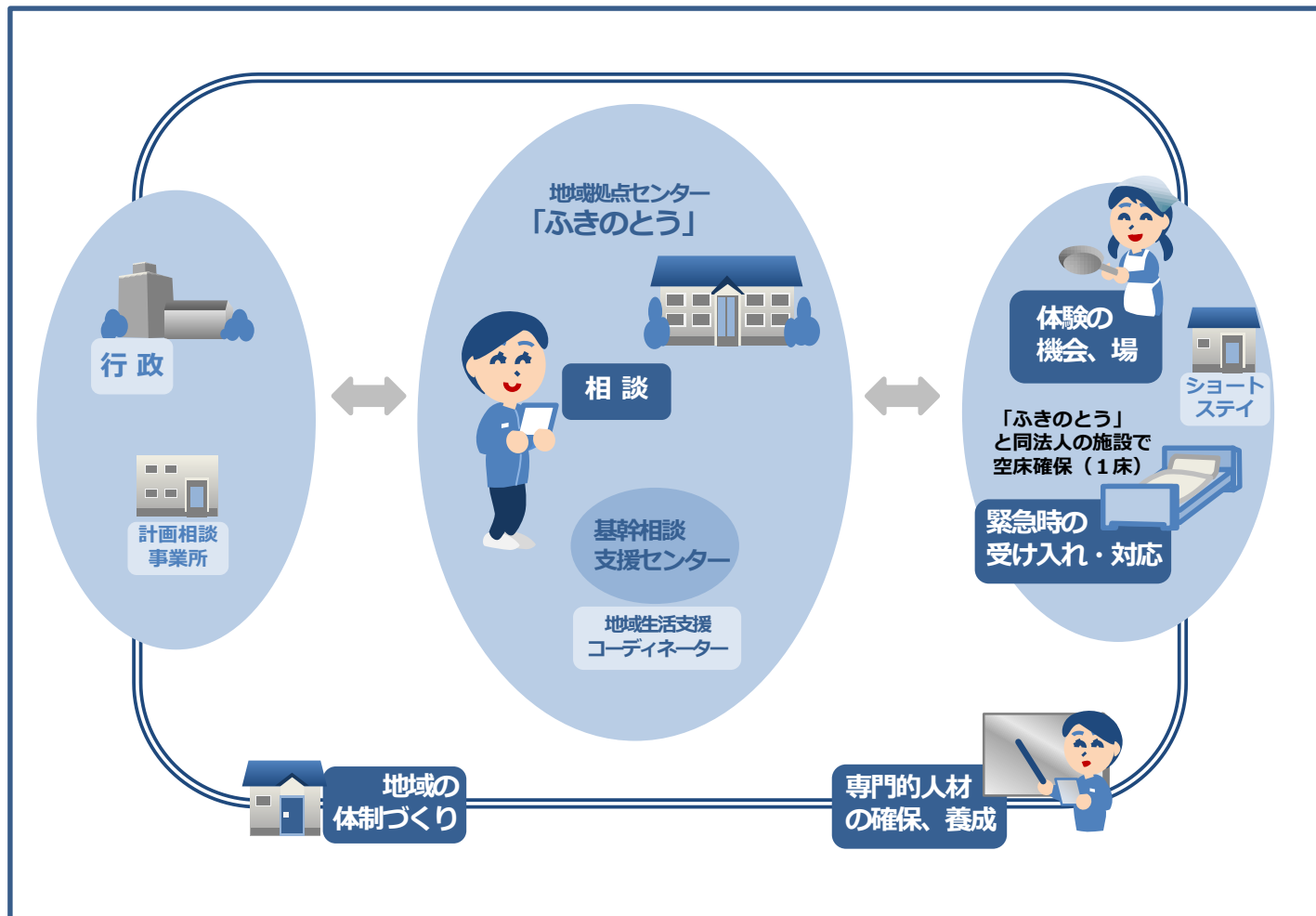
## 地域の体制づくり

- 宮城東部地域自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者家族、特別支援学校、医療機関等とネットワーク化を図っている

## その他

「ー」

- 「地域拠点センターふきのとう」を中心とした多機能拠点整備
- 緊急かけつけ・受け入れは、原則登録制とし、登録後の体験ショートステイ利用を推奨し、緊急対応に備え、利用者の情報を取得している



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・50代 男性 重度知的障害
- ・高齢の父親との二人暮らし  
父が急病の際は、自宅での単身生活は困難な状態

**利用した経緯**

- ・本事業の内容を説明。家族の同意を得たため、登録に至る
- ・登録後、ショートステイ事業所の体験利用を月1回ペースで利用

**利用の効果等**

- ・ショートステイ体験の機会を得たことにより、第三者の支援を受けながらの生活に慣れていくことができ、将来の、親亡き後の備えとなっている

- **2市3町における医療的ケアを必要とする人を支援するための協議の場の整備が課題**

平成29年度以降、医療的ケアを必要とする人の支援について、自立支援協議会において検討を行っていく予定

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

宮城県 東松島市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 東松島市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例  
(事例なし)

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題  
・方針



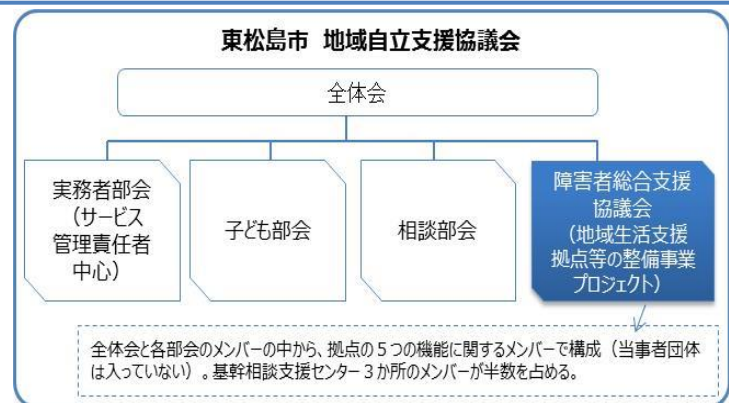
- 人口 40,279人（平成29年11月末現在）
- 障害者の状況（平成29年4月1日現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 1,473人
  - ・療育手帳所持者 337人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 189人
  - ・障害者の高齢化が進行（65歳以上 50.8%）
  - ・精神、療育手帳所持者は微増
  - ・身体手帳所持者は高齢で亡くなる人がいるため減少傾向
  - ・精神通院医療者が増加
- 東松島市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 国の指針を受け、地域自立支援協議会の中に、「障害者総合支援協議会（地域生活支援拠点等の整備事業プロジェクト）」を設置し検討を開始
- 検討の結果、5つの機能のうち「緊急時の受け入れ」を喫緊の課題として位置づけ、取り組むこととなった



## 整備類型

面的整備型  
（3か所の基幹相談支援センターを中心とした面的整備）

## 概要

- 主に、市内全域を対象とする3か所の基幹相談支援センターが身近な相談場所となり、コーディネーターの役割も担う
- 仮設住宅入居者の住み替えのためのグループホームと緊急時の受け入れ場所（緊急保護室）を備えた建物を、地域生活支援拠点等施設の一部を担う役割として建設
- 地域生活支援拠点等施設に、グループホームと緊急時の受け入れ場所を備える
- 各事業所が緊急時の判断と対応をスムーズに行えるよう、市独自のマニュアル書を作成中

## 相談

- 市内に3か所の基幹相談支援センターがあり、相談はまずここを通すこととしており、基幹相談支援センター＝コーディネーターという位置づけとしている
- 3か所の基幹相談支援センターはエリア別には分けず、利用者が選択できるようにしている
- 夜間休日は基幹相談支援センターの職員がそれぞれ携帯電話で対応
- 行政は、夜間や休日も含めた虐待防止センターへの第一報について、保健センターの保健師が基幹相談支援センターと共に対応する他、緊急保護室の利用調整を行うなどのバックアップを行う
- また、保健師や精神保健福祉士による潜在ニーズの掘り起しに伴い、精神の通院医療対象者への対応強化が求められている

## 緊急時の受け入れ

- 通常利用している施設で受け入れをしてもらうようにしているが、空きがない場合は最終手段として緊急保護室（2床）を確保
- 緊急保護室は短期入所の指定は受けていない
- 緊急保護室の利用対象は3障害手帳取得者と精神通院医療者すべてを対象とし、事前登録制は取っていない
- 緊急時対応の平準化に向けてマニュアル書を整備中
- 重度障害者、医療的ケアへの対応は県と連携
- 強度行動障害、自閉症への対応が課題

体験の機会、  
場

- 市内のグループホームでは入居前に体験宿泊を実施している

専門的人材  
の確保・養成

- 地域自立支援協議会の相談支援部会で、市の保健師も参加しての事例検討会を行って、相談支援事業所のスキルアップを図る
- 医療的ケアの人財育成が課題

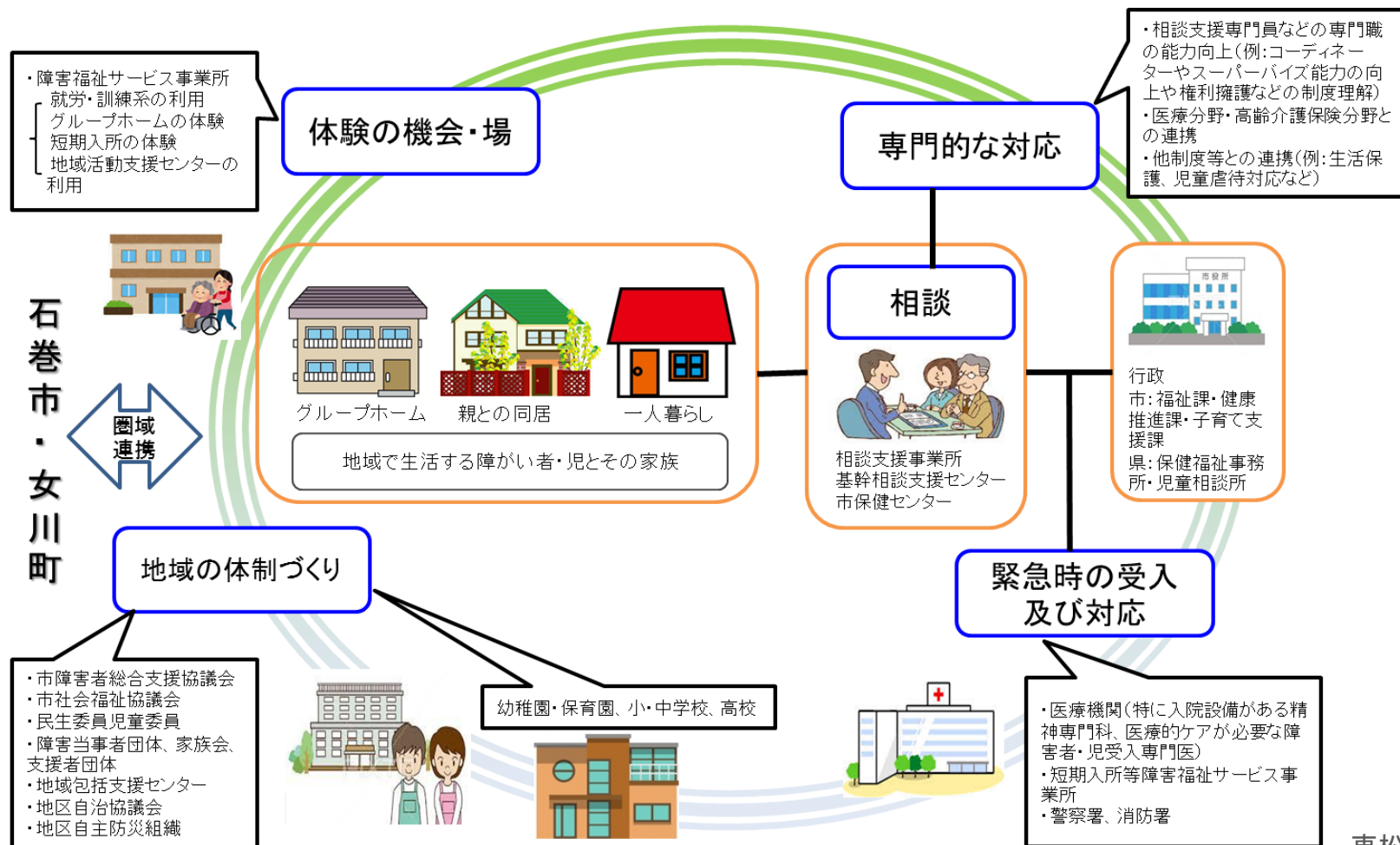
地域の体制  
づくり

- 市民協働の地域づくりについて検討中

その他

「ー」

- 3か所の基幹相談支援センターを中心とした面的整備
- 既存の施設や事業所等が分担して担い、効果的な支援が確保されるよう市及び相談支援事業所が関係機関、事業所と連携し、各種サービスの調整を総合的に行う体制の整備を図る



利用事例

1

事例なし

## ● 石巻圏域でのスムーズな連携

東松島市内で不足する資源については石巻圏域内で連携できるように、各市町で単独でできるもの、連携でできるものをまとめた上で、不足分の対応策を検討する予定

近年緊急時の連絡は精神障害のケースが多いが、市内に入院のできる精神科病院がないため、近隣市町村の病院で受け入れ体制を構築していきたい

## ● 緊急時の受け入れ加算が必要

通常の短期入所とは別枠の加算や、相談支援事業所が緊急時に短期入所の受け入れに関わる対応を行った場合の加算などが有効

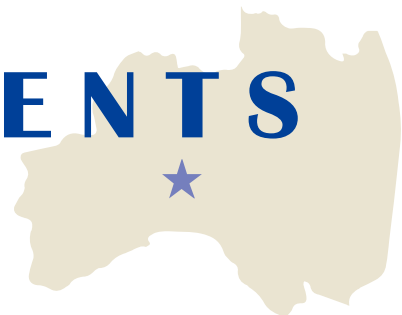
「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

福島県 会津若松市



# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 会津若松市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

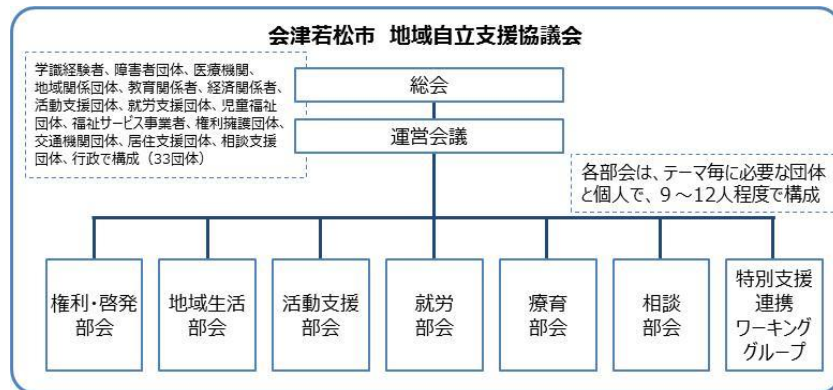
- 人口 122,006人（平成29年6月末現在）
- 障害者の状況（平成29年4月現在）
  - ・障害者数 9,366人
  - ・身体障害者手帳所持者 7,570人
  - ・療育手帳所持者 966人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 830人
- ・圏域における中心的医療機関があることから、障害者数が増加
- ・地域の高齢化の進行から、障害当事者の高齢化及び介護者の高齢化が進んでいる
- 会津若松市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 平成26年度、国の基本方針を受けて検討を開始
- 地域自立支援協議会の相談部会で地域生活支援拠点等の方向性明確化
- 第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）に反映



## 整備類型

### 面的整備型

（地域生活支援コーディネーターを中核とし、専門機関が連携を図る面的整備）

## 概要

- 相談窓口を24時間対応とし、緊急時に備える
- 体験の場、緊急時受け入れ場所を各1室確保。病院内に緊急時受け入れ場所を設置しているため、医療との連携も可能
- 基幹相談支援センター等を中心に、関係機関が集まる会議や研修の機会が多く、情報共有など地域の連携体制を構築
- 親亡き後の障害者本人の地域生活支援等を想定し、地域生活支援コーディネーターを中心とした実態把握、アセスメントや支援のプロセスを構築

## 相談

- コールセンターによる電話対応と相談サポーターによる2次対応により、24時間の相談対応を行う
- 電話だけでの対応が困難な場合は相談サポーターが2次対応をする
- 相談サポーターは有志で、基幹相談支援センターから委嘱。市職員、社会福祉協議会の職員、相談支援専門員など、障害者と関わりのある人が中心
- その他、地域の身近な相談支援窓口として、介護保険の地域包括エリアごとに「地域障がい者相談窓口」を設置

## 緊急時の受け入れ

- 病院内に1室、緊急時受け入れ用の居室を確保し緊急時の受け入れを行う  
病院内のため医療との連携も可能で、利用者の安心につながっている
- 事前登録制（登録していない人も利用可）
- 利用期間は月10日まで、基本的に地域生活支援コーディネーターが連絡調整

## 体験の機会、場

- 地域生活を体験できる居室を一般の集合住宅に1室確保（利用期間は月10日まで）
- 原則として地域生活支援コーディネーターが日中活動を含めコーディネートする
- 親元から離れた宿泊体験で、一人暮らしに近い生活を行う（地域生活支援コーディネーターや受託先の事業所の職員が訪問して、食事提供などの支援を行う）

## 専門的人材の確保・養成

- 基幹相談支援センター、地域生活支援コーディネーターを委託している法人は、障害の相談窓口として平成12年頃から活動しており、専門性を有する職員が多く3障害に総合的に対応可能
- 基幹相談支援センターが、相談支援事業者や相談支援専門員等への研修や各種セミナー、出前講座、勉強会など人材育成の取組を実施

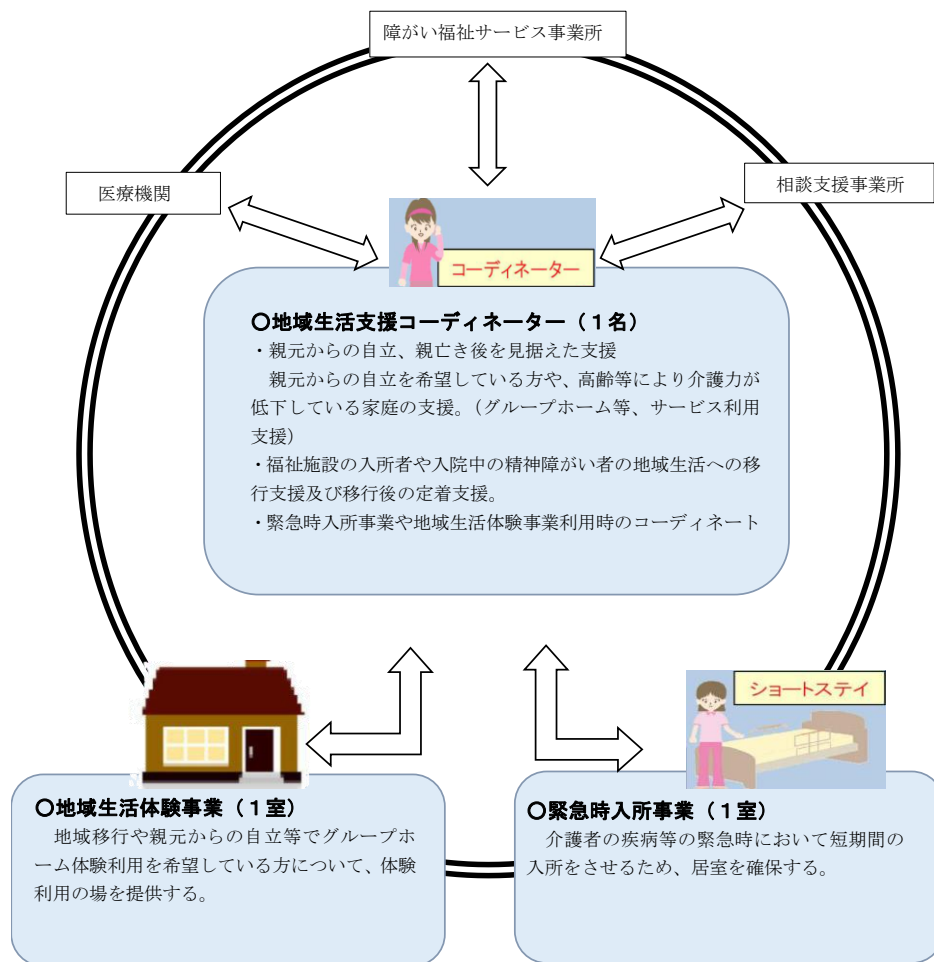
## 地域の体制づくり

- 事業所、医療機関とも協力的な地域で、医療機関の地域移行の意識が高い
- 「ノーマライズ交流館パオパオ（市施設）」で拡大コーディネート会議を月1回開催、相談支援事業所の資質向上や地域全体で支える体制づくり等を検討
- 指定特定相談支援事業所がもつケースのうち、親亡き後の対応が想定されるケースは地域生活支援コーディネーターにつなぐようにし、同行訪問なども実施

## その他

- 地域生活支援コーディネーターを配置し、地域生活体験事業と緊急時入所事業のコーディネート（プランニング、連絡調整、連携）だけでなく、相談支援事業所、医療機関、介護関連（地域包括支援センターなど）との連携も行う

- 地域生活支援コーディネーターを中核とし、専門機関が連携を図る面的整備
- 体験の場、緊急時受け入れ場所を各1室確保。病院内に緊急時受け入れを設置しているため、医療との連携も可能



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・40代男性。精神障害

**利用した経緯**

- ・現在、70代の母、50代のきょうだい（引きこもり）と同居
- ・通院先医療機関から離れた山間の地域に居住しており、通院には非常に不便であること等から親亡き後は通院先医療機関の近くへの居住を漠然とイメージしている。しかし、精神疾患発症後は単身生活等を送ったことがないため、アパート等での単身生活が可能か、グループホームでの支援が必要か等をアセスメントするとともに、親元から離れた生活を体験するため、地域生活体験事業の利用に至った

**利用の効果等**

- ・5日間の体験利用を経験し、単身生活のイメージを持つことができた
- ・食事の準備や栄養管理等に課題は残るものの、その他の家事や、日中活動であるデイケアへの通院も可能になった
- ・親亡き後の居住の場について、本人がイメージを持つことができた。今後、冬場の積雪後にも体験を行い、具体的に必要な支援の検討を行う

- **さらなる対応強化のための地域生活支援コーディネーターの増員**

今後、介護者の高齢化や障害の重度化などの対応強化のため、現在1名の地域生活支援コーディネーターの増員が必要になると考えている

- **体験の場などの拡充**

現在、体験の場、緊急時対応ともに1室ずつの確保であるが、男女別の対応等を考えると、2室以上の確保が望ましい



「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

栃木県 栃 木 市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 栃木市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

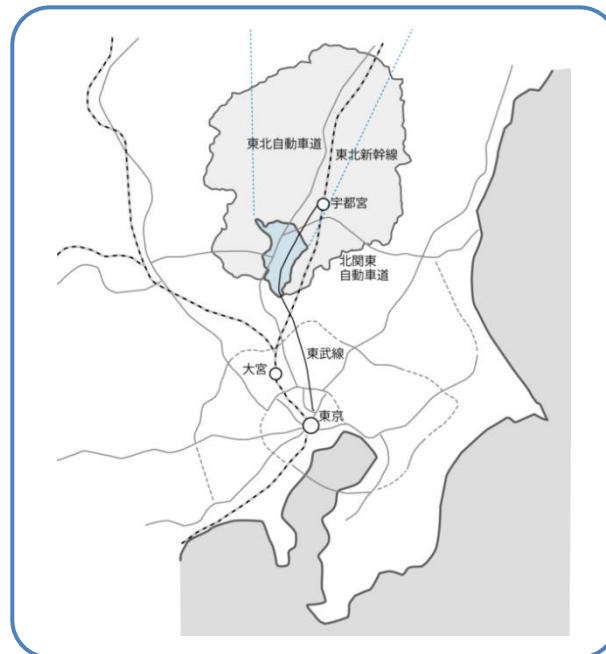
| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 162,191人（平成29年3月末現在）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 6,070人
  - ・療育手帳所持者 1,412人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 907人
  - ・障がい者手帳所持者は増加傾向
  - ・人口の高齢化に伴い障がい者も高齢化

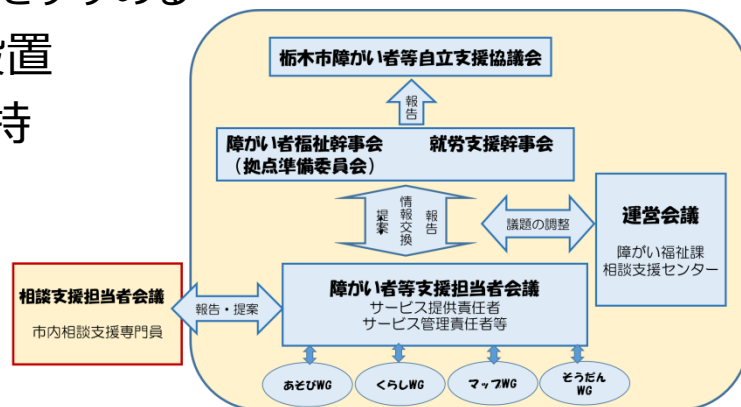
- 栃木市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 平成27年、厚労省のモデル事業を活用し、検討を開始。翌年、平成28年栃木県のモデル事業を活用し、体制整備をすすめる
- 自立支援協議会内に準備委員会を設置  
相談支援担当者会議と連携し、地域特性に合った整備方針を検討
- 緊急時支援試行運用事業を実施  
(平成28年11月から平成29年3月)  
見直し修正のうえ、平成29年4月から「緊急時支援」を本格運用



## 整備類型

### 面的整備型

(「緊急時の受け入れ・対応」を優先的に整備。それ以外は段階的に検討)

## 概要

- 地域生活支援拠点等の名称は「栃木市くらしだいじネット」と、市民になじみやすいものとした（「だいじ」は、「大切」の意のほか、方言で「大丈夫」の意）
- 事前登録制とし、利用者の情報を事前に収集し、緊急時も見据えたアセスメントをすることで緊急時のリスクを軽減
- 「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を常時共有

## 相談

- 市内21か所の相談支援事業所ごとに窓口となる委託の担当相談員を明確化し、連携をスムーズにしている
- 指定特定相談支援事業所に対して、地域移行支援・地域定着支援について研修会を実施

## 緊急時の受け入れ

- 事前登録制とし、利用者の情報を事前収集し、緊急時も見据えたアセスメントをすることで緊急時のリスクを軽減
- 「緊急時」の定義を決めているが、緊急時とするかの判断は市が行う
- 市障がい福祉課職員及び市障がい児者相談支援センターの相談支援専門員が当番制で24時間365日緊急時の相談受付を行っている。緊急時対応の判断をする相談相手として応援当番を置き、複数で判断している
- 緊急時支援として、輪番制による「緊急短期入所」、地区分担による「緊急居宅介護」、慣れた支援者が相談支援を行う「駆けつけ応援」の体制を確保
- 緊急時支援は、原則として1週間以内とし、緊急受け入れ後、再発予防のため、早めに関係者を招集し、今後の支援方針を検討

## 体験の機会、場

- サテライト型のグループホームを活用した体験の場の確保を検討中
- 日中系の事業所の有効活用
- 障がい者の居住の安定を図るため、自立支援協議会くらしWGメンバーが宅建協会への訪問、宅建協会との意見交換会等を実施し、住む家を探すシステムづくりをすすめている
- 平成27年度市独自事業として、体験短期入所事業を実施。対象は、過去に短期入所を利用したことがない65歳未満の障がい者で、不安な人は家族同伴での利用や宿泊なしの利用も可能とした。利用者アンケートでは満足度は高く、約6割を超える結果となった

## 専門的人材の確保・養成

- 居宅介護事業所の研修会（年3回）、相談支援ネットワーク定例会（2か月に1回）、障がい児福祉サービス事業所連携会議（年3回）を実施

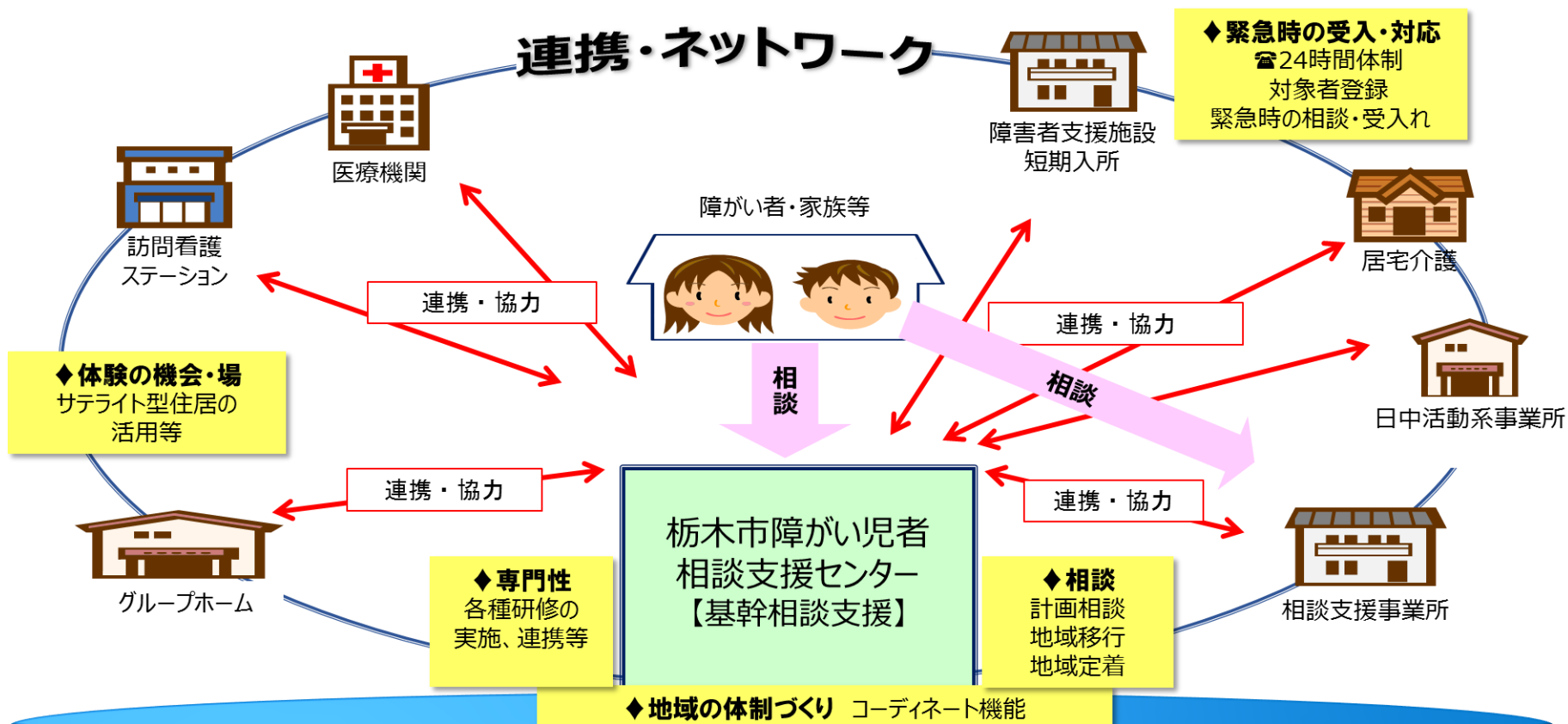
## 地域の体制づくり

- 市内事業所との連携のため緊急時支援事業についてのアンケートや報告会実施
- 平成28年12月「とちぎシェアネット開設（市内の短期入所やグループホーム、生活介護、相談支援などの空き情報が確認できるオンラインストレージ）」。費用は毎月5千円サーバーのレンタル料のみ
- 自立支援協議会の中に「医療的ケアグループ」を新たに設置。3か年計画で、医療的ケア児者の支援体制を検討
- 関係機関とのネットワークづくり

## その他

「ー」

- 基幹相談支援センターを中心とした面的整備。「緊急時の受け入れ・対応」以外は段階的に検討中
- 「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を常時共有



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・30代女性
- ・精神保健福祉手帳 1 級
- ・要介護の母（70代）と統合失調症のきょうだいと自宅で同居

**利用した経緯**

- ・統合失調症のきょうだいの状態が不安定となり、きょうだいへの対応にストレスを抱え、自身が他害してしまう不安を訴える
- ・本人面接し、状況を確認した上で、くらしだいじネット緊急時支援事業の緊急短期入所を7日間利用
- ・その後、きょうだいは通院し、服薬調整。本人も家族調整により自宅へ戻っている

**利用の効果等**

- ・これまでの支援の中では、福祉サービスにつながらなかったが、今回福祉サービスを利用し、緊急時に備える良いきっかけとなった

## 利用事例

## 2

**利用者の属性**

- ・50代男性
- ・療育手帳B 1

**利用した経緯**

- ・住み込みで働いていた所の家主に不満を持ち、逃げ出して知人に助けを求める
- ・知人よりセンターに相談があり、くらしだいじネット緊急時支援事業の緊急短期入所を7日間利用

**利用の効果等**

- ・センター、相談支援専門員が仲裁に入り、元の居場所に戻っている



## ● 「栃木市くらしだいじネット」の周知

相談支援専門員から当事者への周知、市内の民生委員の定例会議でパンフレットによる説明、広報での周知等を行ったが、更なる広報活動が必要である

## ● 障がい児の受け入れ体制の整備

障がい児を受け入れる事業所が不足している。障がい児は、特に本人から得られる情報に限りがあため、緊急時に備えて背景を把握しておく必要がある

## ● 相談支援専門員の質の向上

緊急時のリスクを減らし、将来の生活のあり様も含めたサービス等利用計画の作成や質の高い相談支援ができる相談支援専門員のさらなる質の向上が必要である

## ● 人材育成

様々な研修会等を継続して実施していくことにより、専門的な対応を行うことのできる人材の育成が必要である

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

埼玉県 吉川市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 吉川市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 72,311人（平成29年11月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年11月現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 1,742人
  - ・療育手帳所持者 448人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 416人
  - ・人口増加に伴い障害者数も増加。特に、知的障害と精神障害が増加
  - ・吉川美南駅周辺の戸建開発による若い層の転入増加のため、市全体の高齢化は緩やかだが、要介護認定件数は年々増加
  - ・家族内に複数の障害者がいる世帯が多い傾向がみられる
- 吉川市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 平成19年11月、市の委託を受けNPO法人なまずの里福祉会が「吉川市障がい者相談支援センターすずらん」を開所
- 平成20年4月、同法人が運営する吉川市精神障害者小規模作業所ひだまりを就労継続支援B型に移行、障害種別問わない相談を開始
- 平成24年9月、「吉川市障がい者相談支援センターすずらん」の隣家を借り、「フリースペースそよかぜ」開所
- 平成30年4月、「すずらん」と「ひだまり」を市所有地に移転して、地域生活支援拠点等として「障がい福祉総合支援センターなまずの里」開所予定

## 整備類型

### 面的整備型

(「すずらん」= 相談と居場所、「ひだまり」= 就労継続支援B型、「とうもろこし」= 共同生活援助を軸とする面的整備)

## 概要

- 人口7万人という「オール吉川」で支えられる規模の利点を生かし、地域生活支援拠点等の機能について、前身となる実績をもつ法人を核とする面的整備
- 地域生活支援拠点等の機能の狭間となる「障害の有無、障害種別を問わない緩やかな居場所」を独自に備え、潜在ニーズへの対応を充実

## 相談

- 市委託の一般相談支援、県指定の一般相談支援、地域移行支援、地域定着支援、市指定の特定計画相談支援と障害児相談支援など幅広く展開
- 相談体制は3人（常勤1人、短時間正社員1人、週3日非常勤1人）
- 職員（常勤+1人）が365日携帯電話を所有し、24時間相談対応。緊急時は必要に応じて訪問

## 緊急時の受け入れ

- 緊急時に避難できる場所として、「吉川市障がい者相談支援センターすずらん」に隣接する賃貸住宅を借りて、「フリースペースそよかぜ」として地域定着支援や一時的な避難場所として受け入れ（夜間のみ緊急時の宿泊として使用）
- 「フリースペースそよかぜ」で対応困難な場合は、関係機関と連携して対応

## 体験の機会、場

- NPO法人なまずの里福祉会が運営するグループホームで宿泊体験を実施
- 利用期間は設けていない
- 宿泊に職員はつかないため、対象者はある程度自分のことが自分でできる人と定めている

## 体験の機会、場（つづき）

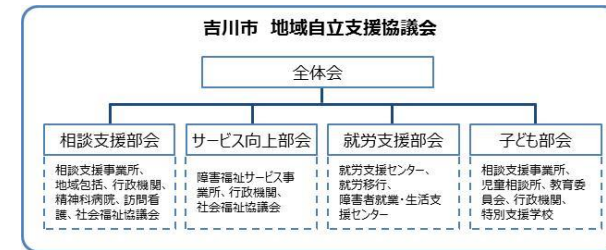
- 携帯電話での対応を行い、緊急時は駆けつける
- 共同住居を増設して宿泊体験機会を拡大（ワンルーム、3DKなど）
- 一般のアパートを借り上げて、シェアハウスとして、シェルター的に使えるようにしている（3LDK 5万円、定員4人）

## 専門的人材の確保・養成

- NPO法人なまずの里福祉会内の事例検討会により、職員のスキルアップ
- 同法人の職員が外部の専門研修に積極的に参加

## 地域の体制づくり

- 地域自立支援協議会等を中心に関係機関と連携。困難事例には必ず市が関与
- NPO法人なまずの里福祉会が、コーディネーター的役割を担い、個別ケースについて関係者（医師、町内会、民生委員など）を選定して障害者地域ケア会議を開催



## その他

- 「フリースペースそよかぜ」：障害の有無、障害種別を問わない、いつ来てもいつ帰ってもよいフリースペース。余暇支援の充実が目的
- 居住支援：医療機関への受診援助、賃貸住宅契約への同行支援、警察や消防との連携（情報共有）を行う



- 「すずらん」(相談と居場所)、「ひだまり」(就労継続支援B型)、共同生活援助を軸とする面的整備を展開中
- 障害の有無、障害種別を問わない緩やかな居場所」を独自に備え、潜在ニーズへの対応を充実





## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・家族全員が障害者（父50代高次脳機能障害、母50代知的障害、子ども3人知的障害）
- ・子ども2人はグループホームに入居

**利用した経緯**

- ・母は、父の病気をきっかけに精神障害を発症。身辺動作も介助が必要な状況になり、高次脳機能障害の父は妻を支えることができない
- ・子どもも両親の障害を受け止めきれず、暴力や暴言が絶えない状況から、母は精神病院に入院した。
- ・同居している子どもは、特別支援学校高等部卒業と同時にグループホームへの入居を目指し、グループホームの体験利用を行うこととなった

**利用の効果等**

- ・居宅介護、地域定着支援を導入し、自宅にて夫婦で生活することを検討している

## 利用事例

## 2

**利用者の属性**

- ・40代女性、統合失調症で入院中

**利用した経緯**

- ・両親共に他界したため、他市に住むきょうだい夫婦宅に身を寄せるが、知らない土地での生活で精神症状は悪化し、入院
- ・きょうだい夫婦は本人の状況から同居はできないと判断し、本人もこれまで住み慣れた吉川市での生活を希望

**利用の効果等**

- ・自宅生活、または市内のグループホーム入居を検討している

## ● 医療的ケアへの対応

現在施設入所は満杯のため、重症心身障害児者で20歳以上の人は、在宅で「中川の郷療育センター」の医療型生活介護で日中活動やショートステイを利用しているのが現状である

## ● 制度外サービスの活用

制度サービスだけでは十分支援できないため、制度外サービスを組み合わせた総合的な対応が必要

## ● 発達障害への対応

発達障害は家族からの相談が多く、特に20歳を超えて発見されて支援を受けていない人の相談が多い。就労継続支援B型を勧めるが、なかなかつながらず家にこもっている。受け入れ先も発達障害のノウハウをもっていないため、つなげにくい

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

千葉県 千葉市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 千葉市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

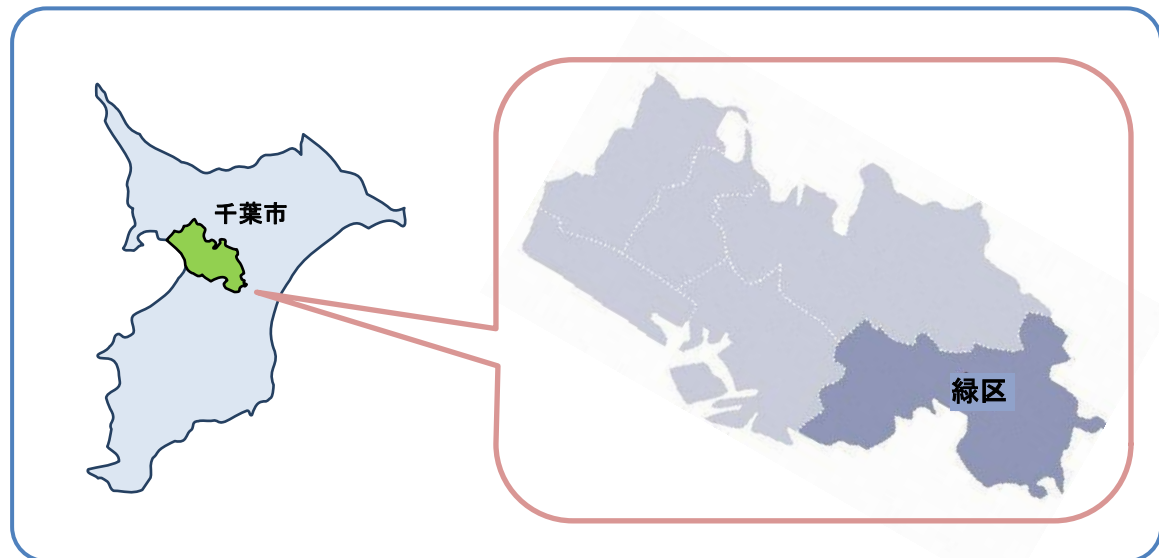
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

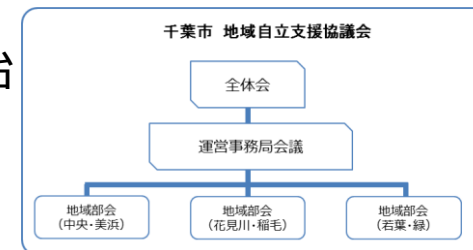
| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 973,856人（平成29年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ※ 地域生活支援拠点等の対象地域である緑区の状況
  - ・障害者数 5,682人
  - ・身体障害者手帳所持者 3,898人
  - ・療育手帳所持者 884人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 900人
- 千葉市の位置



## 整備のプロセス

- 国の方針が出された平成26年度以降、毎年知的障害者の親の会が整備を要望
- 平成28年9月に地域自立支援協議会で検討を開始
- 相談支援事業者へのアンケートと意見交換会で地域課題の優先順位を把握  
(1位緊急時の受け入れ、2位相談)
- 障害者相談事業や地域自立支援協議会での実績等から、社会福祉法人あしたばに決定



## 整備類型

## 面的整備型

(社会福祉法人あしたばがもつ機能とコーディネートによる面的整備)

## 概要

- 地域（緑区）と障害（知的）を限定したスモールスタートとする
- スモールスタートの利点を生かし、四半期毎に検証を行い、新たな課題への対応が可能
- 「緊急時の一次受け入れは市で確保する空床で、長期化対応は市内の短期入所で」という緊急時の段階別対応を検討中
- 障害サービス未利用者の緊急時や親亡き後の備えとして、見守り、啓発や体験、障害サービスの利用を勧奨

## 相談

- 電話や窓口の一次対応は、同一建物内の委託相談支援事業所が行い（窓口一本化）、緊急を要する案件は地域生活支援拠点等担当のコーディネーターが引き継いで対応
- 地域生活支援拠点等の予算は800万円
- 夜間、休日は併設の入所施設が電話を受け、必要に応じて相談支援専門員に連絡（実績として緊急案件は少ない）
- 介護との連携に向け、介護担当者の説明会への参加などの働きかけを積極的に実施
- 「緊急時の潜在的ニーズ」の早期把握に向け、地域や関連事業所に情報発信を実施

## 緊急時の受け入れ

- 原則事前登録制により、社会福祉法人あしたばのもつ短期入所で緊急時の受け入れを実施
- 平成30年度は、緊急時の一次的な受け入れ（14日程度）のための空床を確保し、長期化の場合に、二次的な受け入れ場所として既存の短期入所事業者を引き継ぐ体制に変更することを実施

## 体験の機会、 場

- 親亡き後や緊急時の対応を見据え、障害者と家族に自立支援の必要性と障害サービス制度の普及、啓発を行い、サービス利用につなげることを重視
- 現在、グループホームの体験利用は、空きが出た場合に長期利用予定の人がそのグループホームに合うかの試しとして実施しており、通過型のグループホームは検討課題である

## 専門的人材 の確保・養成

- 相談支援専門員育成のための研修を開催。「障害種別にとらわれない相談支援専門員の育成」や「制度にとらわれない（公的サービス以外のインフォーマルなものを生み出す発想力をもつ）人材育成」などをテーマとした研修を開催

## 地域の体制 づくり

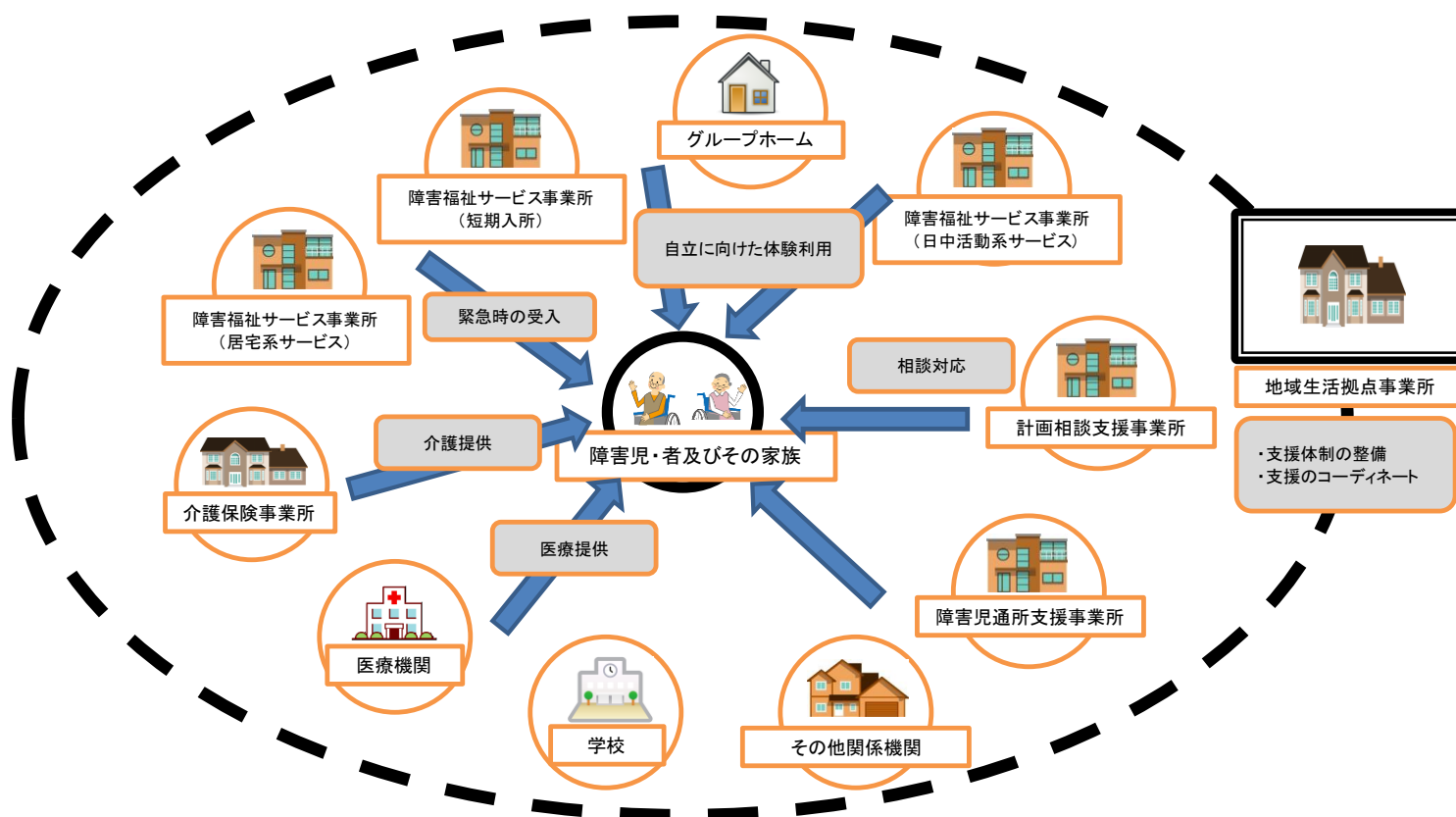
- 地域生活支援拠点等への協力機関として、「ネットワーク登録名簿」に登録。障害福祉サービス事業所に限らず、医療機関、小学校等、制度を越えて関係機関が登録。他分野の支援の中で見つかった支援ニーズの共有などが可能に
- 地域に見守り等が必要な障害者がいることを知ってもらうため、地域運営委員会、多職種連携会議、子供・若者総合相談センター、地域支え合い型訪問通所支援などと連携し、地域の中で見守る体制等を構築していく

## その他

- 緊急性があり見守り等が必要な人に、原則登録制で社会福祉法人あしたばによる電話や自宅訪問、関係先への見回り等の定期的な見守りサービスを実施
- 地域定着支援や自立訓練等の障害福祉サービスにつなぐまでの顔つなぎとして、顔を見せることで信頼関係を築くことに重点を置いている



- 社会福祉法人あしたばがもつ機能とコーディネートによる面的整備（緑区・知的障害児のみ対象）
- 緊急性があり見守り等が必要な人に、原則登録制で、電話や自宅訪問、関係先への見回り等の定期的な見守りサービスを実施
- 地域生活支援拠点事業所が支援体制を構築するとともに、支援のコーディネートを行い、障害者児に住まい、生活支援、見守り、介護などを一体的に提供する



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・50代男性、療育手帳①-2、ダウン症候群、母90代、70代のきょうだいと同居
- ・個別サービスにつながっていない
- ・家族が高齢で、早急に何らかのサービスにつなげなければ、何かあった場合には一家が崩壊してしまう状況である

**利用した経緯**

- ・母親が利用する居宅介護支援事業所からあんしんケアセンター（地域包括支援センター）を通じて地域生活支援拠点等事業所に連絡があり初めて問題が発覚した
- ・住居はかなり乱雑で衛生的にも問題あり
- ・本人はワークホームに席を置くが、今はほとんど通えていない。ダウン症特有の引きこもりの症状が見える
- ・きょうだいは本人に対して無関心である（何の感情ももっていない）。一方で、母親が頑なに信望する支援者を持ち、公正な支援が伝わりにくい状況である
- ・緊急時の対応に備えて、利用可能なサービスと受け入れ可能な事業所とのネットワーク構築を急いでいる

**利用の効果等**

- ・短期間で効果が表れるケースではないが、関係機関を交えた支援会議、見守り等の支援を継続しながら、「このような人がいるので、何かあったらお願いしたい」という緊急時の対応の体制構築を行っている

## 利用事例

## 2

**利用者の属性**

- ・40代男性、療育手帳B-2、離婚子ども3人（すべてMR）と同居
- ・本人は、生活歴などから知的障害は明らかだが、手帳の再交付を頑なに固辞する
- ・子ども3人とも、小・中学校の特別支援学級に在籍

**利用した経緯**

- ・平成28年から委託相談支援事業所で担当、4人家族丸ごとの支援ということで、委託相談支援事業所では対応困難になり、地域生活支援拠点等事業とタイアップしながらサポート体制を検討することになった
- ・本人の公的サービスの利用が一切ないことから、非公式の支援が求められる対応に苦勞する
- ・本人は「障害者ではない」と強く主張するが、公営住宅の入居手続きや民間アパートの退去に伴う代理人との金銭的トラブル等の司法的支援、近隣とのコミュニケーション等、その都度、支援者が直接対応せざるを得ない状況である
- ・現在は、本人から電話相談が21時以降に週2～3回、訪問は週2回程度の他、学校や区役所等の関係機関に月5～6回出向いている
- ・区こども家庭課から相談が持ち込まれてから約1年強。離婚や転居間もないこともあり、1つの過渡期とも取れるが、対応困難な状況が続きそうである

**利用の効果等**

- ・可能な限り、地域のインフォーマルな支援を積極的に考えなければならぬが、本人は今までの様々な人間関係の中で、蔑みやいじめといった負の思いが強く、時間をかけた丁寧な環状づくりが必要である
- ・特に親交のある身寄りや友人がいないため、委託相談支援事業所への連絡が家族にとって生命線になっている

## ● 「緊急時の対応が必要となる潜在的ニーズ」の早期把握

親が高齢になったり体調を崩すことで、介護サービス関連から障害者の存在が表面化する委託相談支援事業所の相談の中で福祉サービスに繋がっていないが障害が疑われるケース等の連絡がある。このようなケースは、緊急性は高いが、本人の特性や周辺環境の把握から始める必要があるため、迅速な対応が困難である。そのため、緊急時に備えて、潜在ニーズの早期把握が重要である。また、すでに福祉サービスを利用するための計画相談事業を利用している人たちについては、近い将来において緊急対応が必要と予測されるケース等に対して十分な啓発が行えるよう働きかけていくことが重要である。

## ● 短期入所の空き情報の共有化

現在、短期入所の空き情報は相談支援専門員が独自で把握しており、空き情報の共有化が課題となっている。

## ● 委託相談事業所と地域生活支援拠点等の相談の役割分担

相談は「人につく」という面がある。相談に関して、委託相談事業所と地域生活支援拠点等の切り分けが難しい。

## ● 全市への展開

地域を細分化して3障害に対応できる体制は、まだ整っていない。効率的な事業運営のためにどこまで行政が関わるべきかを判断したうえで、最終的な地域生活支援拠点等の形を作りたい。

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

千葉県 柏市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 柏市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 420,435人（平成29年8月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年8月1日現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 11,323人
  - ・療育手帳所持者 2,587人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 2,829人
  - ・障害者手帳所持者は増加傾向。重度化、高齢化が進行
  - ・市内に精神科病院が充実しており、特に精神障害者が増加傾向
  - ・身体では、介護保険の関係で65歳以上で手帳を取得する人もいる
- 柏市の位置



## 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

### 整備のプロセス

- 既存資源を有機的に結び付けるコントロールタワーが必要と考えていた
- 第4期障害福祉計画策定時に国から示された地域生活支援拠点等の構想がその考えと合致、平成26年度に検討開始
- 事業者選定は、公募で行い、事業者が応募しやすいよう、地域生活支援拠点等のために市有地を確保
- 5つの機能以外に各法人のオリジナル提案も含めて提案、2法人に決定

### 整備類型

併用整備型

### 概要

- 社会福祉法人青葉会「地域生活支援拠点あおば」と社会福祉法人ワーナーホーム「地域生活支援拠点たんぽぽ」の2か所を中心にインフラをネットワーク化（社会福祉法人青葉会は発達障害、社会福祉法人ワーナーホームは精神障害が専門、地域的にも中央南部と中央北部に分かれている）
- 公募することで、民間からの現場目線でのニーズとしての付加機能を盛り込む
- 地域生活支援拠点等の他、基幹相談支援センターとしての指定、自立支援協議会の運営委託を行い、「かしわネットワーク」構築の中心として位置付ける

## 相談

- 24時間、365日の緊急時相談支援（休日夜間は携帯電話で対応）
- 各地域生活支援拠点等に配置されたコーディネーターが、各地域生活支援拠点等の法人内の施設、他法人への受け入れ協力要請等をコーディネート
- 「地域生活支援拠点あおば」では、緊急対応支援員（ヘルパー）を配置。必要に応じて緊急時の訪問、見守り、移送等を行う
- 委託料はコーディネーター人数分。コーディネーター数や総額は拠点によって異なる

## 緊急時の受け入れ

- 「地域生活支援拠点あおば」の短期入所の緊急枠2人と同法人の「WITH US」の短期入所の緊急枠2人、「地域生活支援拠点たんぽぽ」の、空床型グループホームの緊急枠1人で実施。空きがない場合等は、コーディネーターが他法人にも協力要請
- コーディネーターや相談支援専門員、市が受け入れ後1週間以内に方向性決定



## 体験の機会、場

- 「地域生活支援拠点あおば」の短期入所の緊急枠 2 人と同法人の「WITH US」の短期入所の緊急枠 2 人、「地域生活支援拠点たんぽぽ」の空床型グループホーム 4 床での空床利用型短期入所で実施
- 退院支援の体験の場としても、「地域生活支援拠点たんぽぽ」を利用
- 社会福祉法人青葉会の「WITH US」は通過・体験型（最長 5 年程度）グループホームもち、実績を上げている

（利用者 29 人。障害支援区分は 2 から 6（平均 5）。約 4 割は強度行動障害あり。利用者は入居により生活リズムが安定し、10 人は 3 年間の利用後、同法人の定住型グループホームに転居）

## 専門的人材の確保・養成

- 2 法人の専門性を生かした研修を実施（「地域生活支援拠点あおば」の強度行動障害、発達障害サポーターの研修会、「地域生活支援拠点たんぽぽ」のピアカウンセラー養成講座など）
- 専門的人材育成は、自立支援協議会の枠組みで実施

## 地域の体制づくり

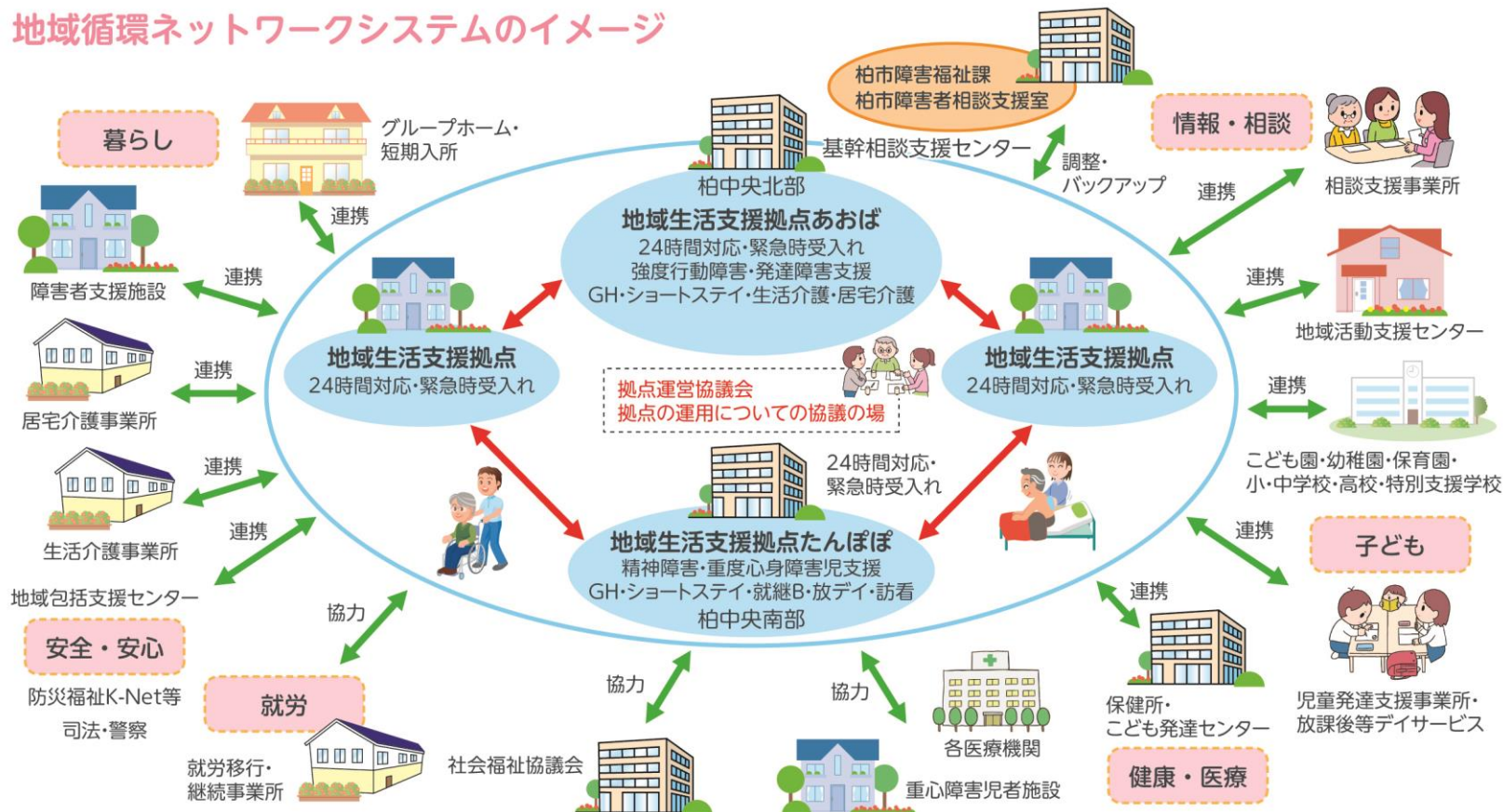
- かしわネットワークの構築：基幹相談支援センター等機能強化事業を活用して、市内 5 か所の委託相談支援事業所に専門職を配置し、相談支援専門員の人材育成の体制を構築。平成 30 年度からは、体制作りの中心として「地域生活支援拠点あおば」を市と連携した基幹相談支援センターに指定。広範な関係団体や事業者も含めた「かしわネットワーク」の構築を官民連携で行う

## その他

- 各法人の専門性による既存機能を地域生活支援拠点等として活用（社会福祉法人青葉会のヘルパー派遣（重度者対応）、生活介護（高齢障害者や強度行動障害にも対応）、社会福祉法人ワナーホームの訪問看護ステーション（精神科、小児）、放課後デイサービス（医療的ケア児）、就労継続支援 B 型（パン製造販売））

- 社会福祉法人青葉会「地域生活支援拠点あおば」と社会福祉法人ワナーホーム「地域生活支援拠点たんぽぽ」の2か所を中心にインフラをネットワーク化した併用整備型
- 現在は中央南部、中央北部に拠点があるが、将来的にはさらに2か所整備する予定

### 地域循環ネットワークシステムのイメージ



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・知的障害30代女性。80代の父親と70代の母親との3人暮らし
- ・市内他法人の就労継続支援 B 型に通所し、同法人の短期入所の体験をしたことがあった

**利用した経緯**

- ・家族間トラブルが原因で「母親からつねられ、蹴られた」「もう帰ってくるなど言われた」と緊急の訴えが柏市障害者虐待防止センターにあった
- ・体験で利用していた他法人の短期入所は対応不可だったため、柏市障害者虐待防止センターから地域生活支援拠点等に、緊急の短期入所での受け入れ要請があった
- ・地域生活支援拠点等の短期入所で1泊後、本人からホームシックの訴えがあった。家族からも事が大きくなったことへの反省の弁が聞かれたため、利用を1泊で終了し、経過観察することになった

**利用の効果等**

- ・本ケースは本人からの母親による暴力等の訴えがきっかけとなったが、虐待事案として継続対応するほどの深刻な状況ではなかった。両親の高齢化による介護負担による家族間トラブルだったため、普段利用している法人とも連携しながら日常の支援を行うこととした。両親の支援については、地域包括支援センターと情報共有していくこととなった
- ・緊急対応による短期入所が、本人と家族にとって日常を省みるきっかけとなった

## ● 複数の地域生活支援拠点等の連携の仕組みづくり

市内5か所の委託相談支援事業所は、3障害の相談支援体制を目指しているが、地域生活支援拠点等の法人の短期入所による緊急時の対応は、得意とする障害以外の経験値があまり高くない

利用者も専門性があるところのほうが安心できるため、地域性だけでなく、障害特性も考慮のうえ地域生活支援拠点等を整備し、相互に有機的に機能させることを考えている

具体的には今後3年で、ニーズの高い身体障害者（特に医療的ケア）や知的障害者の支援を得意とする地域生活支援拠点等の整備を検討する

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

東京都 新宿区

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 新宿区の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

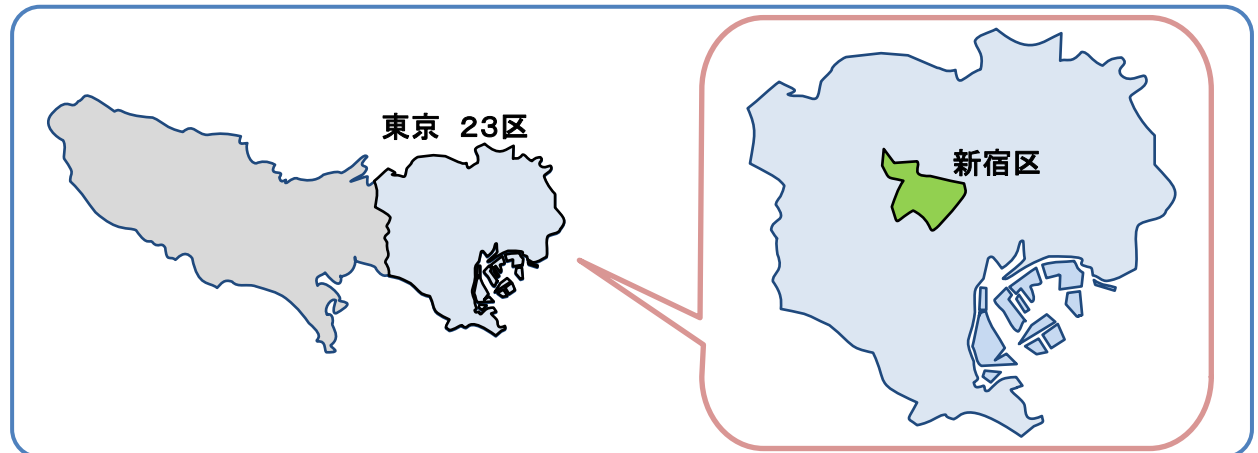
| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針



- 人口 339,339人（平成29年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年3月現在）
  - ・障害者数 15,432人
  - ・身体障害者手帳所持者 11,163人
  - ・療育手帳所持者 1,599人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 2,670人
  - ・障害者数は増加傾向、中でも精神障害者の割合が増加
  - ・知的障害者、身体障害者は、65才以上の割合が増加
  - ・重度化の一方で、精神と知的で軽度の手帳取得者も増加
- 新宿区的位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 新宿区第三次実行計画に位置付け、平成27年度に検討開始
- 平成28年度に5つの機能の中で新宿区の過不足分を検討
- 当初24時間稼働の「シャロームみなみ風」と区立障害者生活支援センターの2か所を想定したが、地域自立支援協議会や当事者の意見を踏まえて区立障害者福祉センターも含めた3か所を地域生活支援拠点等とした

## 整備類型

### 併用整備型

(それぞれの専門性（身体、知的、精神）をもつ3か所の地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターによる併用型)

## 概要

- 3障害（身体障害、知的障害、精神障害）別に相談支援拠点事業所を配置するとともに、中核機能を担う基幹相談支援センターと合わせて地域生活支援拠点等として位置付ける
- 現在実施している事業と地域生活支援拠点等として必要な機能・課題を洗い出し、整備・強化すべき方向性を明確化
- 相談支援専門員を増配置し、地域生活支援拠点等の3か所の事業所で土日相談を実施。緊急受け入れ先の短期入所につなぐなどワンストップで対応



## 相談

- 障害者福祉センター、シャロームみなみ風、障害者生活支援センターに相談支援専門員を増配置し、土日の相談（計画相談含む）も対応。緊急時は短期入所につなぐ等、ワンストップ対応を実施
- 障害者福祉センター、障害者生活支援センターでは夜間も電話で相談対応
- 基幹相談支援センターは、相談支援の中核的機能を担う立場として、他事業所の困難事例の解決方法を一緒に検討。また、3か所の事業所との連携、定期的な区内の相談窓口や特定相談支援事業所との連絡会開催など、情報交換・情報共有を図っている

## 緊急時の受け入れ

- 既存の24時間電話相談受付と緊急ベッド確保事業を継続実施
- 緊急時の定義を設定。短期入所の支給決定を受けた人が対象。原則、開始前日までの申込が必要
- 緊急利用からロングステイになる場合、区外の施設に依頼

## 体験の機会、場

- 区内短期入所事業所 6 か所（12床）で実施していた一人暮らし体験を継続
- 平成29年11月開設のグループホームには、体験利用が 1 床、短期入所が 1 床あり、体験利用に活用する

## 専門的人材の確保・養成

- 自立支援ネットワークによる会議・研修。平成29年度から（社福）シャロームみなみ風に研修コーディネーターを配置して研修事業を委託して実施
- 医療的ケアの人材確保・養成は、病院と訪問看護ステーションからなる共同事業体に業務委託

## 地域の体制づくり

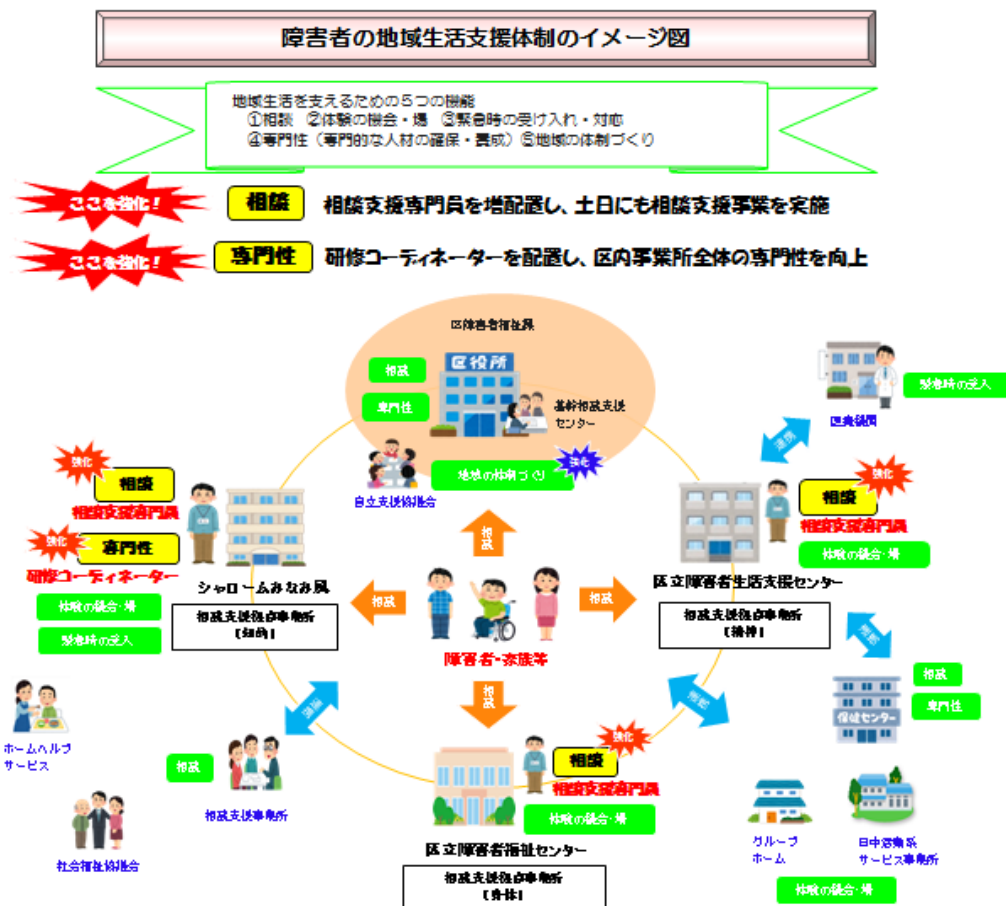
- 新宿区障害者自立支援ネットワークによる事業所懇談会や相談窓口連絡会等によるネットワーク化
- 平成29年度からは、（社福）シャロームみなみ風への研修事業の委託により専門性の向上と共に、事業所間の連携強化を図る
- 地域課題に関しては、地域自立支援協議会の中で協議を行っている

## その他

- ピアカウンセラー事業の実施（区立障害者福祉センター）
- 介護を行う家族の休養や、病気・事故などで一時的に介護を受けられない障害者等を対象に障害者総合支援法に基づく「短期入所」、地域生活支援事業の「日中ショート」を実施

## 地域生活支援拠点等のイメージ図

- それぞれの専門性（身体、知的、精神）をもつ3か所の地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターによる併用整備型
- 相談支援専門員を増配置し、地域生活支援拠点等の3か所の事業所で土日相談を実施
- 研修コーディネーターの配置により、区内事業所全体の専門性を向上



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・20代男性。特例子会社に就労中

**利用した経緯**

- ・幼少期に交通事故により高次脳機能の障害を負い、愛の手帳を取得し両親と暮らしてきた。そろそろ一人暮らしを目指したいということで、母親が一人暮らしの練習が出来る場を探して区立障害者福祉センターに来訪、ショートステイを本人と一緒に契約した
- ・母親から、「見守り等をしてほしい」、「失敗から学ばせたい」という要望があった。本人は就労しているが時間配分が難しい人だったので、遅刻しないよう時間のお知らせはしたが、それ以外はほとんど口を出すことなく、見守る体制で行った
- ・母親の要望が「親に対して甘えをもつので、第三者の目でも見てもらいたい」ということだったので、数回短期入所の体験を行った。高次脳機能障害があったので、高次脳機能障害の家族会の料理プログラムに参加するなど、自立訓練も行った

**利用の効果等**

- ・現在、一人暮らしに移行している。自炊もしており、本人にできないところをヘルパーがフォローしている

## 利用事例

## 2

**利用者の属性**

- ・40代男性。知的障害。愛の手帳2度

**利用した経緯**

- ・障害者福祉課の担当より、両親と暮らしている在宅の人がいるが、週2日程度区立障害者福祉センターの日中ショートを利用できないかという相談が入る
- ・約10年前までは、生活介護を2か所利用（1か所は短期間、1か所は数年間）していたが、母親が生活介護での人間関係がうまくいかず、利用を止めた
- ・その後は在宅で全くサービスを使わず、サービス利用を頑なに拒否していた
- ・本人は散歩好きで常に歩いていたが、母親が膝が悪くなり付き添えなくなったため相談があった
- ・週2日区立障害者福祉センターで日中ショートを利用している。送迎はヘルパーによる移動支援を利用している

**利用の効果等**

- ・今までサービスを利用していなかったため、本人の様子や健康状態を両親以外の第三者が把握することが難しかった。現在は、相談支援専門員、区立障害者福祉センターの職員、移動支援のヘルパーが定期的に確認し、第三者との関わりが多くなることで本人の様子を多面的に見ることが出来るようになった
- ・また高齢の両親のレスパイトも出来るようになった

## ● 地域生活支援拠点等の具体的なデザインづくり

併用型で始めたものの、どのような形が理想的なのか具体的なデザインはまだできていない。新宿区はグループホームと生活介護が不足している。入所施設「シャロームみなみ風」ができて、地域で生活できるようになった分、日中活動の場も不足が出てきている

## ● 医療的ケア施設への指導員確保～共同事業体で対応

医療的ケアを行う施設の指導員の確保が課題。現場では医療職と福祉職の考え方にギャップが生じており、福祉職の支援員が、医療的ケアが必要な人が通う日中活動の場が必要と思っても、看護師は医師の指示がなければ医療的ケアができない

## ● 困難事例への対応

強いこだわりや行動障害がある場合、事業所で対応できず、サービスのみの対応では限界がある。行動障害の人に寄り添えるプラン作成が必要だが、本人の気持ちを理解するのは難しい。自宅に何年も引きこもっている人を、外に出してサービスにつなげる策などアイデア出しができるチームづくりが必要である

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

東京都 八王子市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 八王子市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 563,961人（平成29年6月末現在）
- 障害者の状況（平成29年4月1日現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 15,453人
  - ・療育手帳所持者 4,230人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 4,713人
  - ・3障害とも手帳所持者数が増加
  - ・特に精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加（5年前から約1,300人増加）
- 八王子市の位置

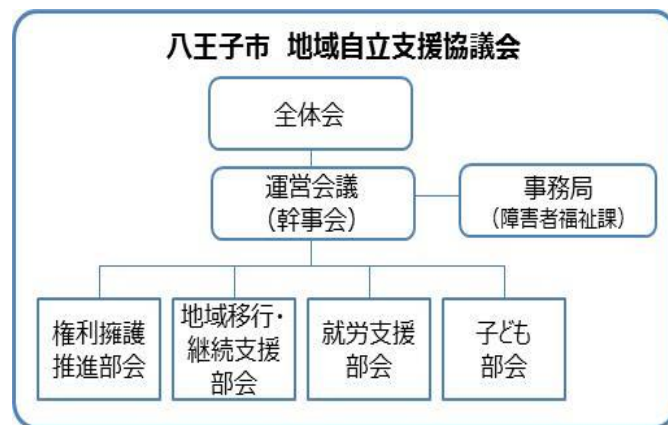




# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 平成26年8月から地域自立支援協議会の地域移行部会で検討開始
- 国のモデル事業（平成27年度）で、5か所の市委託相談支援事業所に「地域生活支援準備サポート要員」を配置し、体制構築の準備を行った
- 相談以外は、地域生活支援拠点等となる事業所や施設は決めず、「市総ぐるみ」として全ての障害福祉サービス事業所で地域生活支援拠点等事業を実施する体制とする方針を決めた



## 整備類型

### 面的整備型

（市内の委託相談支援事業所5か所に、地域生活支援拠点等としてコーディネート機能をもたせ、「市総ぐるみ」で取り組む面的整備）

## 概要

- 市内の委託相談支援事業所5か所に、地域生活支援拠点等としてコーディネート機能（地域生活支援員）をもたせ、市内すべての障害福祉サービス事業所で取り組む面的整備を目指す
- 家族のいる自宅で、自立支援のための生活体験を実施
- ピアカウンセラーによる地域移行支援を展開

## 相談

- 地域生活支援拠点等 5 か所に、地域生活支援員（コーディネーター）を合計14人配置
- 地域生活支援員が、当事者が地域で生活していくために必要な支援を見極め、既存の福祉サービスや支援機関につなぎ、地域生活ができるまで支援を行う  
また、現行のサービスに無い見守りや付添いなどの日常生活支援、直接処遇等のアウトリーチ支援も行う
- 相談受付時間は原則として 9 時から17時までであるが、地域生活支援拠点等 5 か所は虐待の通報先にもなっており、職員持ち回り携帯電話で24時間の相談に対応

## 緊急時の受け入れ

- 緊急時の受け入れは課題が多く（サービス未利用者、強度行動障害等）現在検討中
- ピアカウンセラー派遣に協力してくれる精神科病院と連携して緊急対応をお願いしたケースがある

## 体験の機会、場

- 元々、一般のマンションの1室を借りて知的障害の人の体験を行っていたが、「自宅では料理や洗濯ができる人が体験室では何もできなかった」という事例から、在宅で行う自立支援のための体験を実施（地域生活支援員が自宅に行き、ホームヘルパー役を担い、一人でできないことでもホームヘルパーがサポートできることを、本人に確認しながら体験してもらい、実際の利用につなげる）

## 専門的人材の確保・養成

- 1か所の相談支援事業所による、研修会の企画・開催
- 各地域生活支援員の個別の専門性をコーディネートできる、地域生活支援専門員（仮称）を養成を構想中

## 地域の体制づくり

- 精神科病院の急性期、慢性期、開放病棟の入院患者に対して退院促進を行うピアカウンセラー（当事者などの20人のチーム）が活動中
- 地域自立支援協議会の地域移行継続支援部会を中心に、障害福祉サービス事業所、保健所や民生委員・児童委員などとネットワーク化を図っている

## その他

「ー」

# 地域生活支援拠点等のイメージ図

- 地域、障害種別を網羅する委託相談事業所 5 か所を中心とした面的整備
- 委託相談事業所 5 か所にコーディネート機能をもたせ、「市総ぐるみ」で取り組んでいる



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

・60代

**利用した経緯**

- ・精神科病院に約40年間入退院を繰り返していたが、退院後地域で生活するにあたり、介護保険サービスを利用できる65歳まで間近だったため、本事業を利用し、地域生活支援員が支援にあたった
- ・退院後のアパート内見と生活用品の買い物に同行した。計4回の外泊支援を行った。介護保険の申請の手伝い、他科受診（精神科以外）の同行、地域生活を楽しむための支援（地域生活支援員と一緒に好きな歌手の曲を聴くなど）を行った

**利用の効果等**

- ・約40年間入退院を繰り返していた影響で、地域で生活するにあたり課題が多かったが、地域生活支援拠点等を利用したことで、退院時にはできなかったこと（お風呂の入り方やインターホンの使い方など）ができるようになった

## ● 障害特性に応じた体制づくり

「精神障害の人は制度やサービスがほとんどないため、それぞれが連携しあい、何かあればどこかにつながられる体制が必要」、「知的障害の人は、1つの窓口から事業所等につなげてもらうのが分かりやすく安心する」など、障害特性に応じた体制づくりが必要

## ● 面的整備としてのバランスの強化

現在、地域生活支援拠点等は人口約10万人に1か所だが、人口密度も含めて地域的、障害種別的にも5か所でバランスが取れているかどうか今後、検討していく。さらに医療、児童を得意分野とする地域生活支援拠点等を検討していきたい

## ● 専門的人材育成が課題（重症心身障害、高次脳機能障害、発達障害）

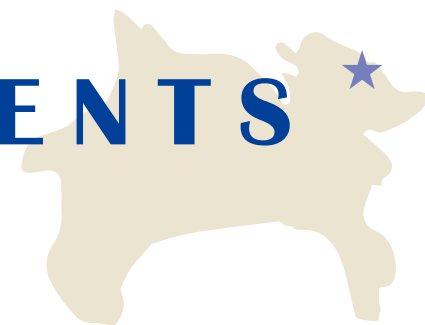
様々な、障害特性に応じた体制や対応、人材が必要だが、専門的人材育成のための手立てがないため、今後検討を要する

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

神奈川県 川崎市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 川崎市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

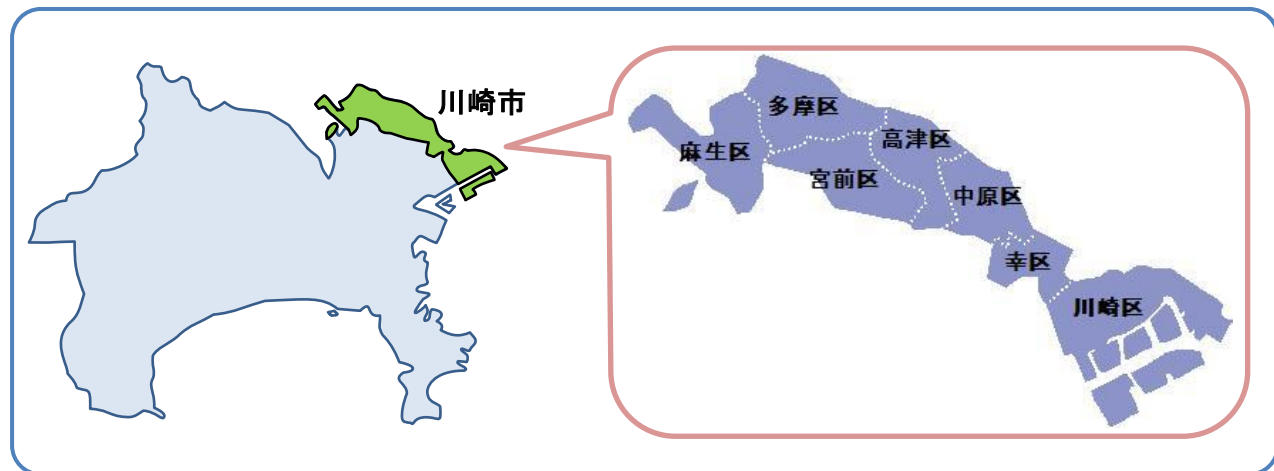
| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針



- 人口 1,502,599人 (平成29年8月1日現在)
- 障害者の状況 (平成26年4月1日現在)
  - ・身体障害者手帳所持者 35,685人
  - ・療育手帳所持者 8,207人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 8,843人
  - ・障害者手帳所持者は増加傾向
  - ・平成18年から平成26年で手帳所持者数は、精神障害が2倍、知的障害が1.5倍、身体障害が1.3倍と、特に精神障害が増加
- 川崎市の位置



## 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

### 整備のプロセス

- 生活介護事業所に通い慣れた人から相談や日中の一時預かりなどの要望が上がってきたため、平成22年度に検討を開始した
- 平成22年度に策定した「障害者通所事業所整備計画」（～27年度）の中で、川崎区及び宮前区の施設においては、生活介護に短期入所や地域づくりを加えた多機能拠点型の地域生活支援拠点等を位置付けた

### 整備類型

#### 多機能拠点整備型

（生活介護、短期入所、指定特定の相談支援、地域づくり事業を1つのパッケージとする）

### 概要

- まず公有地が確保できた2区で各1か所ずつ地域生活支援拠点等を整備（平成27年度：宮前区、平成28年度：川崎区）
- 中原区を3か所目として平成32年度に整備予定。未整備区への整備は検討中
- 緊急時受け入れ用のベッドは市内の別の短期入所施設に8床を確保
- 市のバックアップ体制が充実  
地域生活支援拠点等整備に市有地を無償貸与  
地域生活支援拠点等整備について関係団体に個別に説明  
地域リハビリテーションセンターによる専門的人材育成

## 相談

- 7区に4か所ずつある委託相談支援事業所が一般相談と計画相談を行う。うち1か所が基幹相談支援センターで、土日、夜間の緊急時には携帯電話で対応

## 緊急時の受け入れ

- 市内の施設に合計8床（通所1か所2床、入所3か所6床）の空床を確保して実施。市が委託料を支払う。事前登録制で、利用期間は7日まで。その後も必要な場合は、通常の短期入所のベッドに移ってもらう
- 夜間に看護師がいる施設では、ある程度医療的ケアも可能

## 体験の機会、場

- 給付制度を活用した体験利用を実施
- 市費による独自事業として、市の指定管理施設で知的障害と精神障害の体験利用を実施（市内に2か所、2床ずつ）。2床分の費用（人件費は1.5人分）は、市から委託料として支払う
- 知的障害については、定員16床のグループホームで、専用ベッド2床を置いて実施（体験期間は1泊～数泊）
- 精神障害については、入院中の人への宿泊型自立訓練に近いサービスとして体験利用を実施（体験期間は比較的長い期間で実施）

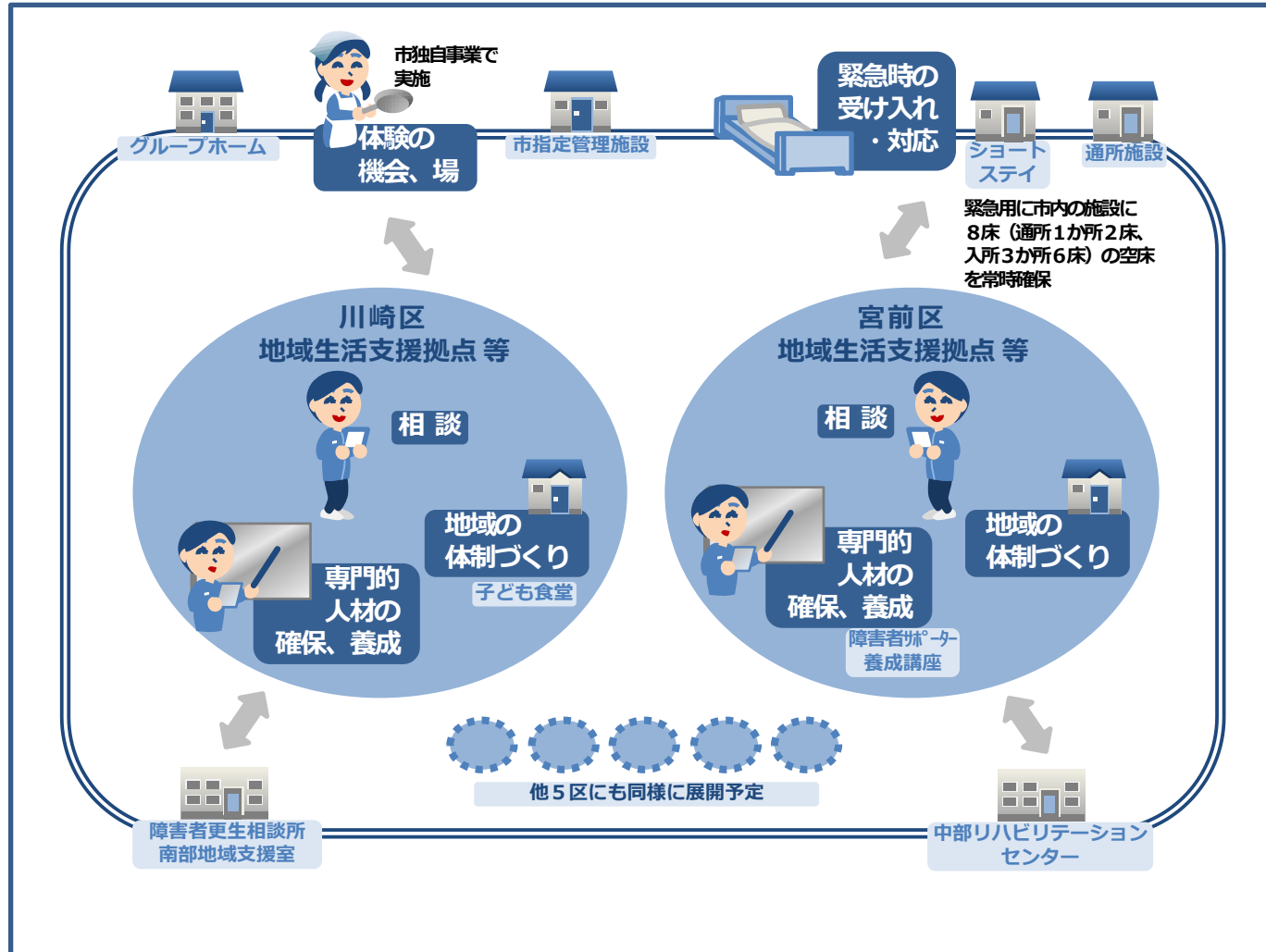
## 専門的人材の確保・養成

- 各地域生活支援拠点等で施設職員や行政、支援センター、学校教諭などを対象に研修や勉強会を開催し、身近な単位でのネットワーク作りを行っている
- 地域リハビリテーションセンターが多職種による障害の2次専門相談機関となり、専門的人材養成の役割も担っている（現在2か所、さらに1か所整備予定）
- センター内には、CW、PHN、リハビリテーションスタッフ、心理士、医師（非常勤）がおり、障害種別関係なく、相談を受けている

## 地域の体制づくり

- 学校や民生委員、町内会とのネットワークづくり、関係機関との連携会議の開催、区の社会福祉協議会と連携などを進めている
- 川崎区では地域包括ケアシステム推進ビジョンのもと、高齢者、子ども、障害者を含めて地域課題への対応を検討している
- 宮前区では、「しょうがい者サポーター養成講座」を開始、フォーラムも開催

- 生活介護、短期入所、指定特定の相談支援、地域づくり事業を1つのパッケージとした多機能拠点整備型
- 市が委託料を払い、緊急時の受け入れ用に、市内の施設に合計8床を空床確保



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・50代男性（網膜色素変性症）
- ・80代の父親と自宅で同居。母親を1年前に亡くしてから、本人の支援者が不在となった

**利用した経緯**

- ・地域包括支援センターから、「父親の件で介護関係者が自宅に入っているが、息子が目が不自由で生活に困っているようだ」との連絡を受け、関わるようになった
- ・本人と面談して要望を聞いたところ、「働いてお金がほしい」とのことだったため、就労継続支援A型、就労継続支援B型などを見学し体験も受けてもらったが、利用に至らず、見学と体験を繰り返した
- ・白杖はもっているが普段使用していないため、移動の際の白杖訓練が必要と判断し、川崎市視覚障害者情報文化センターに訓練を依頼した
- ・自宅内の状況を見てヘルパー利用を検討し、区役所と連携しながら対応している

**利用の効果等**

- ・人の話を聞くようになるなど、徐々に社会性が身につくようになる。父親は「相談支援が入るようになって不安が若干取り除かれたのか、しっかりしてきた」と言っている

## 利用事例

## 2

**利用者の属性**

- ・40代男性、療育手帳（B2）、身体障害者手帳（1種1級）、要介護5、支援区分なし
- ・脳梗塞による障害で介護保険サービスを利用。自宅で両親と同居。主な支援者は母親

**利用した経緯**

- ・居宅介護支援センターから「本人と家族は外出を希望している」との相談があった
- ・本人と家族と面談して要望を聞いたところ、「外出の機会を作りたい」とのことだったため、いくつかの介護事業所に状況を確認した
- ・「週1回くらいなら利用可能」という事業所があった。しかし、母親の体調が悪くなり今後は支援が難しいとのことで、本人が短期入所を利用し、その後有料老人ホームに入居したため、一時相談から離れた
- ・有料老人ホーム入居後に、「友達がほしい」、「音楽活動があるところに行きたい」と再度相談があったため、現在対応を検討中

**利用の効果等**

- ・本人は、何もないとベッドに横になってしまうが、いろいろ話すと希望が出てくる。意欲はあるため、できるだけ座位保持の時間を多くしていきたい

## ● 障害者の高齢化対応

川崎市は土地が少ないため、市が土地を確保し、事業者が施設等を設置している。そのため、特別養護老人ホームを設置する事業者に障害枠を確保してもらうなど、条件をつけるなどの工夫をしている

通所歴が長い人は高齢になっても、同一事業所のほうがよいが、事業所としては、若い人と高齢者を一緒に受け入れるには、活動メニューの工夫などが必要である

## ● より専門性が高い人材の確保

現在、専門性が高い人材がリハビリテーションセンターに配置されているが、今後の市の障害者施策のためには、より高い専門性を有する人材確保による底上げが必要である

## ● 医療的ケアに対応できる短期入所の整備を強化

障害者の高齢化で、医療型まではいかないが、医療的ケアが必要な人が増加している。そのため、福祉型で、医療的ケアが必要な障害者のための短期入所施設確保に向け、特別養護老人ホームに障害者の短期入所を併設する事業所を整備し始めている（12床）

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

神奈川県 小 田 原 市



# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 小田原市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 192,645人（平成29年8月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 6,328人
  - ・療育手帳所持者 1,602人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1,135人
  - ・障害者数のうち、身体が6～7割、65歳以上の高齢者が多い
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院）受給者数、療育手帳所持者数ともに増加
- 小田原市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 第4期小田原市障がい福祉計画（平成27～29年）策定時に検討
- 地域生活支援拠点等に必要な機能を備えている事業所（永耕園）の施設改修時期と重なったため、地域生活支援拠点等として整備

## 整備類型

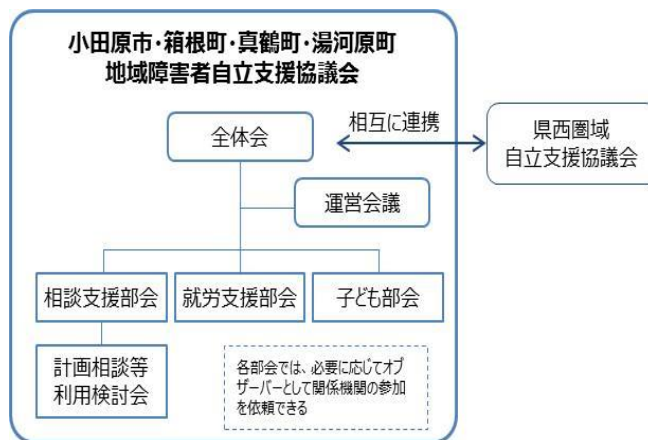
### 面的整備型

（「永耕園（施設入所支援、生活介護）」を中心とした面的整備。「永耕園」は母体が病院で障害児入所施設を運営しているほか、関連法人で高齢者施設を運営しているため、医療や高齢者関連、児童関連との連携も可能）

## 概要

- それぞれ専門性の高い分野（3障害+児童）をもつ事業所間での連携を図り、総合的に対応できる仕組みを構築
- 県の施設から専門分野のアドバイスを受けられる環境にあるが、さらなる人材育成による受け入れ対応が課題
- 高齢者施設へのスムーズな移行が課題
- 資源不足の近隣3町との相互利用の仕組みづくりが課題

（現時点では、「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」（1市3町）を設置し、情報共有を行っている）



## 相談

- 相談支援センターういずが、相談受付（日曜以外、8：30～17：00）
- 日曜、夜間の相談は、利用者を限定して所長が携帯電話で対応
- 相談支援センターういずを含めた4か所の委託相談事業所が専門分野（身体、知的、精神、児童）をもっているが、それぞれの事業所から「おだわら障がい者総合相談支援センタークローバー」へ人材を派遣してもらい、よろず相談として困難事例も含めサービスに結びついていない人の相談を中心に相談支援を行っている

## 緊急時の受け入れ

- 緊急時の依頼には市内の短期入所や精神科病院で誰でも受け入れを実施（通常完全に満床にならないようにしたり、車椅子使用者が2人部屋を1人使用している部屋があるため、緊急時にベッドを入れるなどで受け入れ）

## 体験の機会、場

- 2年前に永耕園に併設した短期入所（10床）の、2部屋の空床をレスパイトや体験に活用
- 施設入所者の地域移行を進めるため、永耕園が3か所のグループホームを開設。空室がある場合に体験に活用

## 専門的人材の確保・養成

- 強度行動障害や発達障害については、県の施設等を活用した研修への参加と支援のスキルアップにつなげる
- 小田原市障害児医療的ケア提供体制整備事業費助成金交付事業（市独自事業）により、医療的ケア児受け入れ事業者に人件費分を助成
- 神奈川病院のワーカーが定期的に相談支援事業所を訪問し、高次脳機能障害についてアドバイスを実施（市の取組）

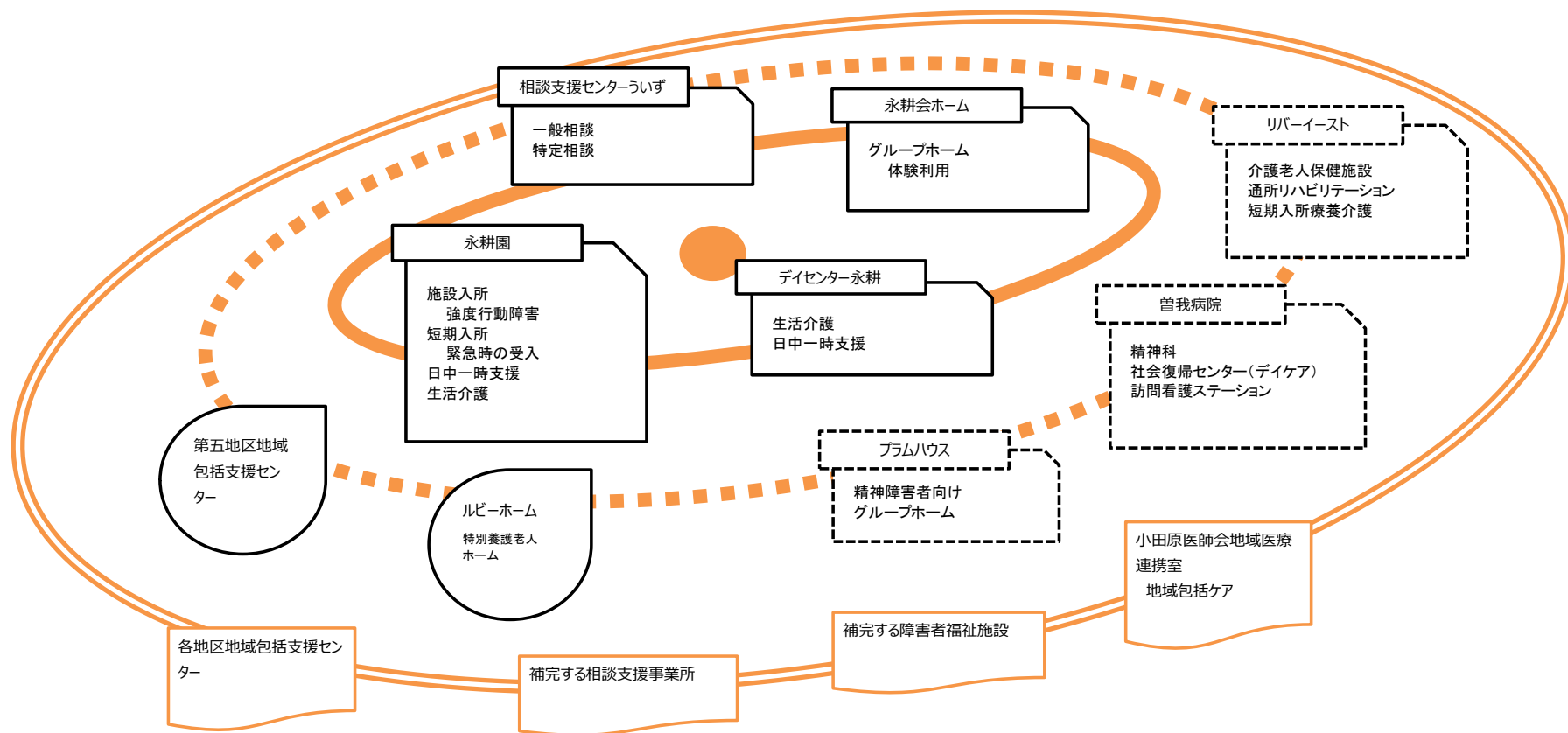
## 地域の体制づくり

- 相談支援事業所では、圏域の自立支援協議会や地域自立支援協議会の相談支援部会で、定期的に事業所連絡会や事例検討会を開催
- 地域自立支援協議会を中心にした関係機関とのネットワークづくり
- 事業所間の連携が日頃から充実（福祉協会主催の運動会や文化祭、研修、施設の見学会などで事業所同士が月1回は顔合わせ）

## その他

「ー」

- 「永耕園（施設入所支援、生活介護）」を中心とした面的整備
- それぞれ専門性の高い分野（3障害+児童）をもつ市内の事業所間で連携を図り、総合的に対応できる仕組みを構築



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・40代男性、療育手帳A 2、統合失調症、障害支援区分4
- ・両親、きょうだいと同居していた
- ・中学卒業後、調理師専門学校に進学し、調理師免許を取得
- ・市内の事業所で一般の常勤職員として採用され、調理師として勤務していたが、コミュニケーションがうまく取れないことで、職場内でいじめに遭い精神的に病み、精神科病院に通院した。休職後退職し、療育手帳を取得

**利用した経緯**

- ・家族と生活していた20代の頃より妄想幻覚状態が現れ、精神科病院に入退院を繰り返す。統合失調症による入院が長期化し、両親も高齢になり、在宅生活が困難な見通しとなり、本人と家族から、退院後はグループホームと通所サービスを利用したいという強い要望を受けた
- ・相談支援専門員の支援により、複数のグループホーム、通所事業所の体験利用後、現在のグループホームと生活介護事業所の利用につなげた

**利用の効果等**

- ・生まれ育った地域で生活を続けることができ、本人や家族ともに安心感がもっている
- ・両親と同居していた頃は、家族がゆえに関係性が濃密になり、特に母親とは良好な関係が築けずいたが、今は毎週末に帰宅したり立ち寄りなどして、物理的にも精神的にもよい距離が保っている
- ・日中活動、グループホーム、計画相談支援で同一法人が関わっているが、それぞれの立場で適切に連携し、一体化した支援体制が取れている

## 利用事例

## 2

**利用者の属性**

- ・女性
- ・家族から虐待を受けていたことで、障害児入所施設を経て、障害者入所施設に入所

**利用した経緯**

- ・市内・他県の入所施設等を転々としていたが、どこでも飛び出すので退所させられ、精神科病院に入院。精神科という限られた空間の中では落ち着けるタイプ  
しかし、精神科の治療対象ではないと判断され、小田原市のケースワーカーが相談にのり、永耕園に入所
- ・集団生活より、自分のことをきちんと見てくれるパーソナルな空間がある方が落ち着いて生活できると思われたため、グループホームに入居
- ・入居当初は飛び出すことが多く、その度に職員が丁寧に関わった
- ・精神科の服薬も行った

**利用の効果等**

- ・8か月経過後くらいからようやく落ち着いてきたため、グループホームから日中活動の生活介護に通うようになった。現在、何とか落ち着いた生活に戻れるようになっている
- ・このような入所者を地域生活に出すことは難しいが、グループホームという空間で職員が丁寧に対応し、試行錯誤の支援の中で落ち着いた生活を送る事が出来るようになった



## ● 高齢者施設へのスムーズな移行の仕組みづくりを進行中

知的障害の入所施設全般で高齢化が見られ、経管栄養や胃ろうの対応が課題になっているため、医療的ケアが必要な高齢障害者は、高齢者施設に移行する仕組みを作る方向にある

## ● 精神障害者の地域移行が課題（市の取組）

市と病院で、「精神障害でもどのような人が地域に戻れるか」というモデルを試みたが、地域に帰っても本人が不安定で病院に戻るケースがあり、課題となっている

## ● ピアサポーター活動を検討中（市の取組）

県西地域の2市8町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）の事業で、南足柄市の事業所が受託して、退院支援でピアサポーター活動を行っている

障害者団体からピアサポーター活動の要望があるため、市として、来年度に向けてピアサポーター活動の検討を進めている

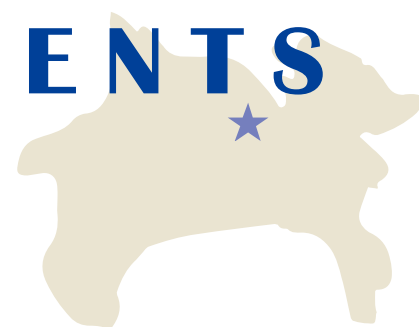


「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

神奈川県 厚 木 市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 厚木市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 225,489人（平成30年3月1日現在 速報値）
- 障害者の状況（平成30年3月1日現在）
  - ・障害者数 9,122人
  - ・身体障害者手帳所持者 6,067人
  - ・療育手帳所持者 1,766人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1,617人
  - ・障害者人口の半数が65歳以上
  - ・制度等の周知が手帳の取得につながり、知的障害者・精神障害者が増加。特に軽度が増加
- 厚木市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

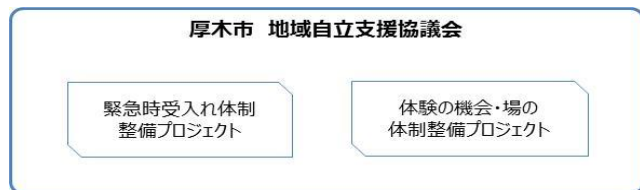
- 平成26年の国の整備方針を受け、第4期厚木市障害福祉計画（平成27年度～29年度）に位置づける
- 平成27年に「厚木市障害者協議会」を新設。平成28年8月から検討開始
- 本市が目指している地域包括ケア社会との関係性をもった整備を行うこと、市内に障害者支援施設等が多いという強みを生かすこと、障害者が地域生活を送る上での安心感とは何かについての議論を行うことの3点を重視

## 整備類型

### 面的整備型

## 概要

- 既存の社会資源を整理し、不足している2機能（「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場の提供」）について、地域自立支援協議会でプロジェクトチームを立ち上げ、協議
- 相談機能は、従前、障害種別で受けていた相談を、地域で障害の区別なく受けられるよう強化
- 地域包括ケア社会の実現をめざし、地域包括支援センターとの連携で高齢障害者への専門的な体制を確保



## 相談

- 平日の日中は、障がい者総合相談ゆいはあと（障がい者基幹相談支援センター）と障がい者相談支援センター（5か所）が3障害の区別なく相談受付
- 夜間・休日は、生命に関わる緊急相談のみ、障がい者基幹相談支援センターの相談支援専門員が3人交代で携帯電話で対応
- 開設時から今まで、深刻な相談は数件程度（警察対応が1件、精神障害者からの相談が数件）

## 緊急時の受け入れ

- 24時間365日、相談内容に応じて、訪問などの緊急派遣、緊急一時保護を実施。日中は、各関係機関が通常業務の範囲で緊急時対応を行い、夜間・休日等は、介護者不在（救急搬送）や行動障害による対応困難があった場合に、障がい者基幹相談支援センターが緊急派遣、一時保護、入所施設での受け入れ対応を調整
- 原則48時間、最長72時間以内にサービス等調整会議を開催
- 計画相談支援に（仮称）安心生活支援プラン（夜間・休日を想定した対応プラン）を追加（必要者のみを対象に平成29年7月から試験的運用）

## 体験の機会、場

- 相談支援専門員がグループホームの空き状況や特徴を常に把握してマッチング（「緊急時受け入れ体制整備」プロジェクト）
- グループホーム13か所（11か所知的障害、2か所精神障害）のうち、体験専用は1か所。他は体験専用ではなく、空きがある場合に有効活用
- 体験の支給決定基準は、年間最大50日。利用状況は、50日フルではなく、ショート2～3日を何回か、または月に何回かであり、将来を見据えての利用というよりショートステイ的な利用傾向が見られる

## 専門的人材の確保・養成

- 相談支援事業所の連絡会を毎月実施（研修会がメイン）。うち4回は地域包括支援センターとの合同会議とし、高齢障害者への対応体制を確保
- 基幹相談支援センターが事例検討会や相談支援専門員の勉強会を実施
- 喀痰吸引研修の受講促進のため、平成29年度から助成額を増額

## 地域の体制づくり

- 障がい者総合相談室ゆいはあと（障がい者基幹相談支援センター）、障がい者相談支援センター（5か所）、地域包括支援センター（10か所）、生活支援コーディネーター、民生委員・児童委員等による連携強化を図り、地域の見守り支援や多様なニーズに対応できるサービス提供体制の構築を目指す

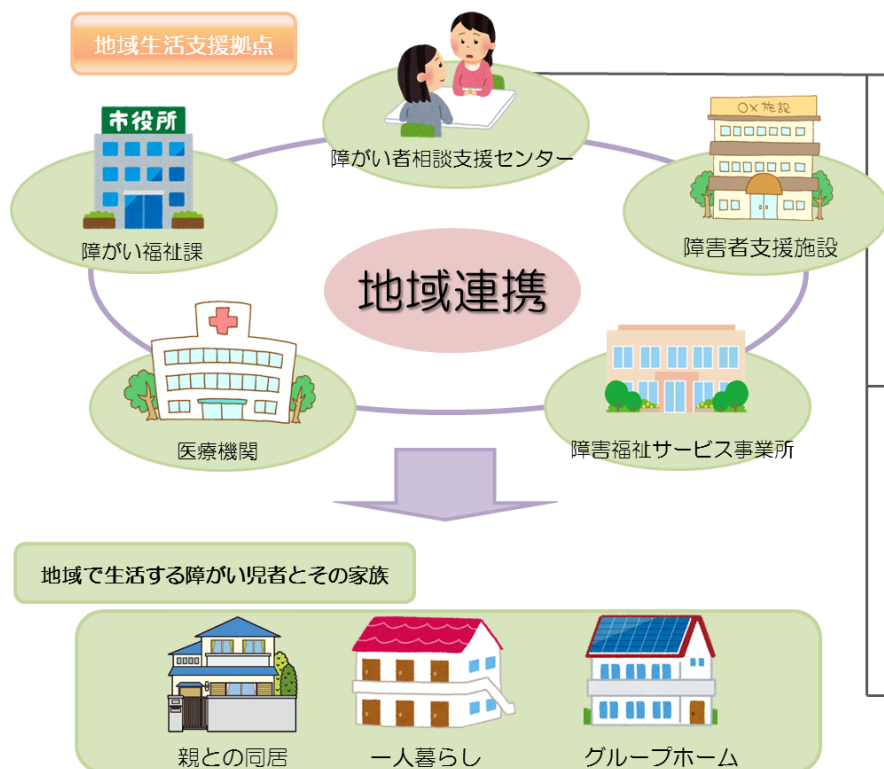
## その他

- 医療的ケアの不足をカバーするため、厚木市重度障害児メディカルショートステイ事業（市立病院で実施）、厚木市重度障害者訪問看護支援事業（訪問看護の延長分に市が加算して、最長4時間半とする）を実施

- 障がい者基幹相談支援センターと障がい者相談支援センターなど既存の資源を活用した面的整備
- 計画相談支援に、夜間・休日を想定した対応プラン「（仮称）安心生活支援プラン」を追加し、緊急時の対応を実施

関係機関と協議しながら拠点に求められる機能や各機関の役割について明確にし、各資源を有機的に結び付けながら効率的・効果的な地域生活支援体制等の整備を図る。

※地域生活支援拠点等整備のイメージ



#### 地域生活への移行に向けた支援

- 相談支援の拠点  
障がい者基幹相談支援センターの設置  
（24時間対応）  
障がい者相談支援センター  
（5か所・担当地区割）
- 地域移行に対する相談  
住宅入居等の相談  
一人暮らしに向けた宿泊体験相談
- 体験利用の場の活用

#### 地域生活の継続のための支援

- 緊急時の受入れ  
短期入所、被虐待者の一時保護
- 計画相談の実施
- 訪問系サービス等の提供  
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、  
移動支援
- 日中活動の場の提供  
通所生活介護、  
放課後等デイサービス等

#### 地域の体制づくり

- 専門的人材の養成  
障害者協議会相談支援プロジェクトにて  
事例検討会等の実施
- 体験利用の場、緊急時の受入先となる  
グループホーム、短期入所等の空床状況  
の定期的確認や緊急対応時の受入れ要  
請時の障害福祉サービス事業者等との連  
絡体制を構築する。
- 24時間365日対応の相談窓口の構築
- 緊急対応の支援体制の構築

## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・知的障害 30代 男性 療育手帳A1 障害程度区分4

**利用した経緯**

- ・高齢の父親と自宅で生活。5年程前に、父親が病気入院中に短期入所を利用したこともあり、以前から親亡き後の本人の生活について、相談を受けていた
- ・サービス等利用計画のなかで、グループホームの体験利用や短期入所の支給決定は受けているが、体験的な利用については進められていなかった。そのため、緊急時の受け入については、サービス等利用計画の中に安心生活支援プランとして明記することで、緊急時の対応について施設と家族、相談支援事業所、市で確認を行い、短期入所の体験的な利用について進めている

**利用の効果等**

- ・平常時から、親亡き後や緊急時の対応について検討することで、家族としては不安になることもあるが、逆に課題を整理することで、普段からの関わり方や地域の中でのつながりを意識する機会が増え、予防の機能としても期待できる



## ● どの職種も人材不足（特に相談支援専門員、行動障害対応）

相談支援専門員、事業所の支援員、ホームヘルパーいずれも不足している。相談支援専門員の要件は厳しく、条件を満たす人はベテランで管理者が多く現在の業務に追われているため、資格取得は難しい。強度行動障害への対応は、研修会費助成にとどまっている

## ● 地域全体で機能するには時間を要する

地域生活支援拠点等の整備の担い手は、専門職だけでなく地域全体であるが、地域が十分に機能するまでには時間を要する

## ● 医療的ケアへの対応が不足

医療的ケアを必要とする障害者に対応できる事業所や人材が少ない

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

新潟県 長岡市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 長岡市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

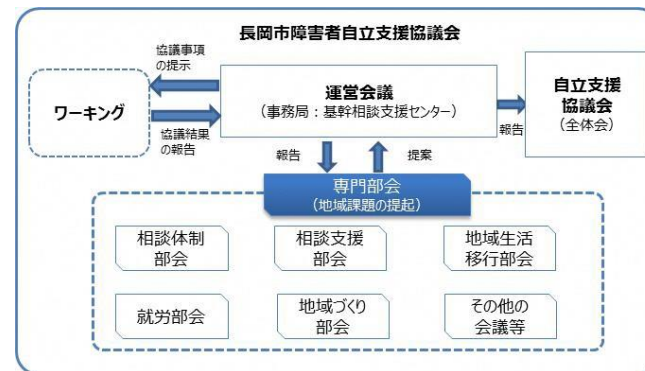
- 人口 273,881人（平成29年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年4月現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 9,725人
  - ・療育手帳所持者 2,204人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1,706人
  - ・全体の障害者手帳所持者はほぼ横ばい
  - ・精神障害者が顕著な増加傾向
  - ・行動障害、発達障害が増加、高齢の精神障害者が増加
- 長岡市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 市内社会福祉法人が24時間対応「安心・安全コールセンター」事業に取り組んでおり、地域生活支援拠点に近い機能が以前からあった
- 「第4期障害福祉計画」策定時に、社会福祉法人が多機能拠点を作るという話が出たため、多機能拠点整備を目標として位置付け
- 「第5期障害福祉計画」策定時（平成29年4月）より「長岡市障害者自立支援協議会」に検討部会を設置して具体的な検討を開始



## 整備類型

併用整備型  
(多機能拠点と面的整備の併用型)

## 概要

- 豊富な社会資源を活用し、法人間連携をはじめ社会資源を強化・再整備
- 広域市町村の特徴である資源やニーズの違いに対応するため、障害者相談支援事業の再編（地区担当制）による、地域全体で支える体制づくり
- 地区担当制は、高齢者福祉の地域包括支援センターの地区に合わせ、将来的には包括的相談支援体制を見据えて、高齢分野や保健分野等と連携

## 相談

- 障害者相談支援事業の再編を長岡市障害者自立支援協議会 相談体制部会で協議中。地区担当制による地域特性や資源、ニーズを把握
- 地区担当制による相談支援の展開や地区内での連携強化にも期待
- 地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援事業」として24時間対応のコールセンターを2か所に委託し、24時間365日の電話対応、緊急時の受け入れなどを実施、今後の障害者相談支援事業の再編に併せて、役割・機能の再検討

## 緊急時の受け入れ

- 市の地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援事業」として、24時間対応のコールセンターを実施、24時間365日の緊急時の受け入れを行う
- コールセンターの同法人内で受け入れ先を探すのが、確保できないことが多い
- サービス未利用者の虐待通報や夜間通報には、コールセンターが対応
- 行動障害者への対応、重度訪問は未整備

## 体験の機会、場

- 体験の場はほぼ未整備。グループホーム体験は、グループホーム利用前提にとどまっている
- 一人暮らしの体験の場は、環境的にはショートステイで可能だが、空きはなく、「体験」という目的に応じた支援は困難な状況
- 身体障害者の訓練を想定した施設で、一人暮らしが出来るアパートに近い環境であり、体験の場としての活用が考えられる

## 専門的人材の確保・養成

- 基幹相談支援センターが相談支援の人材を育成（保健師がサポート、相談支援専門員へのスーパーバイズ及びOJT、研修会等の実施）
- 障害者自立支援協議会を活用して、人材の確保・養成を検討していく

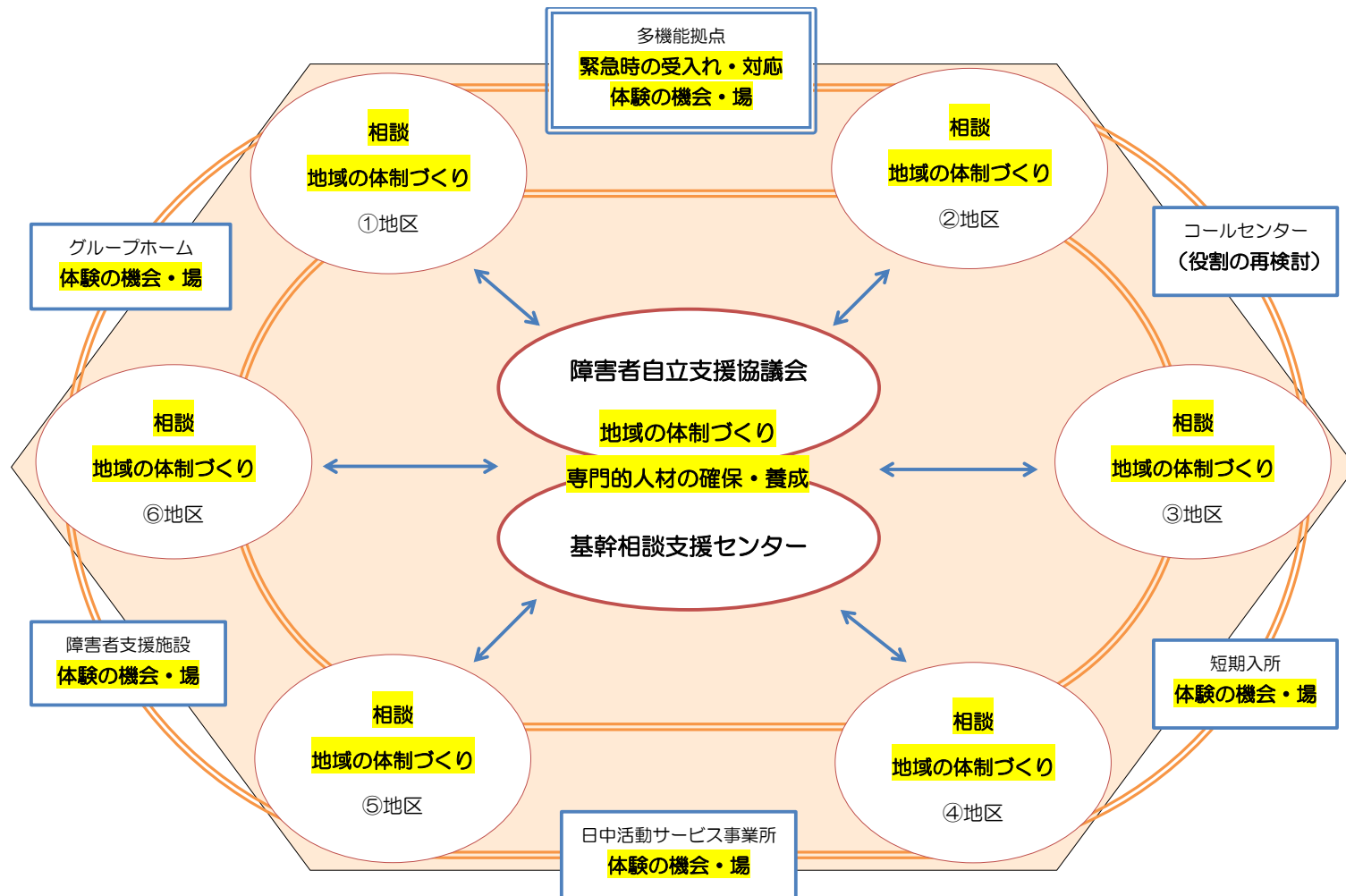
## 地域の体制づくり

- 相談支援体制の再編をもとに、地域づくりは相談支援事業所が担うよう検討
- 障害者相談支援事業の業務として、改めて地域づくり業務を位置付ける
- 地域の体制づくりは、障害者自立支援協議会で継続検討

## その他

「ー」

- 今後、地域分析・ニーズの把握を行い、関係機関や当事者団体等からの意見も集約し、自立支援協議会で地域の実情にあった併用型の整備体制を決定していく





利用事例

1

事例なし

## ● 社会資源の役割の見直しと再整備

すでに様々な取組は行っているが、現在の取組だけでは十分とは言えない調査・ヒアリングを通して、地域分析や地域ニーズをとらえ、社会資源の整備、調整、開発を行っていく

## ● 法人間の連携

長岡市は社会資源が多くあるので、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、具体的にどのような法人間連携が必要なのか、現状を確認する必要がある

## ● 障害者自立支援協議会の活用

障害者自立支援協議会を活用して、体制整備に向けた具体的な取組みを検討していく整備完了後も障害者自立支援協議会において、体制や機能について定期的に検証し整備方針の見直しを行い、障害福祉計画と連動しながら必要な機能の充実・発展を図っていく

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

新潟県 上越市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 上越市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

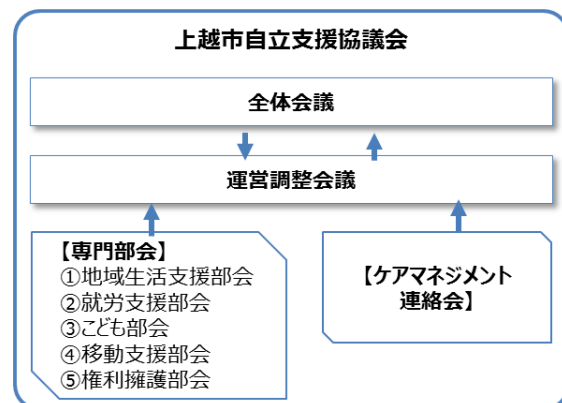
- 人口 195,880人（平成29年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年4月現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 7,593人
  - ・療育手帳所持者 1,643人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1,710人
  - ・地域の高齢化が進んでおり、高齢の障害者が増えている。特に身体障害が多い
- 上越市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 平成26年度、市内の一法人から重度障害者のグループホーム(短期入所併設)の整備希望があり、平成27年に国の「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施
- 上越市自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、協議開始



## 整備類型

### 併用整備型

(上越市における地域生活支援拠点等に求められる機能を6つの支援に整理し、多機能拠点整備型と面的整備型の両面から機能整備を図る)

## 概要

- あんしん生活支援事業における相談支援は24時間365日により、相談→危機介入→再発防止まで切れ目のない支援を実施
- 市の委託事業「緊急短期入所用居室確保事業」において、緊急的な受け入れ等に対応するために緊急用の居室を確保
- 24時間365日相談対応及び緊急用の居室における対応を一体的に行うことで、緊急時の早期対応や早期解決につながる利点

## 相談

- 「あんしん生活支援事業」のコーディネート事業を委託
- 「あんしん生活支援事業」は24時間365日対応可能。コーディネーター2名が24時間携帯を所持し、オンコール体制をとっている
- 障害福祉サービスにつながらないケースや、相談支援専門員が対応しきれないケースをコーディネート事業で支援することが多い
- コーディネーターをサポートする、同法人内の職員がサブスタッフとして3名体制で駆けつけ等の直接支援の補助を行う

## 緊急時の受け入れ

- 「あんしん生活支援事業」と「障害者緊急短期入所用居室確保事業」で、短期入所施設及び民間アパートの1室を緊急用の居室として確保
- 強度行動障害支援者養成研修受講を促進し、緊急時の受け入れ体制を強化するなど、幅広い対象者に対応
- 緊急の定義は2日以内で、受け入れ後72時間以内に関係機関と今後の方針を協議

## 体験の機会、 場

- 施設入所する前の体験として短期入所にて泊まりの体験を実施

## 専門的人材 の確保・養成

- 相談員・相談支援専門員を対象に年6回実施
- 強度行動障害に対応できる人材を増やすため、市独自のスキルアップ研修を実施

## 地域の体制 づくり

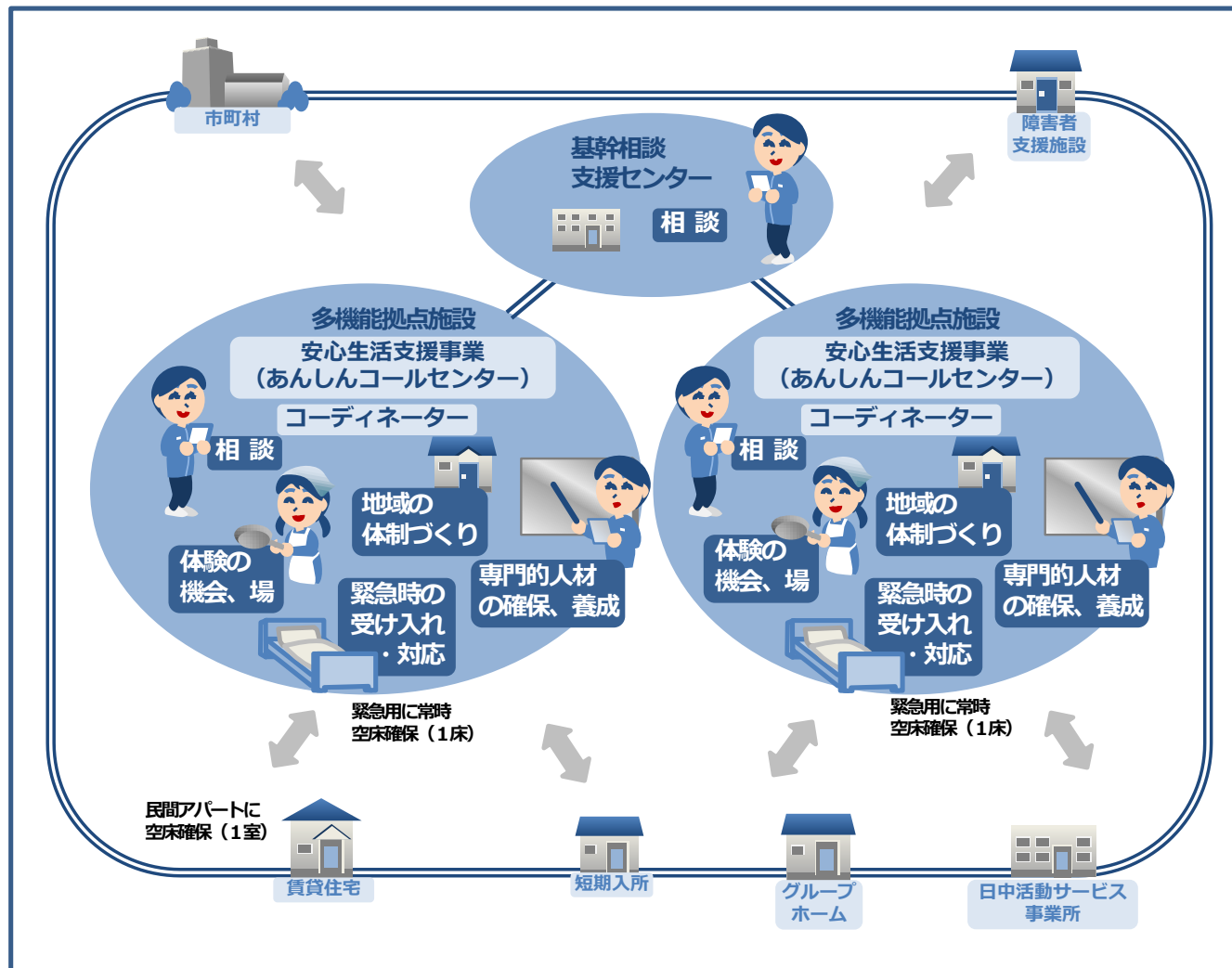
- 平成30年度から市内の1地域包括支援センターを「社会福祉法人みんなでいきる」に委託。特定相談支援、地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の委託事業を統合した総合相談事業として実施していく

## その他

「ー」



- 多機能拠点整備、面的整備の両面から、地域生活支援拠点等の整備を図る併用型
- 24時間365日相談対応及び緊急用の居室における対応を一体的に行うことで、緊急時の早期対応や早期解決が可能



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・40代 男性 精神障害

**利用した経緯**

- ・家族からのDVで、直接相談があった
- ・あんしん生活支援事業のシェルターで緊急一時保護

**利用の効果等**

- ・夜間や休日の場合、通常事業所での受け入れが極めて困難である。また初回利用（新規）のような人については情報が少なく、通常事業所での受け入れでは断られるケースになる
- ・拠点機能により、サービス利用とは直接関係ないケースや24時間での一時的な保護対応が可能となることで、初期安定を図ることが可能となった
- ・また翌日以降の調整までの安定確保に繋がっている

## 利用事例

## 2

**利用者の属性**

- ・20代 男性 知的障害（強度行動障害）

**利用した経緯**

- ・親族に不幸があり、既存事業所での受け入れ不可のため、受け入れ対応

**利用の効果等**

- ・強度行動障害等の困難性があると、通常事業所での対応は難しく、たとえ一時的であっても、他の利用者との関係で受け入れ困難となることが多い。拠点機能により、複数名での対応が可能となることで一時的な危急事態への対応を行え、地域生活をサポートすることとなっている

## ● 法人間の連携を図り整備拡充

関係の社会福祉法人や医療法人の代表者会議等により、地域生活支援拠点整備について、さらに議論を深め、法人に対しての合意形成を図る必要がある

## ● 医療機関との連携促進

重症心身障害者や医療的ケアを必要とする人に対して支援ができる看護師等の人材不足が課題

市内の関係障害福祉事業所や医療機関等の役割分担を明確にし、連携を図りながら、地域全体で障害のある人を支える仕組みを構築したい

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

長野県 北信圏域

(中野市・山ノ内町・飯山市・木島平村・  
野沢温泉村・栄村)

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 北信圏域（中野市、山ノ内町、飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村）の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

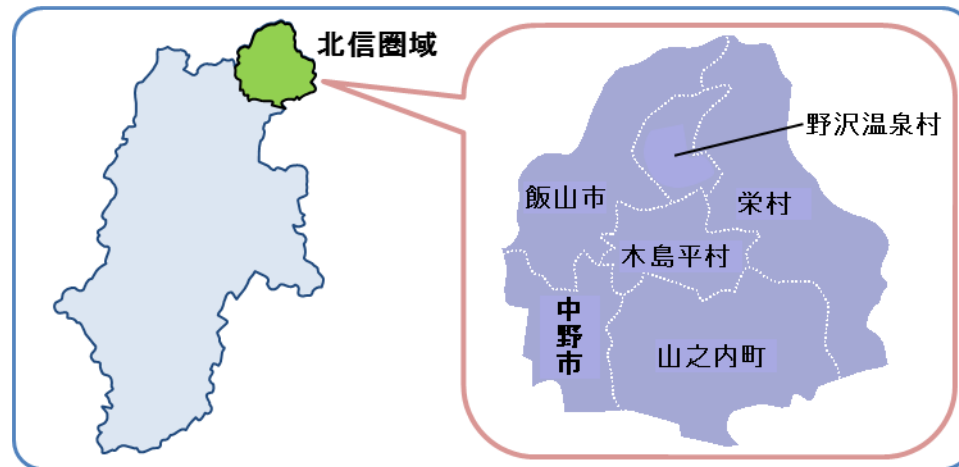
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

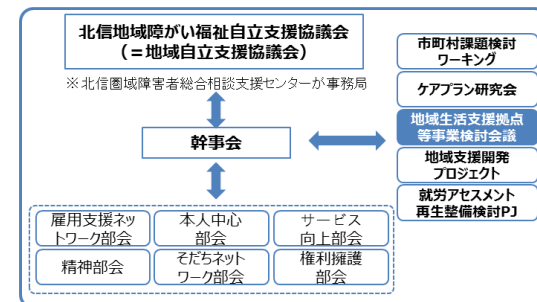
- 人口 85,487人（平成29年9月1日現在）
  - うち 岳南地域（中野市43,157人、山ノ内町11,999人）
  - 岳北地域（飯山市20,580人、木島平村4,499人、野沢温泉村3,416人、栄村1,836人）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 4,119人
  - ・療育手帳所持者 874人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 815人
  - ・障害種別に関わらず障害者、家族共に高齢化が進行
- 北信圏域の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 第4期圏域障害福祉計画（平成27～29年）に、面的な体制構築を明記
- 平成27年7月に、「地域生活支援拠点事業コア会議※」を設置して検討開始  
※平成29年度から「地域生活支援拠点等事業検討会議」に名称を変更
- 平成28年度に「総合安心センターはるかぜ」（以下「はるかぜ」）を試行、平成29年度に本格始動



## 整備類型

### 併用整備型

（「はるかぜ」を核に、圏域内の既存事業所等との連携による面的整備を組み合わせた併用整備型）

## 概要

- 地域生活支援拠点等の前身である取組を行ってきた実績がある法人が多機能型として整備し、緊急対応コーディネーターを配置した。
- 基幹相談支援センターに地域あんしんコーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等を補完する役割を担う
- 2市1町3村で「ハイリスク者登録台帳」（障害福祉サービスにつながっていないが緊急時対応が想定される人）を整備し、地域あんしんコーディネーターを中心に、地域の支援体制を構築
- 長野県自立支援協議会を通じて管内市町村等の地域生活支援拠点等の整備を積極的に支援

## 相談

- 「はるかぜ」では相談支援事業の他、緊急対応コーディネーターを2人配置し、24時間365日の緊急時の電話相談を受け付け、関係機関への連絡調整を行うほか、必要に応じて緊急時の駆けつけを行う
- 緊急時対応の利用者は、緊急時に備えるため、事前登録制。登録者への支援として、クライシスプラン作成により予防支援、緊急支援を強化
- 事前登録者以外の人への24時間365日の緊急時電話相談は、基幹相談支援センターが窓口となり、基幹相談支援センター（北信圏域障害者総合相談支援センター）の地域あんしんコーディネーターが対応

## 緊急時の受け入れ

- 「はるかぜ」の短期入所6床のうち、2床を空床確保
- 基幹相談支援センターの地域あんしんコーディネーターのコーディネーションにより、「はるかぜ」の登録者以外の緊急時受け入れも行う
- 緊急時の受け入れ期限は48時間以内とし、48時間以内に出口支援会議を開催し、次の受け入れ先を探す
- 障害種別問わず幅広く受け入れが可能である



## 体験の機会、場

- 「はるかぜ」に施設入所支援利用者優先のグループホーム体験部屋を設置
- 「はるかぜ」の短期入所 6 床のうち、緊急用の 2 床を除いた 4 床のうち 1 床を一人暮らし体験に活用

## 専門的人材の確保・養成

- 「はるかぜ」で、医師を講師に招き、医療的ケアが必要な人への緊急時の対応シミュレーション研修を開催

## 地域の体制づくり

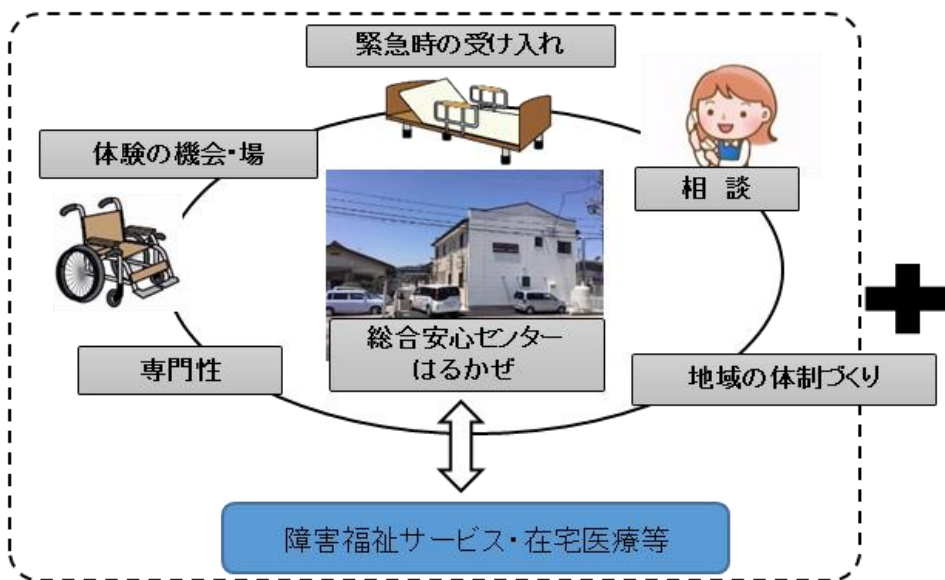
- 地域あんしんコーディネーターが 6 市町村毎に「ケース進行会議」を開催。計画相談につながっていない障害者のうち、緊急時対応が想定される「ハイリスク者」を抽出。緊急対応に至らないための予防、緊急時の対応、緊急対応後の措置などを記帳する「ハイリスク者の登録台帳」を、6 市町村ともに整備
- 地域あんしんコーディネーターは、地域連携会議や相談支援専門員との会議を通じて情報収集し、相談支援事業所や警察などへのアウトリーチを実施

## その他

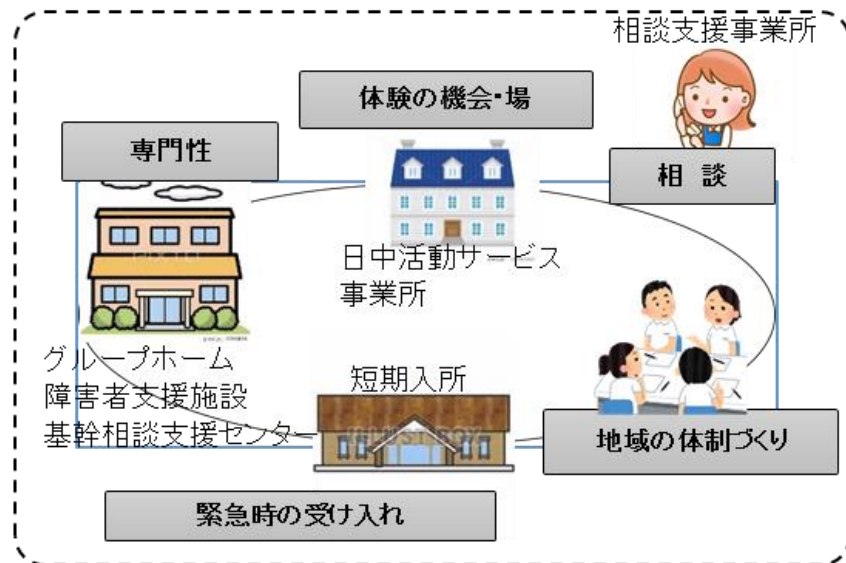
「ー」

- 「はるかぜ」を中心に、圏域内の既存事業所等との連携による面的整備を組み合わせた併用型
- 2市1町3村で「ハイリスク者登録台帳」（障害福祉サービスにつながらないが緊急時対応が想定される人）を整備し、地域あんしんコーディネーターを中心に、地域の支援体制を構築

北信圏域の核となる地域生活支援拠点事業所  
【多機能拠点整備型(グループホーム併設型)】



北信圏域の協力事業所  
【面的整備型】



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・20代男性。両親ときょうだいと同居
- ・アスペルガー障害と強迫症状がある。イライラすると父やきょうだいに対して暴力が出る

**利用した経緯**

- ・家族に暴力をふるう度に、病院への医療保護入院を繰り返していたため、家族から入所も視野に入れて欲しいと相談を受ける。
- ・入院中から、計画相談支援専門員による日中活動事業所や緊急時の短期入所等の見学を約1年間行ってきた
- ・退院後、自立訓練事業所に毎日通所
- ・家族に対して暴力が出た場合は、地域定着で駆けつけ支援を行うとともに、本人がクールダウンできる「総合安心センターはるかぜ」の緊急短期入所をセットで利用している

**利用の効果等**

- ・当初は、地域定着支援の駆けつけ支援と空床を頻繁に利用していたが、支援会議で緊急から予防の視点に切り替え、計画的な短期入所と行動援護に支援方法を変えたことにより、引き続き在宅の生活を継続している
- ・現在は、ヘルパーを利用して一人暮らしをしている

## ● 医療的ケアの対応

医療的ケアは需要はあるものの、看護師不足で対応できないこともある。圏域内の介護老人保健施設（病院併設型 2 か所と単独型 1 か所）での緊急時利用、一般的な短期入所の医療的ケア強化案を検討中

## ● 北信圏域全体への対応

「総合安心センターはるかぜ」は北信圏域の最南端にあるため、岳北地域での緊急時の駆けつけや受け入れ、岳北地域からのアクセスの悪さなどが課題

## ● 面的整備の資源不足（在宅支援、短期入所、グループホーム）

在宅移行では、特に24時間対応や医療的ケアが必要な場合、つなぎ先が少なく難しい。短期入所やグループホームが少なく、緊急時の受け入れが課題

## ● コーディネート機能の強化（地域生活支援拠点等、基幹相談支援センター）

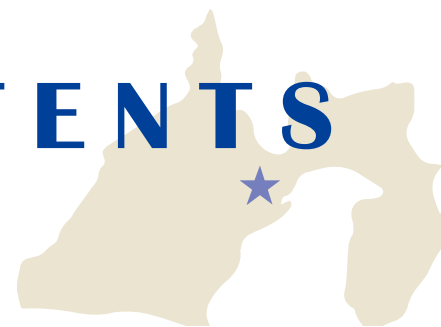
事業所毎のサービス提供量や範囲、緊急に至らないための社会資源の創出や人員確保などの課題を検討して実施する力量が、「総合安心センターはるかぜ」を始めとして全体的に弱い。相談支援体制強化に必要な相談支援事業所間の連携や専門的指導や助言などについて、基幹相談支援センターが果たしている機能が弱い

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

静岡県 静岡市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 静岡市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

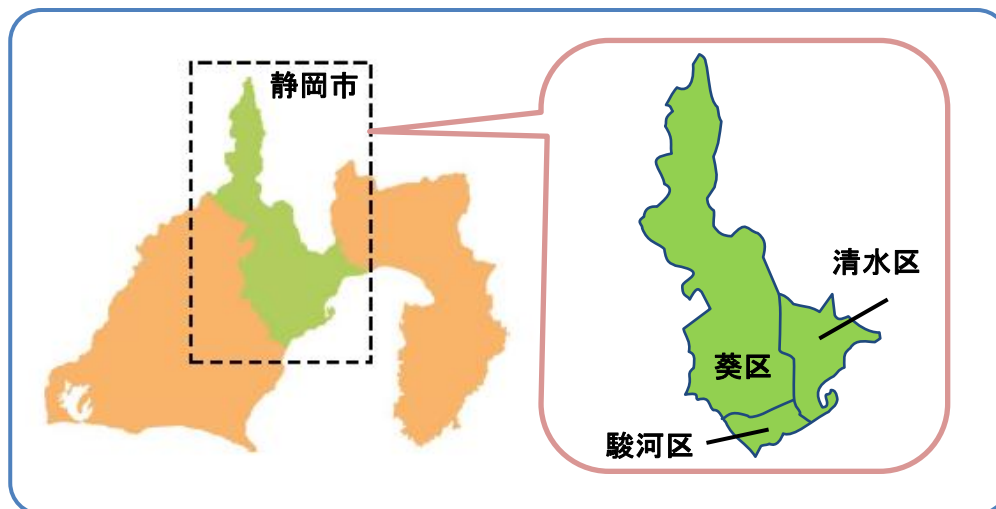
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

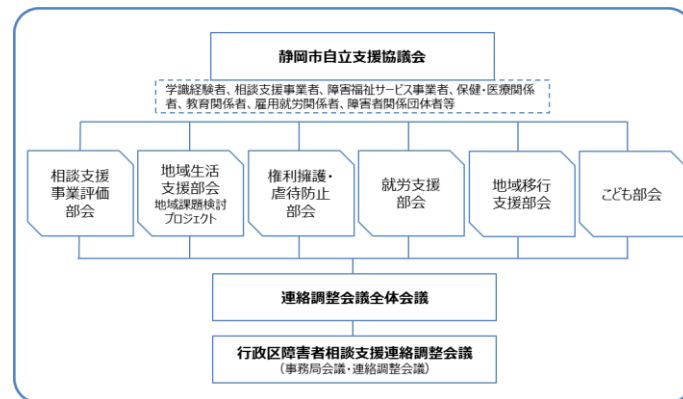
| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 707,173人（平成29年3月末現在）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 24,112人
  - ・療育手帳所持者 6,095人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 4,532人
  - ・障害者全体は若干増加傾向
  - ・多問題家族（老障介護、親も知的・精神障害ありなど）の課題が多い
- 静岡市の位置



## 整備のプロセス

- 国の指針を受け、第4期障がい福祉計画で、平成29年度までに整備することを位置付け
- 平成28年度に「静岡市障害者自立支援協議会」の専門部会「地域生活支援部会」に地域生活支援拠点プロジェクトチームを立ち上げ、検討開始
- 平成29年8月、障害者多機能施設開設  
(社会福祉法人花園会 百花園宮前ロッヂ)



## 整備類型

## 面的整備型

障害者多機能施設を主要拠点とし、相談調整コーディネーターとサービス調整コーディネーターを置き、サービスを提供しやすい仕組みづくりやネットワークづくりを市内全域を対象としてく面的に整備していく(実際の活動は平成30年度以降)

## 概要

- 相談、緊急時の受け入れ、体験の機会の3機能の整備に主に取り組む
- 平成30年度から、コーディネーターを中心に事業所等関係機関をネットワーク化して各機能を動かすための取り組みを進める



## 相談

- 委託相談事業所と計画相談事業所の役割を明確化し、多面的に対応が必要な相談事例等について整理する
- 自立支援協議会の下部組織として、各区で事務局会議・連絡調整会議を設置。毎月開催し、地域課題やその対応を協議している
- 市内11か所の委託相談支援事業所が虐待防止センターを担っている

## 緊急時の受け入れ

- ヘルパー派遣とショートステイによる受け入れのための仕組みづくりを予定。具体的スキームは検討中
- 緊急時にスムーズに受け入れができるよう、事前に障害者の状況把握や施設の情報や受け入れ手続きを共有化する必要がある

## 体験の機会、 場

- 社会資源：短期入所施設20か所、グループホーム25か所
- 体験受け入れの登録をしている短期入所施設の情報を集約し、紹介する仕組みづくりを検討していく
- グループホームでは入所を前提にした体験入所を実施

## 専門的人材 の確保・養成

- 相談員の専門性の強化、相談員のメンタル対応等専門性の高い人材養成（強度行動障害者への対応、移動支援ヘルパー人材養成、障害サービスと介護サービスの基礎研修等）
  - ※「強度行動障害者支援施設サポート事業（市主催）は、行動障害児・者を支援する事業所のスキルアップのためのアドバイザー等派遣事業
  - ※「移動支援ヘルパー人材養成」（市主催）は、近隣にある大学生の受講に期待
- ヘルパー人材の確保についてプロジェクトチームを設置し、人材確保について検討を行っている

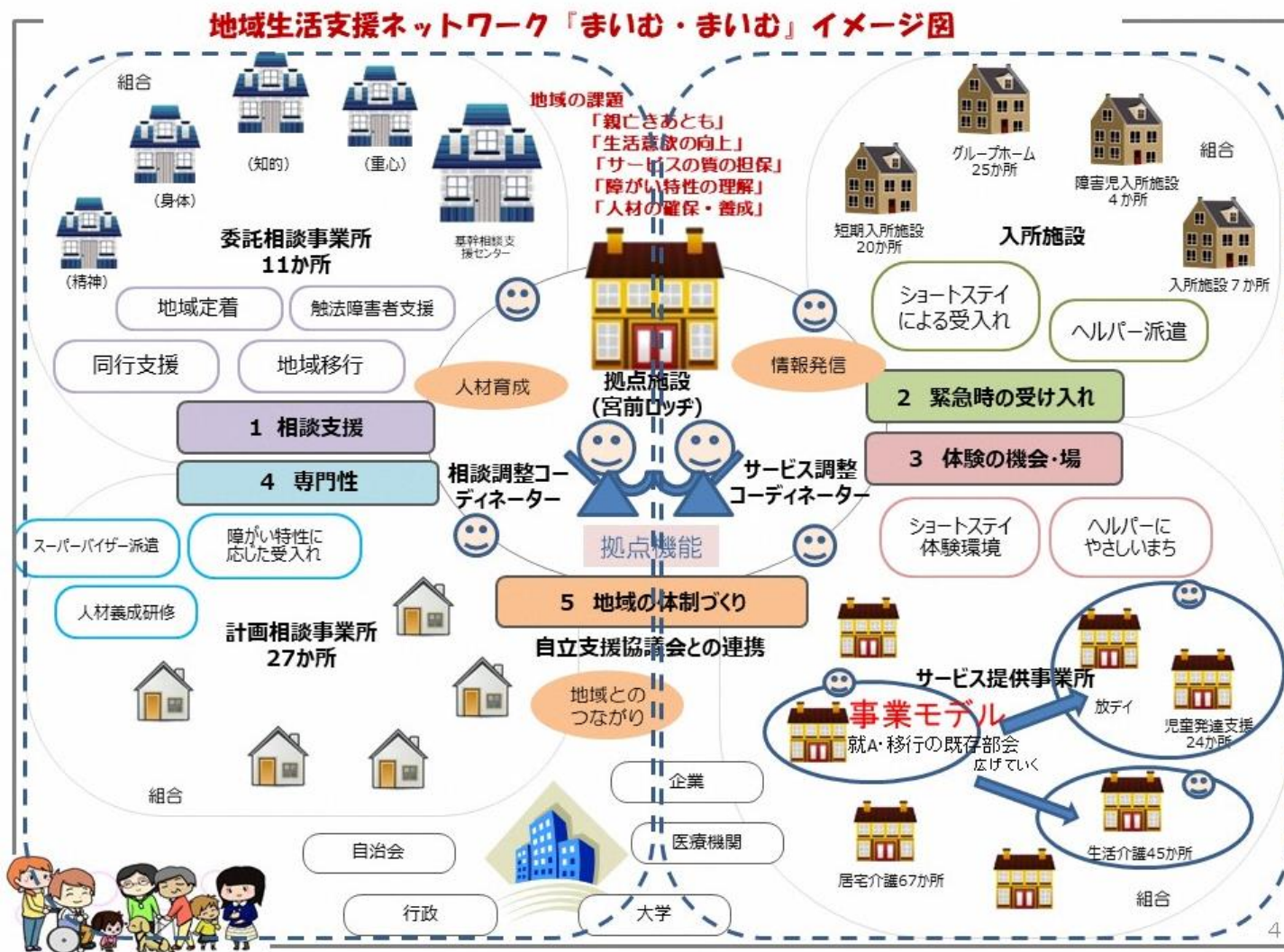
## 地域の体制 づくり

- 地域生活支援ネットワーク『まいむ・まいむ』（共に手を取り前向きに歩いていくイメージ）として、同業者ごとに課題を共有して一緒に取り組むことを検討
- 障害者多機能施設に置く相談とサービス調整を行うコーディネーターが体制づくりを進めていく予定
- 医療とのネットワークづくりでは、医師会への働きかけなどが必要

## その他

- こどもに関する課題（当初は医療的ケア児の対応）を検討していくため自立支援協議会の専門部会として「こども部会」を平成30年度に設置予定
- 精神障害者地域生活体験支援事業の実施（平成21年度～）

- 障害者多機能施設を中心に市内全域の関係機関のネットワークづくりを進める面的整備  
(実際の活動は平成30年度以降)



利用事例

1

平成30年度より実施予定のため事例なし

- **幅広い視点の専門的なコンサルタントや、各自治体の情報が必要**

幅広い視点からの検討も必要なことから、国等における各自治体の状況の共有が望まれる。地域生活支援拠点等の進め方等への助言・アドバイス等を行うコンサルタント等がないことも課題

- **連携システムを構築するキーパーソンが不足**

具体的な連携システム構築を進める上でキーパーソンが不足

- **事業所等に、ネットワークに参画するメリットを示すことが必要**

面的整備で各機能を整備するためには、連携する各機関に対して、求める負担やネットワークに参画するメリット（報酬等）などを示す必要がある。またリーダーの存在も課題

- **人材育成、人材確保が大きな課題**

人材確保は、業界全体の問題であり、危機感を持って人材育成しなければならない。スタッフの高齢化が大きな課題であり、若年層を確保できなければ、人材不足がさらに深刻化する

- **相談支援専門員のための研修が必要**

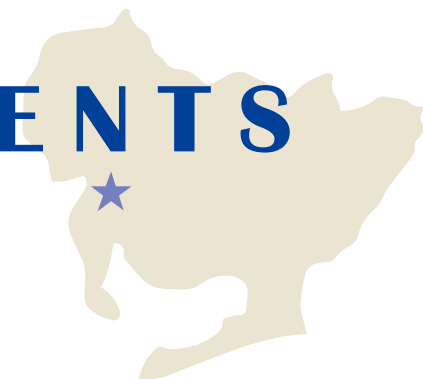
相談支援専門員を対象とした専門研修、メンタルヘルス研修等を実施して、相談支援専門員の活動しやすい環境を作ることが必要である

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

愛知県 大 府 市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 大府市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針



- 人口 91,384人（平成29年3月末現在）
- 障害者の状況（平成28年3月末現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 2,374人
  - ・療育手帳所持者 592人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 687人
  - ・自立支援給付のサービス支給決定者は450人程度。自立支援医療受給者1,191人
  - ・療育手帳所持者数及び人口に占める割合が増加傾向。人口比では全国平均より高い
  - ・重度化が課題。重心の対応である医療的ケアが、一番の課題

- 大府市の位置

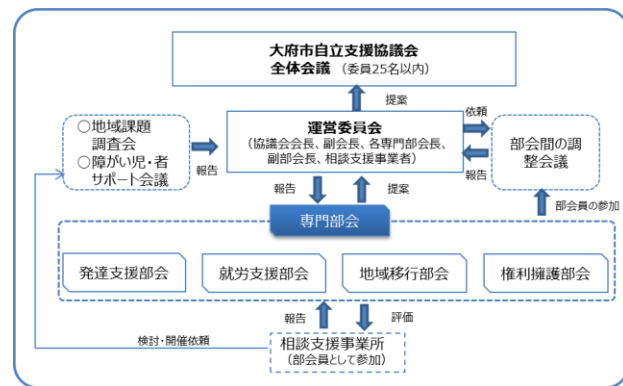




# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 平成27年度に検討を開始。障害福祉計画（第4期計画・平成27年3月策定）の基本指針に地域生活支援拠点等の整備を明記
- 現状の社会資源や制度を活用することから検討をスタート
- 平成28年度に、地域自立支援協議会の中に、地域生活支援拠点等に関する専門部会を立ち上げた
- 平成29年度整備完了。不足していた緊急時の宿泊の場（居室確保事業）を整備し、5つの機能に対する準備が完了



## 整備類型

面的整備型

## 概要

- 現状の社会資源や制度を活用
- 緊急時の受け入れ・対応機能と体験の機会・場として、「居室確保事業」を活用し、通所施設での体験宿泊及び緊急宿泊の体制を整備

## 相談

- 24時間体制は未整備だが、既存ネットワークで対応
- 必要に応じて市役所の宿直から担当部署の職員に電話が繋がるため、実質的な対応は出来ている
- 緊急時には基幹相談支援センターや通所施設にも連絡が取れ、対応できるネットワークがある

## 緊急時の受け入れ

- 地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の居室確保事業を活用し、緊急時の受け入れ場所を確保するため緊急一時的宿泊事業を整備
- 対象者は、「事故、災害、出産、疾病、葬儀等の理由により、自宅で障害者等の家族等による介護等が受けられない者」
- 利用者は、予め事業所を1か所登録。必ず、先に短期入所施設を探すことを求め、短期入所での受け入れが困難な場合のみ利用できる。
- 報酬単価1泊15,000円（午後4時～午前9時）。原則年間5日、（体験的利用2日を含めて）最大で7日

## 体験の機会、場

- グループホームでは、必要に応じて宿泊体験を実施
- 地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の居室確保事業を活用し、平成29年度より体験的宿泊事業として通所施設での宿泊体験を整備
- 体験的宿泊事業：地域において自立した生活又は緊急一時的宿泊事業の事前登録のアセスメントを希望する場合に行う

## 専門的人材の確保・養成

- 市の単独予算（1人2万円程度で30人分の受講費補助）で、行動援護従事者養成研修を実施
- 喀痰吸引や重心の研修を実施予定

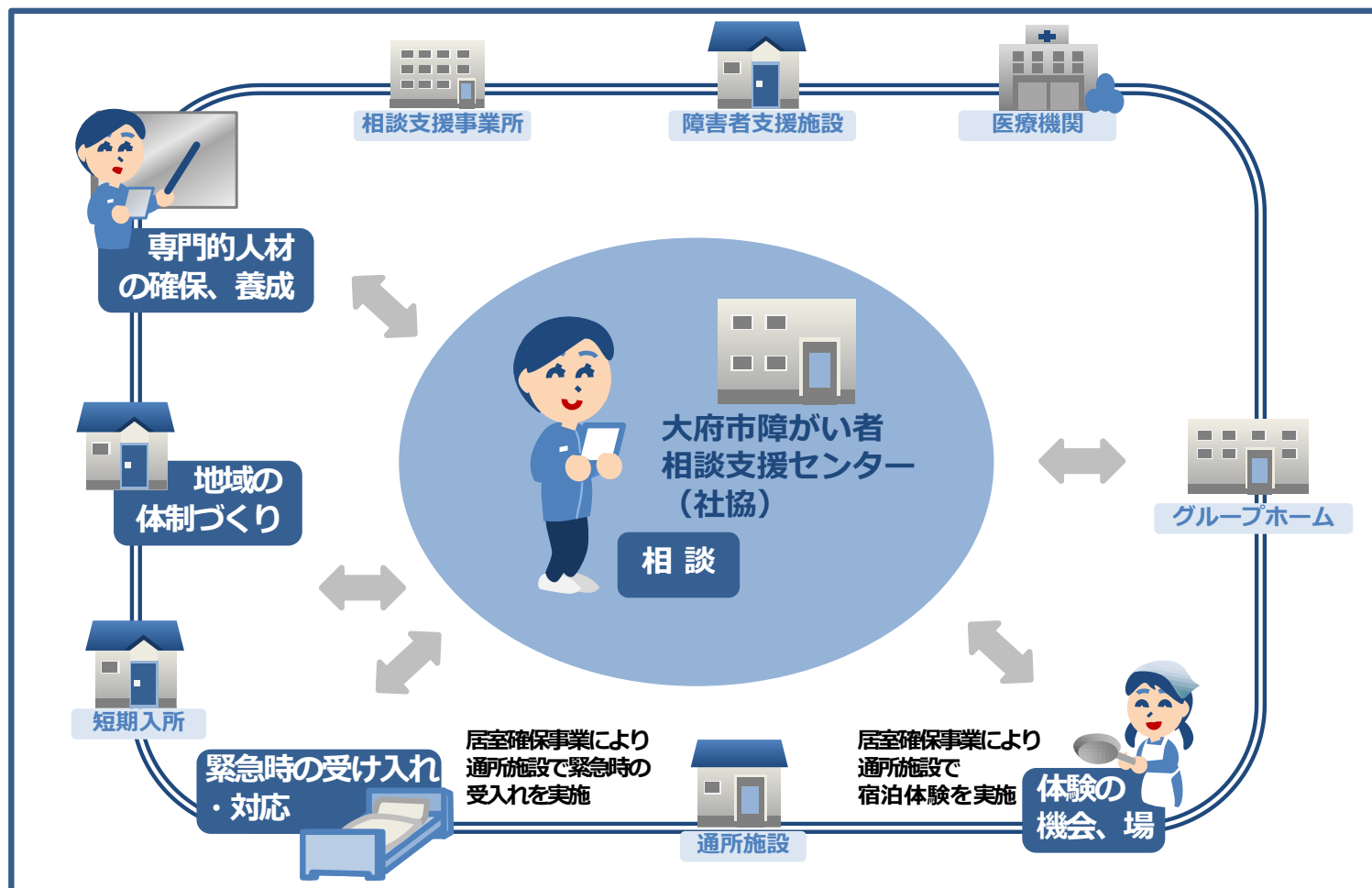
## 地域の体制づくり

- 地域自立支援協議会や事業所間での施設長会議等による連携

## その他

「－」

- 現状の社会資源や制度を活用した面的整備



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・知的障害者。母親と2人世帯

**利用した経緯**

- ・母親の入院に伴い、利用者本人がいつも利用している事業所で、3日連続でみてもらいたいとの申し込みがあった

**利用の効果等**

- ・障害者を介護している母親が緊急で入院となったため、急遽の対応が可能であったことと、本人にとってはいつも利用している施設での緊急宿泊だったため、落ち着いて過ごすことができた。また、本人だけでなく、介護者である母親も安心して入院することができた

- **人口規模が小さいため、重心の医療的ケア、高次脳機能障害、聴覚・視覚障害、交通事故による肢体不自由等、少数分野の障害者の支援や施設が少ない**

人口規模が小さい市であるため、施設を整備しても定員に満たない

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

大阪府 堺市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 堺市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

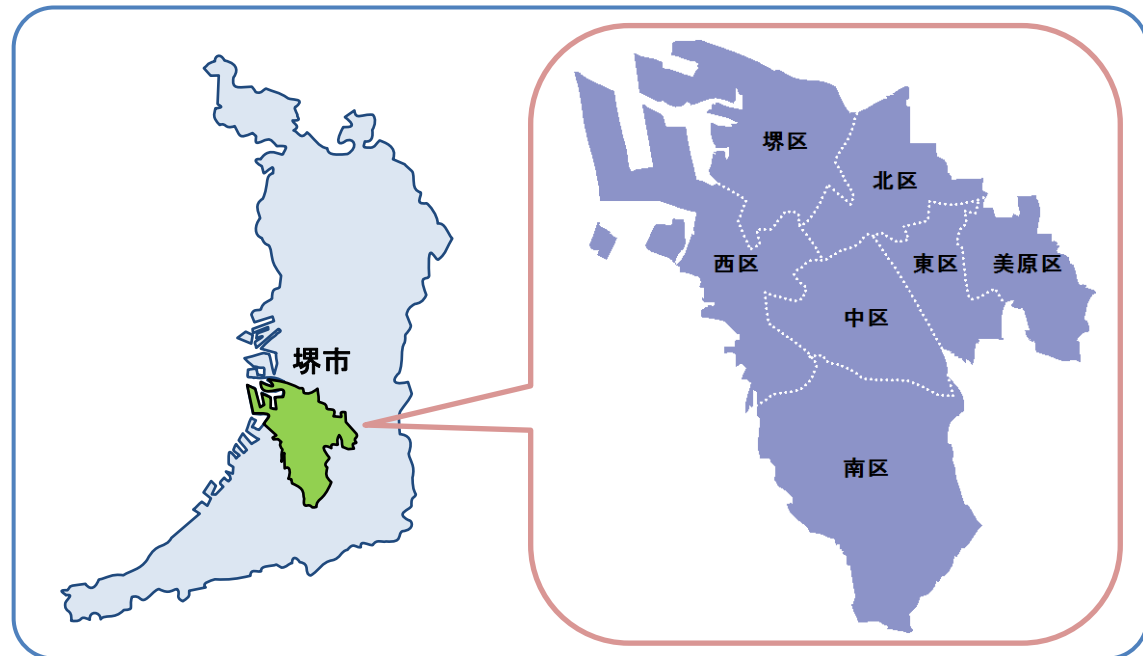
8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針



- 人口 835,467人（平成29年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ・障害者数 52,852人
  - ・身体障害者手帳所持者 37,254人
  - ・療育手帳所持者 7,563人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 8,035人
  - ・高齢化、重度化の傾向

- 堺市の位置



## 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

### 整備のプロセス

- 平成24年度：「暮らしの場あり方検討会」を開催  
障害当事者や有識者を交え、24時間サポートと緊急時の支援を短期入所事業などに付加することを検討する
- 平成26年度：3年間の検証事業として「安心コールセンター」を実施
- 平成27年度：「堺市マスタープラン後期実施計画」「第4期堺市障害福祉計画」で、平成29年度末までに整備することを位置づけ
- 平成29年度：「地域生活支援拠点等」を整備

### 整備類型

#### 面的整備型

(障害者基幹相談支援センター（総合相談情報センター及び区障害者基幹相談支援センター）を中心に実施)

### 概要

- 「緊急時の受け入れ・対応」機能として「障害者緊急時対応事業」を開始
- 5つの機能は、総合相談情報センター及び区障害者基幹相談支援センターを中心につながっている
- 緊急時受け入れは、当事者と結びつきの強い日中活動系サービス事業所と短期入所事業所が連携して、日中活動系サービス事業所職員が駆けつけることで対応

## 相談

- 各区役所に障害者基幹相談支援センターを設置し、ワンストップで3障害に対応。地域での暮らしに関する相談に対応するとともに、障害福祉サービスを利用していない人等への支援、困難事例等への支援について計画相談支援事業所への助言を行う
- 区障害者基幹相談支援センターへの技術支援、広域調整等を行う総合相談情報センターを設置し、専門機関との連携や障害福祉の情報拠点としている。
- 各区の障害者基幹相談支援センターに地域移行コーディネーターを配置し、精神科病院・入所施設への働きかけや相談支援事業所に対する支援等を行っている

## 緊急時の受け入れ

- 緊急時対応は事前登録制、短期入所事業所と日中活動系サービス事業所が連携し対応
- 当該法人の夜間・休日のコールセンターへの連絡により、短期入所事業所の受け入れに係るコーディネートや必要に応じて現場への支援員派遣による支援を行う
- 「短期入所緊急利用」として2床空床確保

## 体験の機会、 場

- 親亡き後を見据え、相談支援の中で家族と離れて宿泊体験（短期入所、自立生活訓練事業）を行う機会を提供し、将来の自立生活につながるきっかけ作りを行う。自立生活訓練事業は、事業所の空き部屋などを利用し、慣れた支援員が隣室で待機しながら外泊する事業
- 地域移行や親元からの自立がスムーズに行えるよう、集団生活（グループホーム体験）や一人暮らし（単身生活体験事業）の体験の機会を提供。単身生活体験事業は、実生活で必要となる支援や環境等のアセスメントを行う

## 専門的人材 の確保・養成

- 相談支援の質の向上、新人の育成に注力（専門家相談、相談支援専門員向け研修、新任相談支援専門員向け勉強会等の実施）
- 専門的な対応ができる体制の確保（居宅介護事業者現任研修、グループホーム事業者研修、大阪府や専門機関との連携・協力）

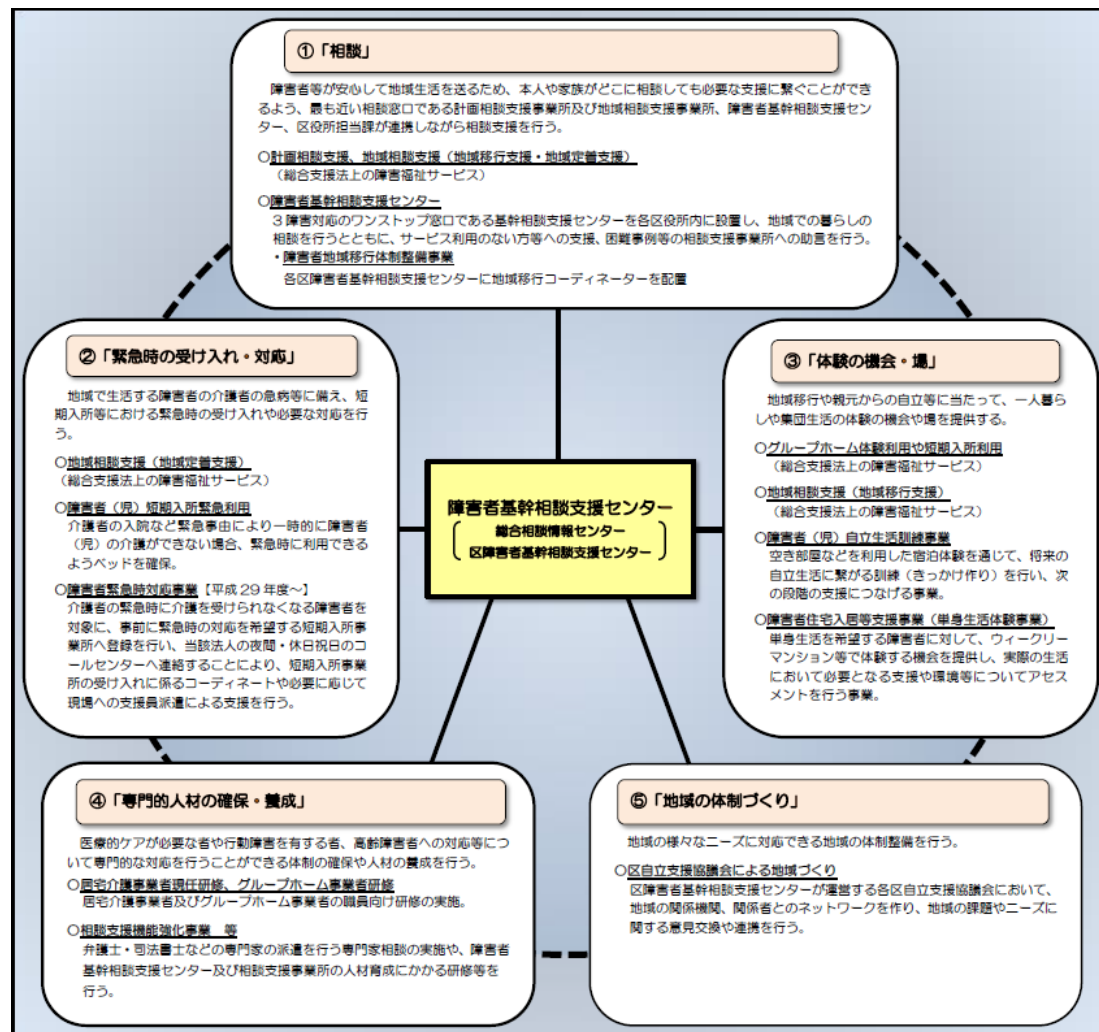
## 地域の体制 づくり

- 区障害者基幹相談支援センターが運営する各区自立支援協議会において、地域の関係機関、関係者とのネットワークを作り、地域の課題やニーズに関する意見交換や連携を行っている

## その他

「ー」

- 総合相談情報センターと各区の障害者基幹相談支援センターを中核とした面的整備
- 緊急時受け入れは、当事者と結びつきの強い日中活動系サービス事業所と短期入所事業所が連携して、日中活動系サービス事業所職員が駆けつけることで対応



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・家族と自宅で同居している40代

**利用した経緯**

- ・休日に家族で外出時に家族が急に体調を崩し救急搬送され、緊急時対応事業の登録先の短期入所の事業所に連絡が入る
- ・緊急時支援員を派遣し、短期入所まで移送し受け入れとなる
- ・短期入所の利用は1泊

**利用の効果等**

- ・家族の緊急時にスムーズに短期入所の利用に至っている

- 障害者の重度化や高齢化などを見据え、5つの機能が効果的に連携できるよう、個別事例を積み重ねていく中で出てきた課題に取り組んでいく必要がある

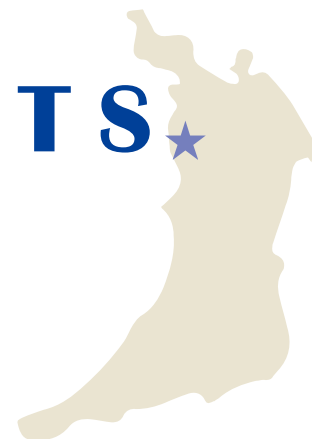
「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

大阪府 豊中市



# 目次

# CONTENTS★



2

| **01** | 豊中市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 405,028人（平成29年8月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 14,229人
  - ・療育手帳所持者 2,978人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 3,428人
  - ・3障害で高齢化が進行
  - ・身体障害者手帳所持者数は横ばい
  - ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加
  - ・知的障害者は、若い世代が障害者枠での就労のために手帳取得する傾向がある

- 豊中市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 平成24年4月に地域生活支援拠点等の検討開始。公立通所施設の閉園に伴い、民設民営で新規開所する方針
- 平成24年12月に地域生活支援拠点等を、居住機能を含む障害者の地域移行拠点と高齢者支援事業の複合施設とすることを了承
- 平成25年度、新施設整備事業所を公募し、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団に決定
- 平成28年7月末、多機能拠点型の地域生活支援拠点等施設「みずほおおぞら」が完成。8月から運営開始

## 整備類型

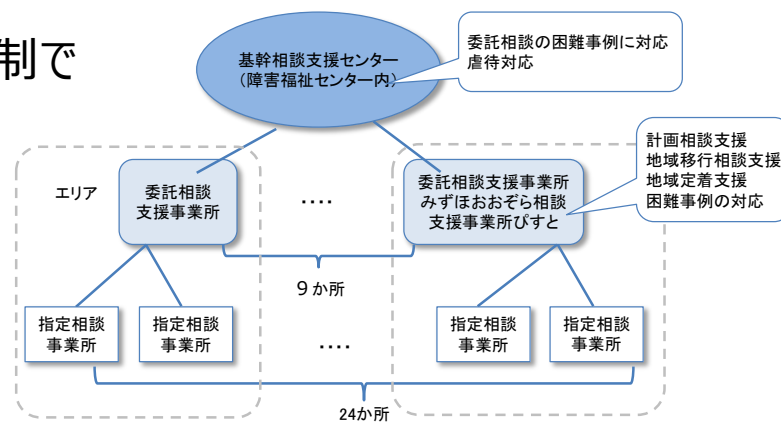
### 多機能拠点整備型

## 概要

- 民設民営で障害者支援事業と高齢者支援事業の多機能拠点型の地域生活支援拠点等施設を整備
- 市内に入所施設がなかったため、相談、短期入所その他、通過型の入所施設、就労継続支援A型、B型を一体的に整備
- 地域生活支援拠点等施設の短期入所で緊急時の対応を行うが、将来的には市全体で対応を予定

## 相談

- 多機能拠点整備型の地域生活支援拠点等施設「みずほおおぞら」は、市の3層構造の相談支援（基幹、委託、指定）の中の委託の1つ
  - 相談支援事業は3層構造となっており、基幹相談支援センターの下に、市内を9エリアに分け委託相談支援事業所を置き、そこで指定相談支援事業所（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）の困難事例に対応
- 「みずほおおぞら」全体の職員が輪番制で夜間、土日の電話対応を実施
- 障害福祉センターに基幹相談支援センターを設置。委託相談の困難事例や虐待に対応  
(相談員は3人、委託料は1,500万円)



## 緊急時の受け入れ

- 「みずほおおぞら」内の短期入所（定員10人）で緊急時の受け入れを実施。通常利用のニーズが高く、緊急時対応の空きが不足傾向
- 市内の他の短期入所事業所とも連携し、市内全域での緊急時の受け入れ体制強化を目指す
- 短期入所に看護師を配置、同じ建物内の高齢者支援事業の看護師の兼務も検討中

## 体験の機会、 場

- 「みずほおおぞら」内に一人暮らしの体験用「つながりルーム」を設置
- 「みずほおおぞら」はまだ開所後1年であり、想定より支援区分の高い人が入所しており、退所の発想がないため、「つながりルーム」の利用実績はまだない
- 将来的には入所者に利用を勧め、地域移行へとつなげていく予定

## 専門的人材 の確保・養成

- 同じ建物内の高齢者支援事業の看護師と連携しやすい環境
- 外部の講師派遣事業を活用した施設内研修を実施。1回31,500円+交通費

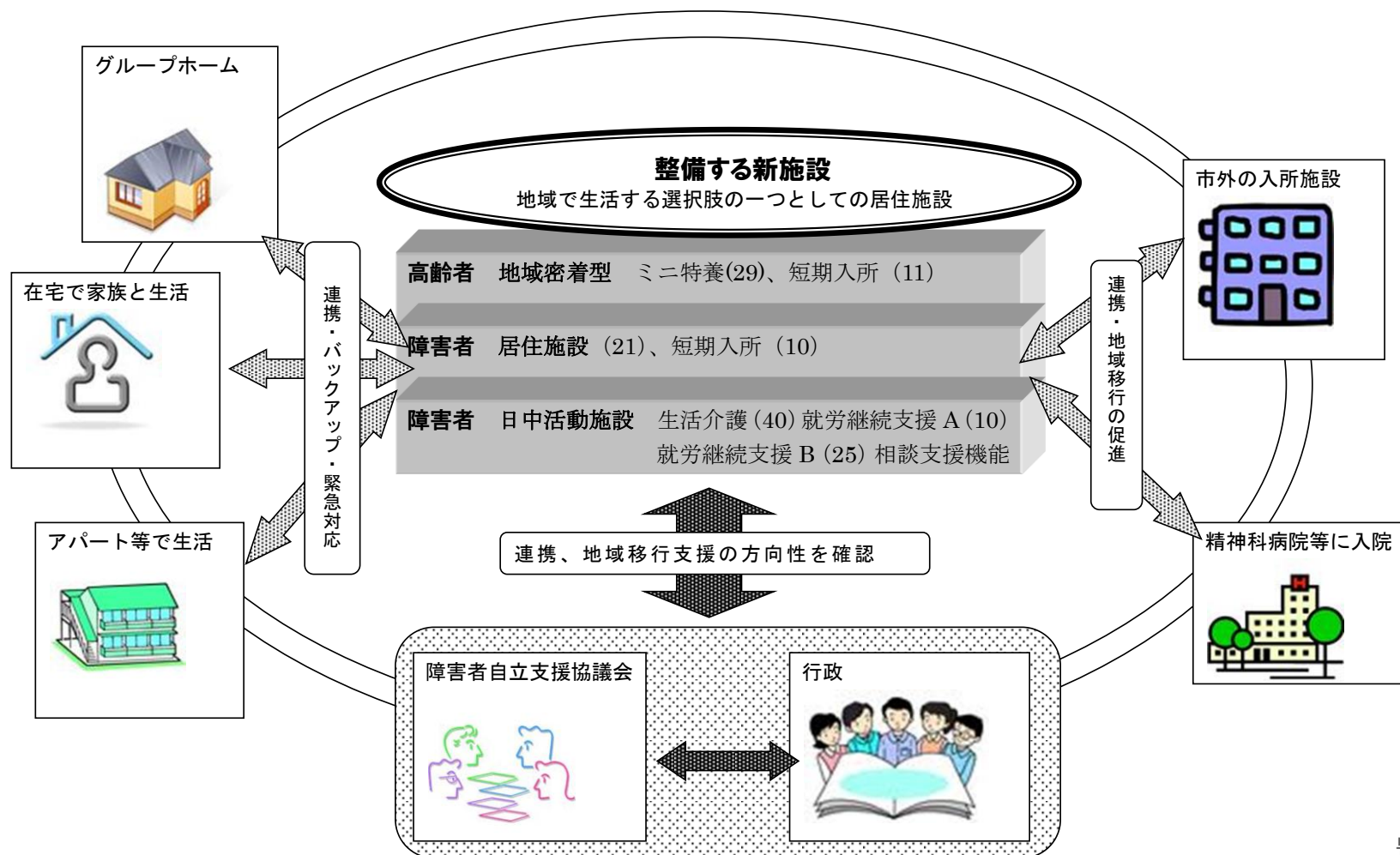
## 地域の体制 づくり

- 相談支援事業所のネットワーク「えん」を中心とする地域の体制づくり（地域包括支援センターと障害の相談支援との交流、地域包括支援センターの会議に参加し障害の周知、ネットワークを利用した事例検討や、長期入院者への支援方法などの自主的なスキルアップ研修などを実施）

## その他

- 多機能拠点型「みずほおおぞら」には、障害者支援事業と高齢者支援事業があり、同じ建物内でフロア毎に機能を分けている
- 障害者支援事業：相談支援、生活介護、就労継続支援A型、B型、施設入所支援（通過型で、移行期間3～5年）、短期入所、日中一時支援

- 障害者支援事業と高齢者支援事業のある「みずほおおぞら」を拠点とした多機能拠点整備型
- 相談、短期入所の他、通過型の入所施設、就労継続支援 A 型、B 型を一体的に整備



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・50代男性 療育手帳A
- ・自宅で母親ときょうだいと3人暮らしたが母親が死亡

**利用した経緯**

- ・施設入所経験はなく、在宅で生活
- ・他の事業所（「みずほおおぞら」の隣の市が運営する事業所）の生活介護と日中活動のサービスを利用
- ・日中活動の事業所で、きょうだいが介護疲れから本人に虐待をしている疑いが出るようになった。豊中市から、「本人と家族に、施設入所を納得してもらうための期間として家族と分離させたい」と受け入れの依頼があった
- ・本人には短期入所の支給決定があったため、まず短期入所を利用してもらった（入所期間は1か月以内）。その間に、きょうだいに施設での生活を説明した
- ・その後、施設に空きが出たため施設入所した

**利用の効果等**

- ・施設入所により、本人の安全を守ることが出来た。現在、きょうだいはある程度よい関係になっている
- ・日曜に自宅で1日一緒にいるのは難しいため、週半ばに、日中活動の場から自宅に戻り、夜だけ一緒に過ごして日中活動に行くようにしている。きょうだいも面会に来たり差し入れをもって来たりしている。この距離感でうまくいっているため、3～5年後の施設退所後は、グループホームに入るのがよいと思われる（グループホームでの生活が可能と思われる）



## ● 地域移行のための出口づくり～グループホーム

豊中市内のグループホームは常に満床状態

現在、市内のグループホームは約70か所。既存住宅を活用したタイプが中心

グループホームのニーズはまだ高いため、平成28年度に策定した「豊中市障害者グループホーム整備方針」に基づき、平成32年度までに140人分の整備を推進中

(毎年、新規グループホーム1か所(最大10人)と既存住宅を活用したタイプ15人で、合計25人分を確保)

グループホーム事業者による不動産確保が難しく、確保できたとしても近隣への説明に時間を要する場合がある

## ● 医療的ケアが必要な人や、親亡き後の受け入れ先が課題

入所施設では、医療的ケアが必要な重度の人の受け入れが難しい

難病の人や医療的ケアが必要な子どもの在宅率が高い

在宅では母親以外の家族が医療的ケアを行うことを怖がり、母親の介護に頼っているケースがある。親亡き後に入れるグループホームが必要



「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

兵庫県 西宮市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 西宮市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

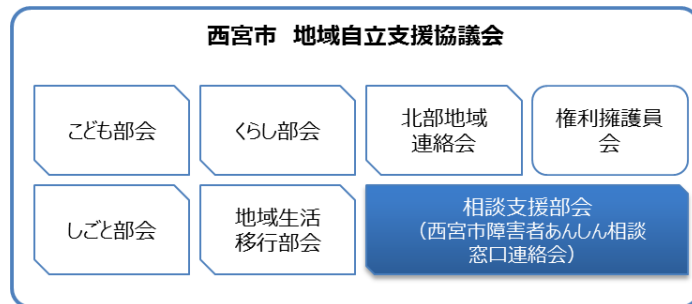
- 人口 485,563人（平成29年6月末現在）
- 障害者の状況（平成29年4月現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 16,027人
  - ・療育手帳所持者 3,666人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 2,870人
  - ・障害者手帳所持者は毎年増加傾向
  - ・身体障害者手帳所持者数は平成26年をピークに微減
  - ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加
- 西宮市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 第4期西宮市障害福祉推進計画（平成27～29年）策定時に検討
- 自立支援協議会の部会等で、課題や不足する機能等を協議
- 相談支援体制など、これまで作り上げてきた仕組み、既存のものへの活用に加え、足りない資源を開発し、本人を中心とするネットワークが形成されるよう整備することとした



## 整備類型

### 面的整備型

（「地域共生館 ふれぼの」を中心とした面的整備）

## 概要

- 相談体制を強化するとともに、体験の場を「地域共生館（ふれぼの）」に盛り込む。その他の機能は既存の資源を活用
- 市内全体での面的整備だが、今後市内の各事業者の位置づけを明確にし、周知・協力体制を強化していく必要がある
- 早めに事業所や相談支援の利用を促し、緊急時の対応に備える
- 基幹型相談支援センターが相談事業所を全面的にバックアップし、西宮市独自の「本人中心支援計画」を作成

## 相談

- 平日の日中は指定特定相談支援事業者が対応し、困難事例などについては、基幹相談支援センター（西宮市社会福祉協議会）がバックアップ
- 早朝・夜間、土日祝日の対応は今後の課題
- 現在は、土日祝日等や緊急時の対応については、日常的に利用している生活介護事業所等に連絡し相談することなどで、解決されている場合が多い
- 基幹相談支援センターのバックアップのもと、「本人中心支援計画会議」を開催し、「本人中心支援計画（サービス等利用計画）」を作成

## 緊急時の受け入れ

- 短期入所は日常的に不足しているため緊急用に空床確保等に行っていない
- 緊急時は基幹相談支援センターも協力し利用できる事業所を探して対応
- 各事業所で主な対象者としていない人や初めて利用する人は受け入れに不安があるため敬遠されてしまう場合もある
- 緊急の際には既存の資源をよりスムーズに活用できるよう、支援者間のネットワークも重要であると考えている
- 強度行動障害の受け入れ先が少ない

## 体験の機会、場

- 「自立生活準備室」（2室）を「地域共生館 ふれぼの」に設置
- 相談支援と体験・緊急対応を一体的に取り組むようにし、支援が必要な兆候がみられれば、早めに体験の場の利用を促す
- 自立生活の希望者に対し、3か月を1区切りとして体験利用を提供。障害福祉サービスを利用しながら一人暮らしの体験が可能

## 専門的人材の確保・養成

- 基幹相談支援センターによる、指定特定相談支援事業所への相談支援のOJTや事例検討会によって人材を養成

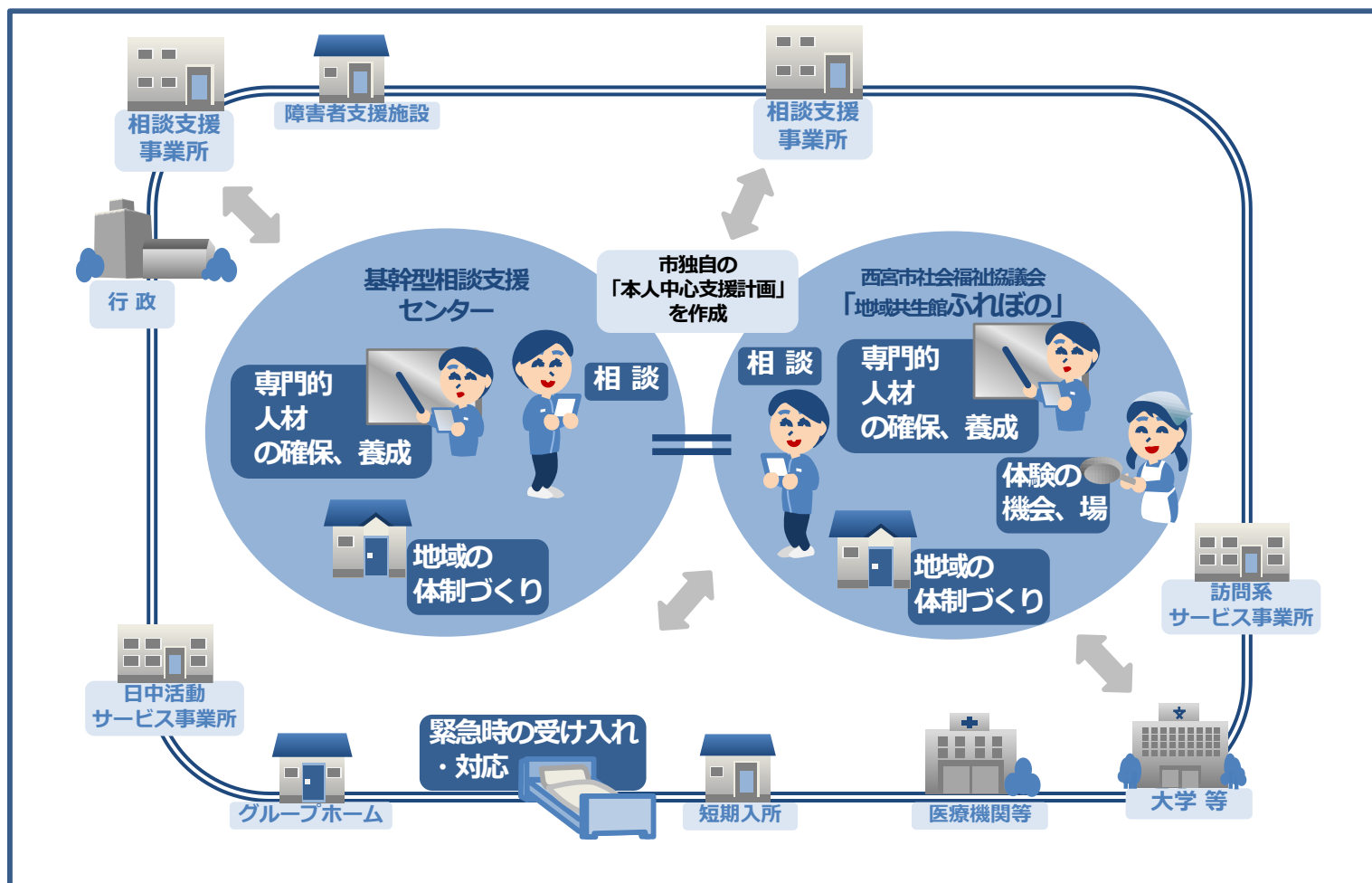
## 地域の体制づくり

- 地元に立地する大学との連携  
（「地域共生館ふれぼの」をテーマにした地域課題の研究、地域との交流活動など）
- 学生の社会福祉士養成の現場実習を受け入れている

## その他

「ー」

- 「地域共生館 ふれぼの」を中心とした面的整備
- 基幹型相談支援センターが相談事業所を全面的にバックアップし、西宮市独自の「本人中心支援計画」を作成



## 利用事例

## 1

- ・重度の知的障害者や重度心身障害者が家族の高齢化等により十分な支援が受けられなくなり、単身生活を目指し、自立生活準備室の利用を開始した
- ・この間、重度訪問介護などヘルパーを利用しつつ、生活面や経済面での環境整備を行い、3～4ヶ月利用した後、現在は単身生活を行っている



## ● 市内事業所への拠点事業の周知・協力体制の強化

今後、市内の事業所の拠点事業における位置づけを明確にし、事業所へ周知、協力体制を強化し、緊急時のスムーズな対応が可能となるようにする

## ● 他の分野の事業との重なるの調整

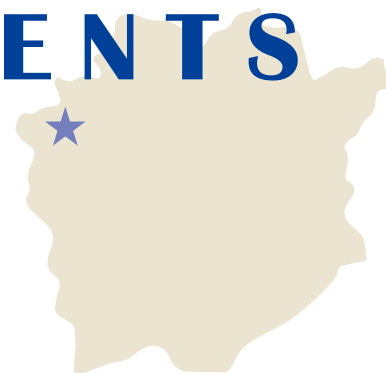
介護や地域福祉の分野でも拠点整備という考え方が出てきており、障害のある人も使えるはずだが、介護や地域福祉でついた財源で行う事業や人員をどこまで障害の制度で使ってよいか問題

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

岡山県 新見市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 新見市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 30,417人（平成29年7月末現在）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ・障害者数 2,023人
  - ・身体障害者手帳所持者 1,666人
  - ・療育手帳所持者 230人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 127人
  - ・地域の高齢化が進み、障害者も高齢化  
（65歳以上では40%を超え、75歳以上でも30%以上）
  - ・障害者の8割が身体障害、それ以外は知的障害と精神障害が1割ずつ
  - ・高齢障害者の一人暮らし、または同居者が高齢の家族のみで、介護や見守りに限界がきている障害者が年々増加
- 新見市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 新見市（旧哲多町）には、知的障害者授産施設と支援学校が併設された岡山県健康の森学園（小・中・高校）があり、障害者への理解が高い地域
- 当事者、家族、支援者から精神障害者の受け入れ施設の整備等の要望書を受け、平成14年3月から検討を開始
- 平成18年10月に新見市障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」として開所、開所から約11年間のノウハウの積み重ねによって、現在の、地域との連携体制や事業所からの派遣などの仕組みを構築

## 整備類型

### 面的整備型

（開所当初から地域生活支援拠点等の役割を担っていた「ほほえみ広場にいみ」が中心）

## 概要

- 「ほほえみ広場にいみ」は誰でも利用できるワンストップの相談窓口
- 同一建物内にさまざまな事業所が入っており日常的に連携、緊急時には迅速に対応できるようにしており、「ほほえみ広場にいみ」を拠点に適切な支援につなげていく連携体制を構築
- 緊急時には併設型（医療型含む）の短期入所に対応、相談支援専門員とも連携
- 自立支援協議会の事務局として、関係機関との連携を構築
- 事前情報として警察とも連携し、緊急時に迅速に対応

## 相談

- 「ほほえみ広場にいみ」の受付は、日曜から金曜までの9時から18時
- 夜間と土曜は市役所の宿直で対応。緊急性が高いものは「ほほえみ広場にいみ」に連絡が入り（誰かには必ずつながる）そこから適切な場所につなぐ
- 日曜は地域のサロンの役割も果たしている
- 「ほほえみ広場にいみ」から必要なところにつなぐ流れができており、実質上は、基幹相談支援センターのような役割も担っている
- 「まずは『ほほえみ広場にいみ』に相談」という空気が醸成されており、ワンストップ窓口として機能
- 建物内に多数の事業所が入居し、日常的に連携を行うことで、緊急時には速やかな対応ができる

## 緊急時の受け入れ

- 事前に、短期入所可能な施設に緊急時の受け入れを交渉
- 短期入所は障害者支援施設である大佐荘、健康の森学園、神郷の園の3か所と、新見中央病院に医療型があり、各施設とも3床ある
- 各施設から派遣された職員もあり、緊急時のスムーズな対応に繋がっている
- 警察とも連携しており、迅速に病院につなぐ体制を確保

## 体験の機会、 場

- グループホーム体験の相談や希望があれば、情報提供、関係機関との連絡調整を行い、居住や就労などの体験の機会や場につなぐ
- グループホームは、健康の森学園に10か所、神郷の園に2か所、福祉ワークセンターに女性向けが1か所で計13か所
- 管理者に理解のある民間の賃貸住宅があり、一人暮らし希望者は体験を通さずにそこで一人暮らしを始めるケースがある
- 「ほほえみ広場にいみ」では入居後も家庭訪問し、トラブルのサポートも行う

## 専門的人材 の確保・養成

- 「ほほえみ広場にいみ」のスタッフは、県主催の研修会に参加（虐待防止、権利擁護、発達障害者支援、相談支援専門員の研修など）

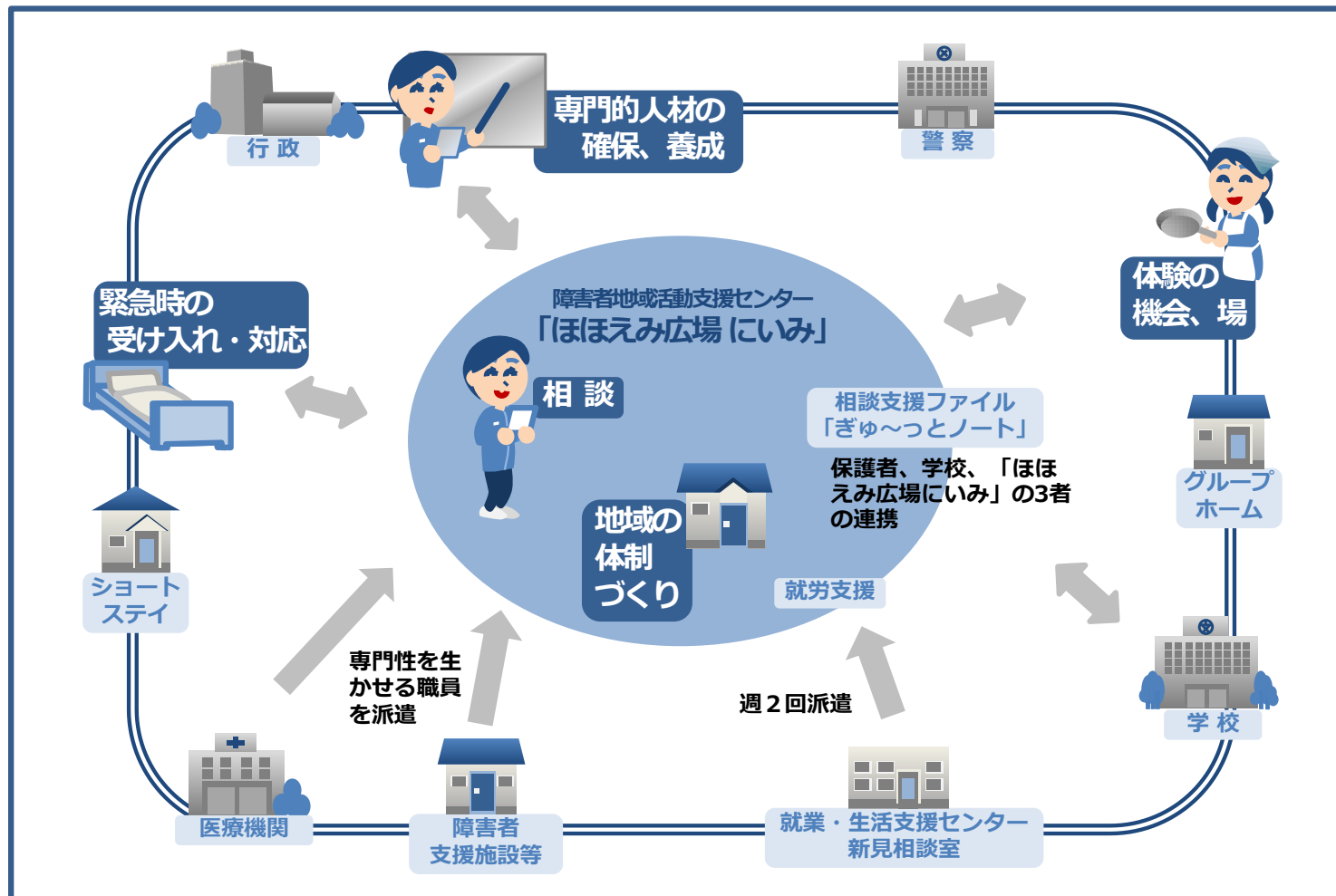
## 地域の体制 づくり

- 地域自立支援協議会（「ほほえみ広場にいみ」が事務局）の全体会の他、各部会の会議を頻繁に開催し、各関係機関との連携を構築
- 相談支援ファイルの活用により、保護者、学校、「ほほえみ広場にいみ」が連携
- 各事業所から「ほほえみ広場にいみ」に出向し地域連携を強化
- 「ほほえみ広場にいみ」を開放し、当事者の憩いの場や地域の拠点としている

## その他

- 介護施設への移行期の人には、相談支援専門員が介護施設と調整
- 強度行動障害は南部にある専門機関、高次脳機能障害は本人の希望に沿った福祉サービス、医療的ケアが必要な重度障害は医療型の短期入所等につなげる

- 「ほほえみ広場にいみ」を中心とした面的整備
- 「ほほえみ広場にいみ」は、障害福祉サービスを使っていない人も含めて誰でも利用できるワンストップの相談窓口として機能





## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・40代男性
- ・自宅で独居。両親は他界しており、きょうだいも独立している

**利用した経緯**

- ・20年間、自宅に引きこもり。5年前に父が、3年前に母も他界
- ・その後、両親が残してくれた貯金が底をつき、平成28年3月に相談を受ける
- ・併設している地域活動支援センターⅢ型から利用を開始。必要に応じて悩み等の相談を受ける

**利用の効果等**

- ・生活リズムを整えたり、相談によって不安を解消したりすることで、平成28年、新見市とハローワーク主催の障害者就職面接会にて、市内のスーパーマーケットへの就職が決まる。その後も、障害者就業・生活支援センターと協働で、定期訪問等の職場定着支援を行っている

## ● 増加傾向にある30～40代の発達障害者の対応方法

親の高齢化が進み、障害者や引きこもり等の家族を支えることが困難となってきた家庭が増えている。特に30代・40代の発達障害がベースにあると思われる人への支援が急激に増しており、その対応方法に課題を感じている

## ● 障害専門のヘルパーが不足

障害専門のヘルパーの数が少ない。事業所自体も運営が厳しいため、なかなか増えない。高齢者の介護ヘルパーは障害者への対応を敬遠する人もいるため、障害者のヘルプサービスへの理解を深める必要がある

## ● 就労に関する専門の人材の不足

就労継続支援 A 型事業所が少ない。「たかはし障害者就業・生活支援センター」は常駐ではないため、就労先の開拓、就労定着支援の機能が不足している

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

愛媛県 松山市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 松山市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

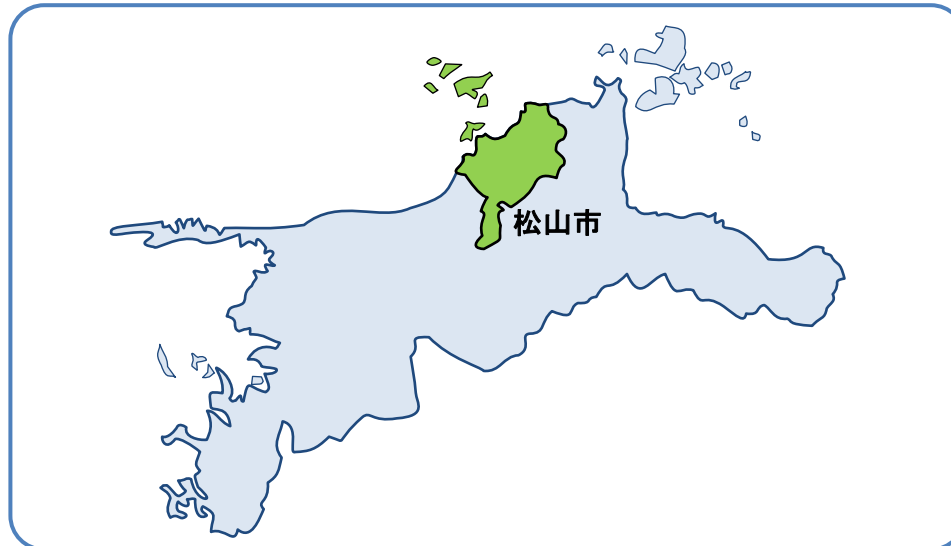
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 515,080人（平成29年8月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年4月1日現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 18,310人
  - ・療育手帳所持者 3,938人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 3,419人
  - ・障害者手帳所持者は増加傾向。特に精神障害者が増加
  - ・障害者の高齢化が進行。身体障害者の半数以上が高齢者
  - ・加齢とともに重度化する傾向あり
- 松山市の位置



## 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

### 整備のプロセス

- 平成26年度第1回松山市障がい者総合支援協議会（地域自立支援協議会）で、地域生活支援拠点等の整備を検討することを説明
- 平成21年にどの障害種別でも相談できる「障害者総合相談窓口」を設置後、平成25年度から、北部と南部で各1か所、地域相談支援センターを整備
- 第4期障害福祉計画に、地域生活支援拠点等を1か所整備すると明記
- 北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口が、それぞれ委託業務の中で、地域や関係者を対象に研修や説明会を開催

### 整備類型

#### 面的整備型

（社会資源が豊富なため、既存資源をうまく活用する面的整備がよいと判断）

### 概要

- 北部、南部、市全域に対応する3か所のワンストップの相談支援を地域生活支援拠点等とする面的整備
- 相談支援事業所の母体法人がもつ幅広い施設等や、地域性、ネットワーク、市の協力により、面的整備としての連携も充実

## 相談

- 北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口の3カ所で相談対応
- 北部と南部はエリアで担当分け、障害者総合相談窓口は全市を対象に幅広く対応（相談支援専門員：北部・南部各5人、障害者総合相談窓口6人）
- 3カ所で、オンコール体制による24時間対応
- 内容によって緊急時受け入れ先の短期入所や医療機関、普段利用しているサービス事業所などにつなぎ、サービス利用が無い場合には相談支援を行うなど、ワンストップの対応

## 緊急時の受け入れ

- 北部地域相談支援センター・南部地域相談支援センター・障がい者総合相談窓口や、相談を受けた市内特定相談支援事業所が中心となって、各短期入所事業所へ空き状況を確認し、受け入れを依頼
- 短期入所の支給決定を受けていないケースの場合等、必要に応じて市への連絡調整を行う
- 各短期入所事業所間でも連携を図り、必要な期間、隙間なく利用が出来るよう調整
- 虐待に遭っている障害者の緊急時には、松山市障がい者緊急一時保護居室確保事業（市事業）も活用

## 体験の機会、場

- 松山市精神障がい者地域生活チャレンジ事業（市事業）により退院可能な精神障害者に、地域生活へのスムーズな移行を促進
- 将来、グループホーム等への入居や就労継続支援事業等の利用を希望する人が、入院中にその場所での生活や日中活動などの体験が行えるよう、市が費用を負担（グループホーム等の部屋代とサービス提供料、日中活動等体験事業のサービス提供料）
- 利用期間は原則月7日以内
- 精神障害者が入居できるグループホーム等の空きがあるときに利用する（居宅確保2か所）

## 専門的人材の確保・養成

- 障害者総合相談窓口による啓発活動や研修会の実施
- 専門性を高めるため他機関への研修に参加（委託料に研修費も含まれている）

## 地域の体制づくり

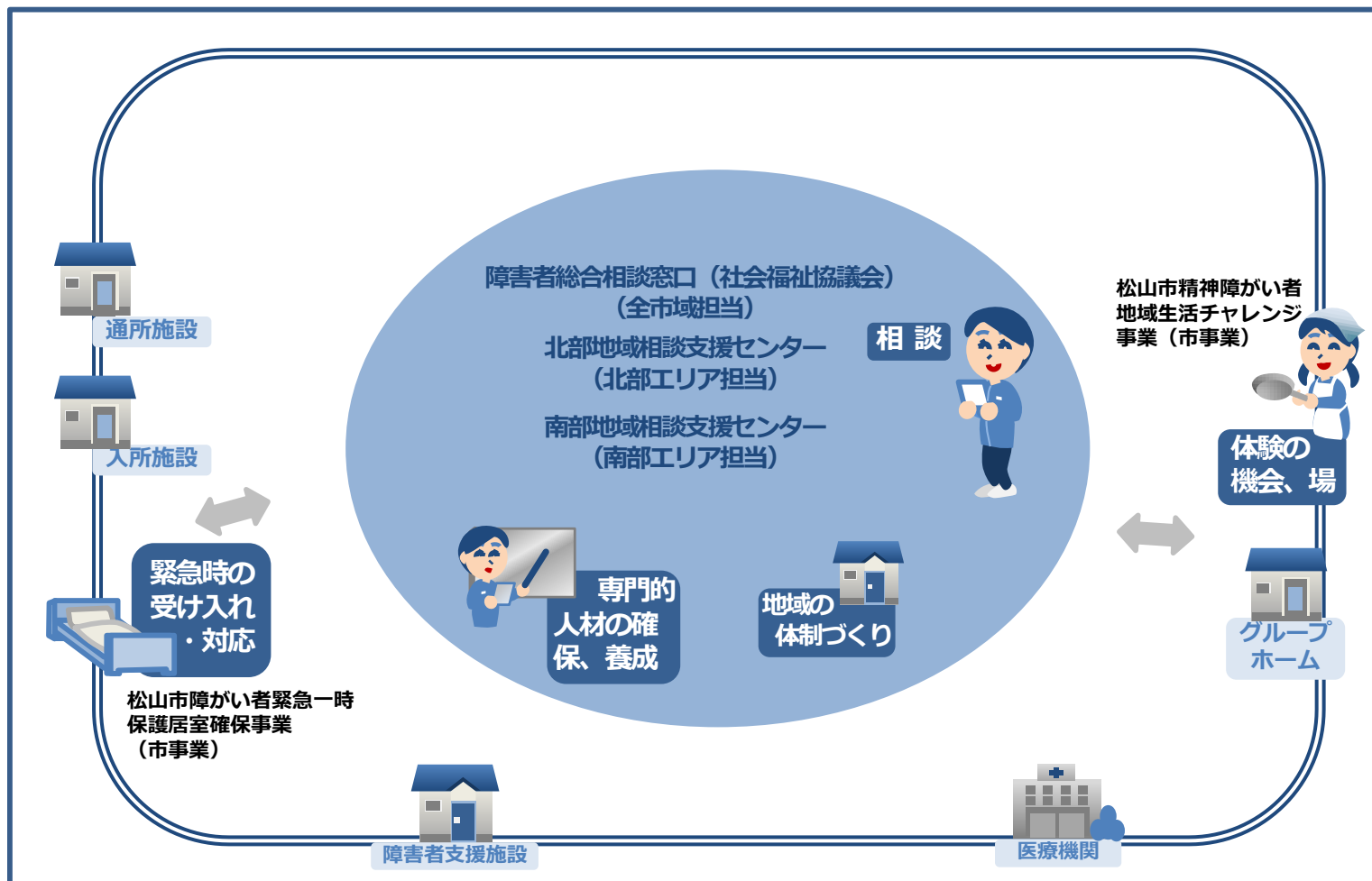
- 地域生活支援拠点等を中心とするネットワークづくり（相談事業所連絡会、困難ケース検討会、勉強会等）

## その他

「ー」



- 北部、南部、市全域に対応する3か所のワンストップの相談支援を地域生活支援拠点等とする面的整備
- 相談支援事業所の母体法人がもつ幅広い施設等や、地域性、ネットワーク、市の協力により、連携も充実



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・30歳代女性。統合失調症。発達障害

**利用した経緯**

- ・母親と2人暮らし。父親は数年前に他界、きょうだいは遠方に住んでいる
- ・母親が利用する介護サービスのスタッフからセンターに、本人は生活面でかなりの支援が必要で、認知症が進んでいる母親と2人で在宅生活を続けるのは難しいという相談を受ける
- ・母親に話を聞くと、このまま2人暮らしを希望するも、本人をお風呂に入れるのがしんどくなってきた、とのこと
- ・そのため、本人の入浴支援のため居宅介護の導入を進めていた矢先、母親の認知症が悪化し、急遽、入院
- ・その後きょうだいを交えて今後の生活について話し合うが、きょうだいは遠方に住んでいることなどもあって一緒に生活することは難しく、本人もどこか世話をしてもらえる所を希望する
- ・居宅介護を申請し、支援区分が出たばかりの状態であったが、行政に相談し、急遽、短期入所の支給決定を出してもらい、受け入れてもらえる事業所を当たって利用に繋がった

**利用の効果等**

- ・短期入所利用中に、居宅介護・生活介護等のサービス調整を行い、現在は、一人暮らしではあるが、安心して在宅生活を送ることが出来ている

## ● 市内全域への対応

市内には島しょ部もあり、時間的に訪問が困難である。また、ニーズの把握も難しく、今後の課題である

業務上の関わりから地域での有機的な結びつきや受け入れ態勢は徐々に構築されているが、より一層の強化が課題である

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

福岡県 福岡市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 福岡市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

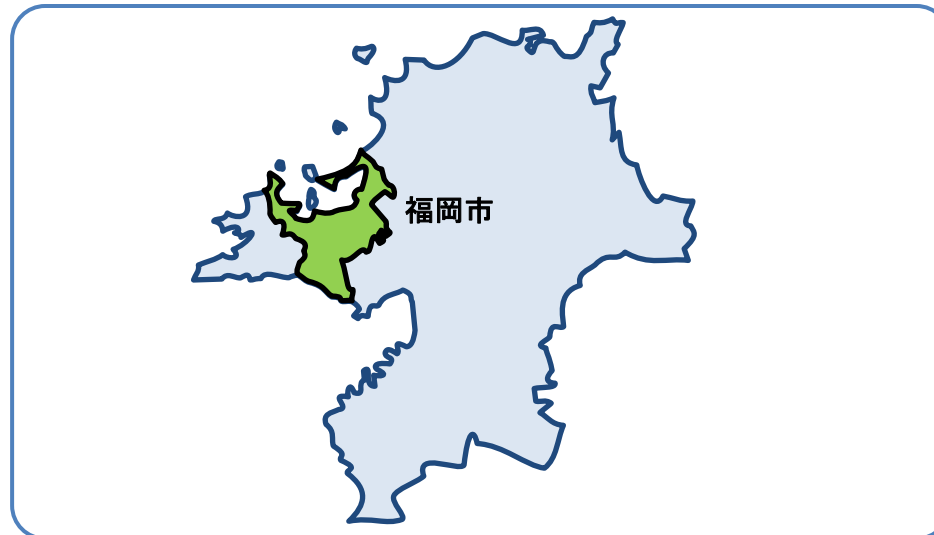
| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例  
(事例なし)

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題  
・方針

- 人口 1,509,353人（平成28年6月末現在）
- 障害者の状況（平成28年6月末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成28年3月末現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 51,831人
  - ・療育手帳所持者 10,764人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 13,290人
  - ・障害者手帳所持者は増加傾向
  - ・特に精神障害者の伸び率が大い（平成25年度から平成28年度の伸び率は28.6%増）
  - ・身体障害者の高齢化が進行

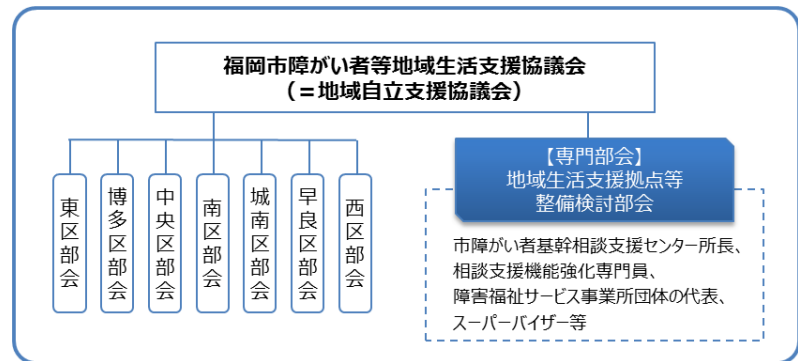
- 福岡市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 第4期障がい福祉計画（平成27年3月策定）で位置づけ
- 平成28年4月に福岡市障がい者等地域生活支援協議会（＝地域自立支援協議会）の専門部会として、「地域生活支援拠点等整備検討部会」を設置、検討



## 整備類型

### 面的整備型

（市内14か所の区基幹相談支援センターを中心とした障害福祉サービス事業所等のネットワーク構築による面的整備）

## 概要

- 地域生活支援拠点等が、継続的、安定的に機能するために、特定の法人や事業所に過重な負担がかからないように、市内全体で支える仕組みづくり
- 緊急時の受け入れは専門性を有する短期入所事業所3か所で、事前アセスメントを行い、きめ細かく対応
- 地域自立支援協議会とその区部会で定期的に評価を行う

## 相談

- 市内を14か所に細分化し、各区基幹相談支援センターを設置して、全障害に対する相談を実施
- 各校区の人口から障害者数を推計し、その人数によって各区基幹相談支援センターの担当エリアを決定。基幹相談支援センターあたり、平均約8校区担当
- 開所時間は、月曜から金曜の9時から17時
- 開所時間外は各区基幹相談支援センターごとに職員（4～5人）が携帯電話を持ち回りして24時間相談対応

## 緊急時の受け入れ

- 専門性に特化した3か所の短期入所（類型Ⅰ：医療的ケア、類型Ⅱ：強度行動障害、類型Ⅲ：虐待、類型ⅠとⅡ以外）で各2床空床確保
- 類型毎に一定の要件を備える緊急対応コーディネーターと専門職を配置、24時間365日支援体制
- 緊急時の定義は、「市内在住で介護者の急病等やむを得ない理由により、受け入れを行う日の前々日以降に受け入れ要請があった場合」とし、受け入れ期間は原則1週間
- 緊急時の受け入れ利用の希望者を事前登録し、事前にアセスメントを行う
- 区基幹相談支援センターの依頼により、空床確保分は体験利用としても活用



## 体験の機会、場

- グループホーム体験給付にて実施。各区基幹相談支援センターが、市内のグループホームや日中活動事業所等すべてを対象に空き情報を随時入手し、必要な人に情報提供やサービスの利用調整を行う

## 専門的人材の確保・養成

- 市基幹相談支援センターが区基幹相談支援センター他の人材を育成（テーマ別研修、スーパーバイザーによる指導など。平成30年度からは、区基幹相談支援センターがコーディネーターの役割をもてるように研修を行う）
- 県の研修が充実（サービス管理責任者研修、介護職員初任者研修、相談支援従事者初任者研修など）

## 地域の体制づくり

- 区基幹相談支援センターが地域自立支援協議会の区部会の事務局を担い、区部会を中心に、地域の事業所のネットワークづくりを行う
- 区基幹相談支援センターは地域へのアウトリーチを行い、地域の団体や社会福祉法人等と連携して障害者を地域で見守るパーソナルネットワークを形成

## その他

「ー」



利用事例

1

事例なし

- **面的整備としての連携施設の不足（グループホーム、精神、重度の身体への対応）**

地域移行を推進するために、グループホームの整備を進める必要があるが、報酬体系や人材確保が難しいなどの理由によりグループホームの設置が進んでいない

福岡市は身体障害者のグループホームが少なく、重度の身体障害者の生活の場がないことが課題である

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

大分県 大 分 市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 大分市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

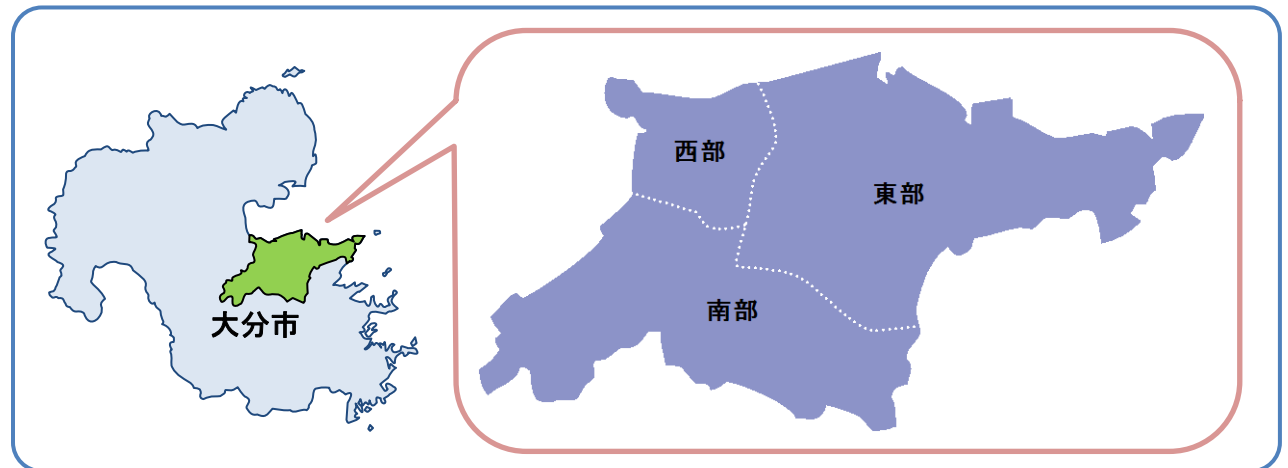
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例  
(平成30年度より実施のため、事例なし)

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題  
・方針

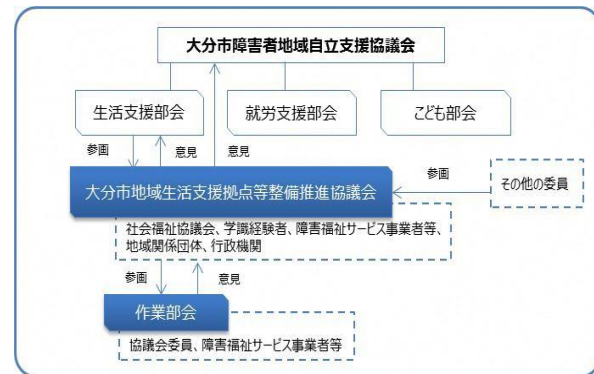
- 人口 479,332人（平成29年9月末現在）
- 障害者の状況（平成29年4月1日現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 21,085人
  - ・療育手帳所持者 3,750人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 3,576人
  - ・障害者手帳所持者は増加傾向
  - ・特に精神障害者の伸び率が高い
  - ・身体障害者数の伸び率は鈍化傾向だが、高齢化が進行
- 大分市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 国の「平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施
- 平成27年11月「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」を設置
- 平成29年度は支援体制のハード面（工事等）とソフト面（要綱等）の準備期間とし、平成30年度に運用開始
- 平成29年4月、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、「相談」と「緊急時の受け入れ」に着手
- 平成30年度からは「旧ホルト園」に委託相談支援事業所（3カ所）が移り、ワンストップの365日の相談窓口を開設



## 整備類型

面的整備型（平成30年度運用開始）

## 概要

- 市直営の地域生活支援拠点等の事務局を設置し、既に構築済の3カ所の相談支援事業所を1カ所に集約。市直営の事務局を中心とする面的整備
- ワンストップの365日相談対応（平日21時まで、土日祝日18時まで）
- 市内の広いエリアを、緊急対応支援員（協力法人の輪番制）が必要に応じて直接支援（現場確認、見守り、短期入所までの送迎等）し、地域生活支援拠点の相談支援事業所をバックアップ



## 相談

- 「旧ホルト園」に市の障害福祉課の分室を設置するとともに、そこに地域生活支援拠点等の事務局を置く。事務局は地域生活支援拠点等の業務だけでなく、虐待の相談、障害者差別解消法の相談も行う
- 「旧ホルト園」に3か所の委託相談支援事業所の専門性を生かしたワンストップの365日相談窓口を設置
- 現在の状況を踏まえ、夜間対応を平日は21時、それ以外は18時までとする

## 緊急時の受け入れ

- 緊急連絡網や事前登録制による「緊急連絡体制」を整備
- 事務局が「短期入所の専門性と空床の管理」等を担い、委託相談支援事業所（3か所）は、事務局が作成する緊急連絡体制に基づいて緊急時の連絡、調整を実施
- 市独自の人的バックアップ体制として、協力法人による輪番制である「緊急対応支援員」による直接支援（委託相談支援事業所からの緊急要請により、現場等に駆けつけ、直接必要な支援（現場確認、見守り、協力法人の短期入所等への送迎など）を行う）
- 短期入所に空きがない場合の最終手段として一時預かり場所を設置

## 体験の機会、 場

- 平成13年度から大分市独自に知的障害者自立生活促進事業を実施（アパートや借家等の空いている部屋を活用して、各法人の在宅利用者が行う宿泊訓練、定員は5法人の合計で15人）
- 平成30年度からこの事業を拡充し、地域生活支援拠点等としての体験利用を実施する予定

## 専門的人材 の確保・養成

- 相談支援専門員連絡会等を通じて相談体制の連携を強化

## 地域の体制 づくり

- 地域生活支援拠点等の事務局設置により、「緊急連絡体制」の整備や、法人への緊急対応支援員の協力依頼などを行い、緊急時対応における地域の体制づくりを行う

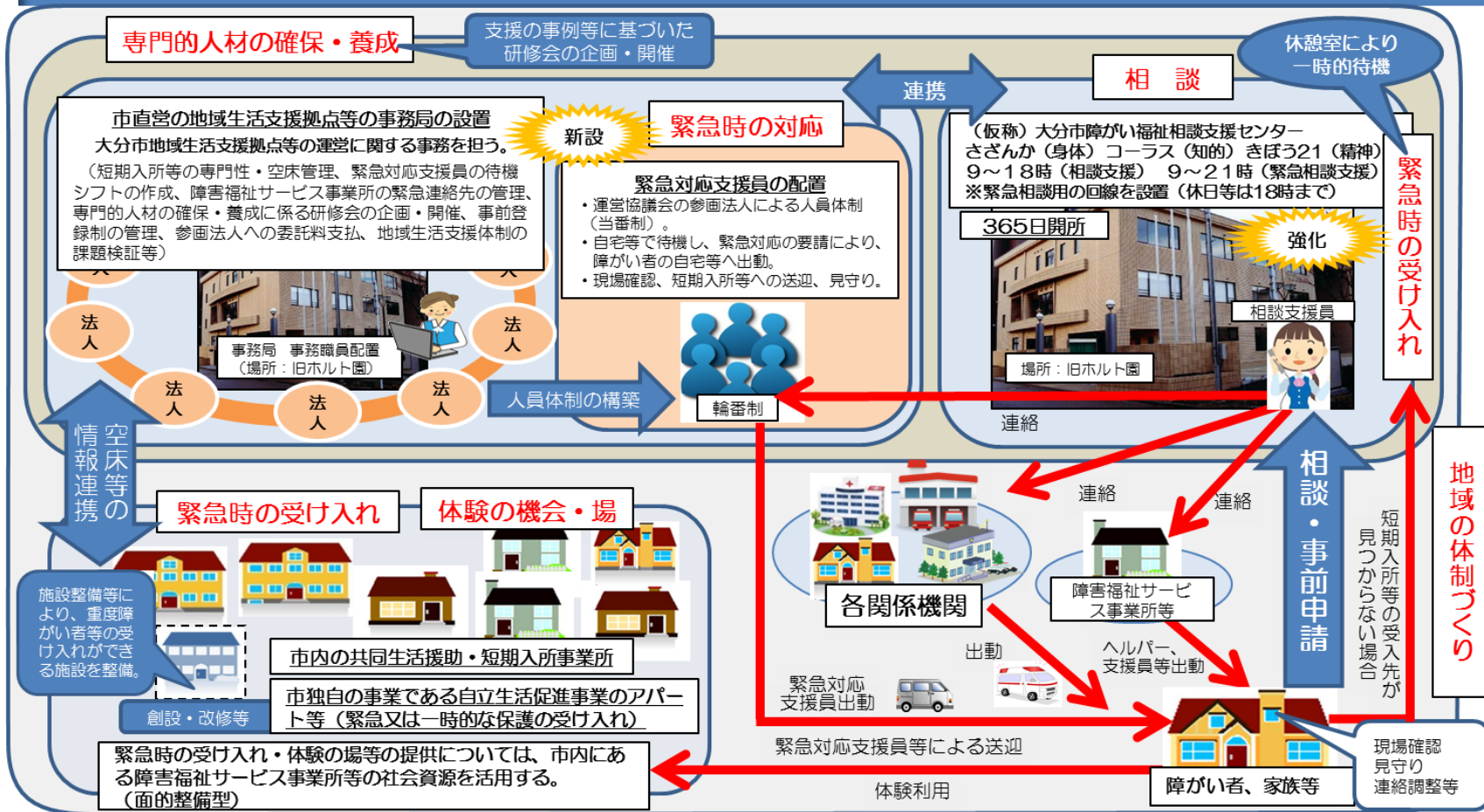
## その他

「ー」

# 地域生活支援拠点等のイメージ図

- 市直営の地域生活支援拠点等の事務局を設置し、既に構築済の3障害の相談事業所を1か所に集約。市直営の事務局を中心とする面的整備（平成30年度運用開始）

## 大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ案【面的整備型】（全体版）



利用事例

1

平成30年度より実施のため、事例なし

- **医療的ケアの人材確保と育成が課題であり、医療機関との連携が必要**

市内には医療型短期入所事業所が2か所しかなく、資源が不十分。病院に短期入所に1床確保できればよいが、病院は診療報酬の点で受け入れに消極的。今後、医療機関と協議が必要

- **重度障害者の受け入れ体制の整備**

重度障害者等の受け入れができるグループホームや短期入所等を優先的に整備していく予定

- **DVや児童虐待、障害者の高齢者などに対応するために、夜間の支援体制、連携体制などの検討が必要**

- **指定特定相談支援事業者の直接支援の参画**

緊急時に計画相談事業所も地域生活支援拠点等の相談支援専門員と一緒に対応することで、支援の手法が蓄積され、利用者との信頼関係ができる

- **市内東部（遠隔地・事業所が少ない）への対応が課題**